

## 令和5年第2回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表 .....	5
付議事件並びに結果 .....	6
◎ 令和5年4月27日	
出席及び欠席議員 .....	7
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	8
本議会に出席した事務局職員 .....	8
議事日程 .....	8
議会運営委員長報告について .....	9
会議録署名議員の指名について .....	9
議案の上程について .....	10
市長の提案理由の説明 .....	10
報告について .....	12

## 令和5年第3回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	15
付議事件並びに結果	16
◎ 令和5年6月13日	
出席及び欠席議員	19
地方自治法第121条の規定により出席した者	20
本議会に出席した事務局職員	20
議事日程	20
諸般の報告について	22
議会運営委員長報告について	24
会議録署名議員の指名について	25
議案の上程について	25
市長の提案理由の説明	25
報告について	29
請願について	31
◎ 令和5年6月16日	
出席及び欠席議員	33
地方自治法第121条の規定により出席した者	34
本議会に出席した事務局職員	34
議事日程	34
議案質疑について（議案第35号）	35
（議案第36号～議案第40号）	36
（議案第41号～議案第45号）	37
（議案第46号～議案第50号）	38
◎ 令和5年6月20日	
出席及び欠席議員	41
地方自治法第121条の規定により出席した者	42
本議会に出席した事務局職員	43
議事日程	43
会議録署名議員の追加について	43

一般質問について	44
田中 康德 議員	44
浦川 和久 議員	52
荒巻 英樹 議員	63
新谷信次郎 議員	78
矢ヶ部広巳 議員	92
菊次 太丸 議員	104

◎ 令和5年6月21日

出席及び欠席議員	123
地方自治法第121条の規定により出席した者	124
本議会に出席した事務局職員	125
議事日程	125
一般質問について	125
今村 智子 議員	125
高田千壽輝 議員	134
佐々木創主 議員	150
橋本 憲之 議員	164
緒方 寿光 議員	181

◎ 令和5年6月29日

出席及び欠席議員	199
地方自治法第121条の規定により出席した者	200
本議会に出席した事務局職員	200
議事日程	200
議会運営委員長報告について	201
各委員長報告について	202
総務常任委員長報告について	202
建設経済常任委員長報告について	203
教育民生常任委員長報告について	205
議案の上程について	209
議員提出議案の提案理由の説明	209
「オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会」の設置に関する決議	211

令 和 5 年

## 第 2 回柳川市議会臨時会会議録

開 会：令和 5 年 4 月 27 日

閉 会：令和 5 年 4 月 27 日

柳 川 市 議 会

第 2 回 柳 川 市 議 会 （ 臨 時 会 ） 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
4 月 27 日	木	本 会 議	開会・議案質疑・採決・閉会

第2回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

○ 議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 3 2 号	専決処分の承認について（専決第3号 柳川市税条例の一部を改正する条例）	5.4.27	承 認
議 案 第 3 3 号	専決処分の承認について（専決第4号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	5.4.27	承 認
議 案 第 3 4 号	令和5年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について	5.4.27	原案可決

○ 報 告

報 告 第 2 号	専決処分の報告について（専決第2号 和解及び損害賠償額の決定について）	5.4.27	報 告
--------------	-------------------------------------	--------	-----

## 柳川市議会第2回臨時会会議録

令和5年4月27日柳川市議会議場に第2回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椛島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
5番	田中康徳	6番	橋本憲之
7番	佐藤勝広	8番	今村智子
9番	浦川和久	11番	江口義明
12番	荒巻英樹	13番	佐々木創主
14番	荒木憲	15番	高田千壽輝
16番	矢ヶ部広巳	17番	緒方寿光
18番	樽見哲也	19番	近藤末治

### 2. 欠席議員

10番	新谷信次郎
-----	-------

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子	健次
副市	長	中村	智弘
教	育	橋本	秀博
総務	部長	平田	敬介
会計	管理者	田島	雅彦
市民	部長	松藤	満也
保健	福祉部長	池末	勇人
建設	部長	中村	正光
産業	経済部長兼大和庁舎長	松永	久
教育	部長兼三橋庁舎長	武田	真治
消	防	松藤	敏彦
人事	秘書課長	江口	英範
財	政	田中	勝裕
税	務	古賀	和明
健康	づくり課長	横山	久美
福祉	課長	内田	猛
子育	て支援課長	小池	由希

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	田	啓	介							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

### 5. 議事日程

日程（1） 議会運営委員長報告について

日程（2） 会議録署名議員の指名について

日程（3） 議案の上程について

議案第32号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市税条例の一部を改正する条例）

議案第33号 専決処分の承認について（専決第4号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第34号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について

日程（4） 報告について



報告第2号 専決処分の報告について（専決第2号 和解及び損害賠償額の決定について）

---

午前10時 開会

○議長（近藤末治君）

おはようございます。本日の出席議員18名、定足数であります。よって、ただいまから令和5年第2回柳川市議会臨時会を開会いたします。

日程第1 議会運営委員長報告について

○議長（近藤末治君）

日程1. 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（橋本憲之君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和5年第2回柳川市議会臨時会の会期日程について、去る4月24日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期についてであります。本日、1日間としております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第32号から議案第34号までの3議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、3議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、質疑、討論を行い、3議案とも即決といたしております。

日程4が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑については、本日の本会議終了後、全員協議会でお願いすることといたしております。

以上のおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

○議長（近藤末治君）

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（近藤末治君）

日程 2. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、5 番田中康德議員及び15番高田千壽輝議員を指名いたします。

### 日程第 3 議案の上程について

#### ○議長（近藤末治君）

日程 3. 議案の上程について。

議案第32号から議案第34号までの3議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

#### ○市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。日程 3、今回御提案いたします議案第32号から議案第34号の3議案について御説明申し上げます。

まず、議案第32号 専決処分の承認について（専決第 3 号 柳川市税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 5 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、柳川市税条例の一部改正を同日付で地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容を申し上げますと、軽自動車税種別割グリーン化特例の延長、長寿命化工事をしたマンションの固定資産税軽減措置を創設したものです。

次に、議案第33号 専決処分の承認について（専決第 4 号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和 5 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、柳川市国民健康保険税条例の一部改正を同日付で地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容を申し上げますと、国民健康保険税の後期高齢分の限度額の改正及び減額における軽減基準額の改正等を行ったものであります。

次に、議案第34号 令和 5 年度柳川市一般会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

御提案いたしております補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に113,769千円を追加し、歳入歳出予算の総額を32,603,769千円としようとするものであります。

歳出では、民生費で113,769千円を増額補正しております。

内容としましては、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯を支援するための特別給付金支給に係る経費を計上するものです。対象世帯の児童 1 人当たり一律50千円を支給するもので、5 月中の支給を予定しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

国庫支出金では、子育て世帯生活支援特別給付金113,769千円を増額補正しております。

以上、3議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御承認、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（近藤末治君）

提案理由の説明が終わりましたので、3議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時6分 休憩

午前10時6分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより3議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第32号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市税条例の一部を改正する条例）については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

お諮りいたします。議案第33号 専決処分の承認について（専決第4号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

お諮りいたします。議案第34号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第1号）については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 報告について

○議長（近藤末治君）

日程4. 報告について。

報告第2号 専決処分の報告について（専決第2号 和解及び損害賠償額の決定について）市長の報告を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

日程4、報告第2号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和5年3月22日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和5年2月27日午後3時25分頃、福祉課地域包括支援センターの会計年度任用職員の運転する公用車が柳川古文書館北側道路から掘割沿いの道路に向かい

走行し、両道路接続の交差点において、一時停止線で停止はしたものの、右方を目視確認せず左折しようとした際に右側から直進してきた原動機付自転車と接触し、相手方原動機付自転車の前方かご部分を変形破損させたものです。

この事故に係る損害賠償額を3,762円と決定し、相手側と示談したところであります。

なお、損害賠償額は全国市有物件災害共済会の保険で補填しております。

以上、御報告を申し上げます。

**○議長（近藤末治君）**

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにして、報告についてを終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和5年第2回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

**午前10時12分 閉会**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 近 藤 末 治

柳川市議会議員 田 中 康 徳

柳川市議会議員 高 田 千 壽 輝

令 和 5 年

## 第 3 回柳川市議会定例会会議録

開 会：令和 5 年 6 月 13 日

閉 会：令和 5 年 6 月 29 日

柳 川 市 議 会

第 3 回 柳 川 市 議 会 （ 定 例 会 ） 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
6 月 13 日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
6 月 14 日	水	考 案 日	
6 月 15 日	木	考 案 日	
6 月 16 日	金	本 会 議	議 案 質 疑
6 月 17 日	土	休 会	
6 月 18 日	日	休 会	
6 月 19 日	月	考 案 日	
6 月 20 日	火	本 会 議	一 般 質 問
6 月 21 日	水	本 会 議	一 般 質 問
6 月 22 日	木	休 会	
6 月 23 日	金	委 員 会	
6 月 24 日	土	休 会	
6 月 25 日	日	休 会	
6 月 26 日	月	委 員 会	
6 月 27 日	火	事 務 整 理 日	
6 月 28 日	水	事 務 整 理 日	
6 月 29 日	木	本 会 議	採 決 ・ 閉 会

第3回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

○ 議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 35 号	令和5年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について	5.6.29	原案可決
議 案 第 36 号	柳川市屋外広告物条例の制定について	5.6.29	原案可決
議 案 第 37 号	柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	5.6.29	原案可決
議 案 第 38 号	柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について	5.6.16	原案可決
議 案 第 39 号	柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	5.6.16	原案可決
議 案 第 40 号	柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	5.6.29	原案可決
議 案 第 41 号	工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について	5.6.29	原案可決
議 案 第 42 号	財産の取得について	5.6.29	原案可決
議 案 第 43 号	市道路線の認定及び変更について	5.6.29	原案可決
議 案 第 44 号	令和4年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	5.6.29	原案可決
議 案 第 45 号	令和4年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	5.6.29	原案可決
議 案 第 46 号	柳川市公平委員会委員の選任について	5.6.16	同 意
議 案 第 47 号	柳川市教育委員会委員の任命について	5.6.16	同 意



議案 第48号	柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	5.6.16	同意
議案 第49号	柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	5.6.16	同意
議案 第50号	柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	5.6.16	同意
議案 第51号	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度充実に 係わる意見書について	5.6.29	原案可決
議案 第52号	地方財政の充実・強化を求める意見書について	5.6.29	原案可決

### ○ 報 告

報告 第3号	専決処分の報告について（専決第5号 和解及び損害 賠償額の決定について）	5.6.13	報告
報告 第4号	専決処分の報告について（専決第6号 和解及び損害 賠償額の決定について）	5.6.13	報告
報告 第5号	繰越明許費繰越計算書について	5.6.13	報告
報告 第6号	事故繰越し繰越計算書について	5.6.13	報告
報告 第7号	柳川市水道事業会計予算繰越計算書について	5.6.13	報告
報告 第8号	柳川市下水道事業会計予算繰越計算書について	5.6.13	報告
報告 第9号	柳川市土地開発公社の経営状況について	5.6.13	報告

### ○ 請 願

請願 第2号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるため の、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願につい て	5.6.29	採 択
-----------	--	--------	-----

請願 第 3 号	地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書	5.6.29	採 択
-------------	--------------------------	--------	-----

○ 決 議

「オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会」の設置に関する 決議		5.6.29	否 決
-------------------------------------	--	--------	-----

## 柳川市議会第3回定例会会議録

令和5年6月13日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椛島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
5番	田中康徳	6番	橋本憲之
7番	佐藤勝広	8番	今村智子
9番	浦川和久	10番	新谷信次郎
11番	江口義明	12番	荒巻英樹
13番	佐々木創主	14番	荒木憲
15番	高田千壽輝	16番	矢ヶ部広巳
17番	緒方寿光	18番	樽見哲也
19番	近藤末治		

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子	健次
副市	長	中村	智弘
教	育	橋本	秀博
総務	部長	平田	敬介
会計	管理者	田島	雅彦
市民	部長	松藤	満也
保健	福祉部長	池末	勇人
建設	部長	中村	正光
産業	経済部長兼大和庁舎長	松永	久
教育	部長兼三橋庁舎長	武田	真治
消	防	松藤	敏彦
人事	秘書課長	江口	英範
総務	課長	新開	文隆
企画	課長	古賀	順一郎
財政	課長	田中	勝裕
健康	づくり課長	横山	久美
福祉	課長	内田	猛
学校	教育課長	古賀	洋
生涯	学習課長	野田	学
建設	課長	古賀	洋二郎
農政	課長	木原	隆文
水路	課長	梅崎	秋敬

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議会事務局	長	高田	啓介
議会事務局	次長兼議事係長	徳永	喜美香
議会事務局	次長補佐兼庶務係長	森	康貴

### 5. 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について（令和4年12月分、令和5年1月分、2月分、3月分）
- (2) 請願の処理の経過及び結果について

(3) 市長の行政報告について

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第35号 令和5年度柳川市一般会計補正予算(第2号)について

議案第36号 柳川市屋外広告物条例の制定について

議案第37号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について

議案第42号 財産の取得について

議案第43号 市道路線の認定及び変更について

議案第44号 令和4年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第45号 令和4年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第46号 柳川市公平委員会委員の選任について

議案第47号 柳川市教育委員会委員の任命について

議案第48号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第49号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第50号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程(4) 報告について

報告第3号 専決処分の報告について(専決第5号 和解及び損害賠償額の決定について)

報告第4号 専決処分の報告について(専決第6号 和解及び損害賠償額の決定について)

報告第5号 繰越明許費繰越計算書について

報告第6号 事故繰越し繰越計算書について

報告第7号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第8号 柳川市下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第9号 柳川市土地開発公社の経営状況について

日程（５） 請願について

請願第２号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について

請願第３号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書

---

午前10時 開会

○議長（近藤末治君）

おはようございます。本日の出席議員18名、定足数であります。よって、ただいまから令和5年第3回柳川市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

監査委員より例月出納検査の結果について、市長より請願の処理の経過及び結果についてお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。

○市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。議事に先立ちまして、3月定例会以降の主立った事柄について御報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症関連について御報告します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、この3年余り、行動制限を余儀なくされてきましたが、5月8日からは感染症法上の位置づけが2類相当から5類になり、行動制限も徐々に緩和されてまいりました。

今回、5類に移行したことで、柳川市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止しましたが、令和2年2月18日に設置して以降、これまで62回にわたる本部会議の中で、本市独自の緊急対策、感染防止対策に関する議論を行ってきたところでございます。そのたびに臨時会を開催させていただき、議員の皆様にも御理解、御協力をいただきました。その結果、市民の皆様、事業者の皆様に対して迅速に様々な支援をさせていただくことができました。ありがとうございました。

また、新型コロナワクチン接種については、重症化予防のため引き続き無料で、柳川山門医師会の皆様の御協力により進めてまいります。

次に、市長会及び広域で構成する協議会や期成会などの諸会議について御報告します。

6月6日、7日には東京都で第93回全国市長会議が開催されました。全国815市長のうち640の市長の参加がありました。会議では、こども・子育て施策の充実強化や国土強靱化、防災・減災対策等の充実、物価高騰等を踏まえた地域経済対策の充実強化など、7項目に関する決議案が決定をされ、実現に向けて国及び国会議員へ強く要望することになりました。

今後も福岡県や九州、全国の市長と連携を進めてまいりたいと考えています。

次に、私が会長を務めております九州地区道路利用者会議については、定時総会を5月12日に宮崎県で開催し、来賓として、全国道路利用者会議会長の古賀誠先生、宮崎県の河野俊嗣知事をお迎えし、よりよい道路整備について、道路利用者の目線で意見交換を行いました。

このほか、福岡県土地改良事業団体連合会や県南総合開発促進会議、筑後田園都市推進評議会など、広域で構成する協議会などの会議等に出席するとともに、柳川市人権擁護委員協議会や柳川市民生委員・児童委員協議会、柳川市安全・安心まちづくり推進協議会など、市内団体の総会等に出席をいたしました。

続きまして、国、県等に対する要望活動について御報告します。

5月15日には、令和4年漁期のノリ養殖におきまして、採苗が行われた10月末から雨が少なく、日射量が多い晴天が続いたため、植物プランクトンの多い赤潮の状況が継続しました。この影響で、福岡県有明海漁連では生産量が例年に比べ約5割の6億4,000万枚、生産額は例年の約7割の105億円にとどまりました。このため、福岡県有明海漁業振興対策協議会において、福岡有明海漁業協同組合連合会の西田会長とともに、福岡県に対して、プランクトン発生が秋芽網生産期から長期化した原因の究明など、3項目について要望を行ったところでございます。

5月16日には東京都で全国道路利用者会議定時総会、翌日17日には命と暮らしを守る道づくり全国大会が開催され、長期安定的に道路整備が進められるよう道路関係予算の確保を求める決議が採択されました。それぞれ総会、全国大会終了後には地元選出の国会議員に対する要望活動を行ってまいりました。

最後に、市政の近況について御報告をいたします。

立花宗茂・閻千代の大河ドラマ招致活動についてですが、今年で7年目に入りました。

まずは招致委員会について報告します。市内各種団体で構成する立花宗茂と閻千代NHK大河ドラマ招致委員会については、4月17日に総会を開催しました。また、福岡県やゆかりの地で広域的に組織する立花宗茂と閻千代NHK大河ドラマ招致委員会については、4月24日に福岡県の江口副知事をお迎えし、総会を開催しました。立花宗茂の認知度も徐々に高まってきていると感じています。また、5月3日には4年ぶりの通常開催となった博多どんたく港まつりに大河ドラマ招致どんたく隊として参加するに当たり、出発式を行いました。江口建設経済常任委員長をはじめ、商工会議所や観光協会など参加者の皆さんに全国に発信していただくように激励と感謝の言葉を述べさせていただきました。

引き続き、市内はもとより、広域的な招致活動を展開し、息の長い取組になると思いますが、皆様方と一緒に取組んでいきたいと思っております。

次に、4月30日には柳川むつごろうランドに設置した大型複合遊具のオープニングセレモニーを開催しました。来賓として近藤末治議長、菊次太丸副議長、市議会建設経済常任委員

会委員の皆様にご出席いただき、近藤議長には市議会を代表して御挨拶をいただきました。当日はゴールデンウィーク期間中でもあり、多くの家族連れでにぎわっておりました。柳川の新たなランドマークがまた一つ誕生したと感じているところです。

5月21日には防災訓練、水防演習の現地訓練を実施し、消防団や福岡県警、医師会など、21団体から約630人に参加していただきました。また、6月5日には本市の防災会議・水防協議会合同会議を開催しました。

今年は5月29日に梅雨入りが発表されました。平年より6日、昨年より13日早い梅雨入りでしたが、これからの大雨や台風、地震等の災害には万全を期し、市民の安全と安心を守ってまいります。

5月30日には市民文化会館で、佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する市民説明会を九州防衛局と共催で開催しました。説明会には92名の参加があり、オスプレイの安全性や米軍利用の可能性、相談窓口の体制などについて質問がありました。今後も機会を捉えて、できる限り市民の声に耳を傾け、九州防衛局及び佐賀県と協議をしてまいります。

最後に、6月11日には青少年育成市民会議の総会と意見発表会を開催しました。意見発表会では、12人の小・中学生が身近な出来事や社会で話題になっている出来事などについて考えたことを発表しました。未来を担う子供たちが、友達、家族、地域の方々とのつながりを実感し、常に多くの人に支えられていることに感謝するとともに、周りの人々、地域、社会への自分ができることを堂々と伝えている姿にとっても感動いたしました。柳川市の宝である子供たちの健やかな成長を全力で支えていく決意を新たにしたところでございます。

以上、簡単ですが、行政報告といたします。

#### ○議長（近藤末治君）

以上をもって諸般の報告を終了し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 議会運営委員長報告について

#### ○議長（近藤末治君）

日程1. 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

#### ○議会運営委員長（橋本憲之君）（登壇）

皆様おはようございます。令和5年第3回柳川市議会定例会の会期日程等につきまして、去る6月12日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります。本日、6月13日から6月29日までの17日間といたしております。

会期中の内容及び本日の日程につきましては、議事日程（第1日）に記載のとおりでございますので、御確認願います。

なお、日程4の報告については、本日の本会議終了後の全員協議会で質疑をお願いするこ



とにいたしております。

日程5の請願については、本定例会に2件提出されており、請願第2号は教育民生常任委員会に審査を付託、請願第3号は総務常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議事日程（第2日）について申し上げます。

第2日は議案質疑であります。

初めに、議案第35号を議題とし、質疑終了後、総務常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第36号から議案第40号までの5議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第36号及び議案第37号の2議案は建設経済常任委員会に審査を付託、議案第38号及び議案第39号の2議案は即決、議案第40号は総務常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第41号から議案第45号までの5議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第41号は教育民生常任委員会に審査を付託、議案第42号は総務常任委員会に審査を付託、議案第43号から議案第45号までの3議案は建設経済常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第46号から議案第50号までの5議案を一括議題とし、質疑終了後、5議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして協議決定いたしましたので、御報告申し上げ、終わります。

○議長（近藤末治君）

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（近藤末治君）

日程2. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、6番橋本憲之議員及び14番荒木憲議員を指名いたします。

## 日程第3 議案の上程について

○議長（近藤末治君）

日程3. 議案の上程について。

議案第35号から議案第50号までの16議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

日程3、議案第35号の補正予算1議案、議案第36号から議案第40号までの条例案5議案、議案第41号から議案第45号までのその他5議案及び議案第46号から議案第50号までの人事案

件5議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第35号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ363,670千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ32,967,439千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について、歳出から款を追って御説明を申し上げます。

総務費は41,217千円を増額補正しております。

内容としましては、柳川庁舎増築に伴う用地取得に係る準備経費、マイナポイント申請支援に係る経費などを計上しております。

民生費は272,647千円を増額補正しております。

内容としましては、物価高騰対策として、住民税非課税世帯等に対する給付金、介護サービス事業所等への支援金の支給に要する経費を計上したほか、病児保育施設利用の負担軽減のための補助金などを計上しております。

衛生費は6,047千円を増額補正しております。

内容としましては、電気料金高騰により経営が圧迫される水道事業会計に対し、水道料金への価格転嫁を抑制するため、一般会計からの繰出金を計上しております。

農林水産業費は26,968千円を増額補正しております。

内容としましては、農業機械導入助成に係る経費のほか、法改正による農地貸借制度の変更に対応するための経費を計上しております。

商工費では3,704千円を増額補正しております。

内容としましては、企業立地等促進条例に基づく立地企業雇用奨励金、立地企業利子補給金を計上しております。

土木費では4,087千円を増額補正しております。

内容としましては、電気料金高騰により経営が圧迫される下水道事業会計に対し、下水道使用料への価格転嫁を抑制するため、一般会計からの繰出金を計上しております。

消防費では1,000千円を増額補正しております。

内容としましては、公務外で亡くなった消防団員への遺族援護金を計上しております。

教育費では8,000千円を増額補正しております。

内容としましては、皿垣公民館建て替え工事費の一部に対する補助金、郷土の偉人である第10代横綱雲龍久吉関のマンガ制作委員会への負担金を計上しております。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

国庫支出金では電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金等413,826千円を増額

補正しております。

県支出金では水田農業デジタルトランスフォーメーション推進事業費補助金等20,323千円を増額補正しております。

繰入金では国庫支出金及び県支出金への財源更正により76,127千円を減額補正しております。

諸収入では5,648千円を増額補正しております。

第2表 繰越明許費補正では水路保全事業費の追加を行っております。

次に、議案第36号 柳川市屋外広告物条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、現在、福岡県屋外広告物条例に基づき規制誘導を行っている屋外広告物について、本市の景観計画と連携し、地域特性に即した取扱いを図ることにより良好な景観形成に資するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第37号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、本議会に提出しております柳川市屋外広告物条例の制定に伴い、柳川市手数料条例に定める屋外広告物許可申請手数料の規定を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第38号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及びこれに関連する政令等が公布されたことに伴い、条例の整備を行うものです。

主な改正の内容は、森林環境税の導入に伴う規定の整備、軽自動車税における特定小型原動機付自転車に係る規定の整備及び軽自動車税の賦課徴収の特例措置の見直しであります。

次に、議案第39号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、こども家庭庁の設置に伴い、関係法令の一部改正や関係省庁から所掌事務の移管等が行われたため、その影響を受ける4つの条例について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、子ども・子育て支援法の改正による引用条項の改正などの条文整理を行うものであります。

次に、議案第40号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令により、急速充電設備の全出力がこれまでの200キロワット上限が撤廃されました。

また、健康増進法が改正され、受動喫煙防止の観点から、多数の者が利用する施設等につ

いては一定の場所を除き喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となったことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第41号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について御説明申し上げます。

本案は、令和4年9月13日、第6回定例会で議決をいただいた柳川市資源物貯留施設建築工事の工事請負契約の締結について、設計の変更に伴う契約金額の変更が生じたので、再度議会の議決を求めるものであります。

内容については、利用者の利便性を高めるために敷地を拡張及び舗装工事内容を変更することに伴い、建築工事の金額を232,303,500円から246,580,400円に増額変更するものであります。

次に、議案第42号 財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、購入から14年目を迎えた本署配備の救急3号車について、経年劣化による搭載医療機器の故障事案が度々発生し、部品供給終了に伴い部品交換も困難な状況であることから、救急体制の維持、強化のための車両更新を行うものであります。

去る5月11日、令和5年度高規格救急自動車の購入に係る入札参加手続を経て、参加2者による指名競争入札を実施しましたところ、消費税10%を含む40,425千円で福岡トヨタ自動車株式会社、代表取締役、金子直幹が落札しましたので、購入契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第43号 市道路線の認定及び変更について御説明申し上げます。

本案は、圃場整備及び道路新設に伴う2路線を新規認定、路線の一部廃止に伴う5路線の変更を行うため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第44号 令和4年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

本案は、令和4年度に生じた利益剰余金の処分を行うため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

処分の内容については、令和4年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金353,546,797円のうち586,242円を減債積立金に積み立て、残余を令和5年度に繰り越すものであります。

次に、議案第45号 令和4年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

本案は、令和4年度に生じた利益剰余金の処分を行うため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

処分の内容については、令和4年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金51,764,410円のうち39,764,410円を減債積立金に積み立て、12,000千円を建設改良積立金に積み立てるものであります。

次に、議案第46号 柳川市公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、本市公平委員会委員の原田晴美委員の任期が令和5年7月7日をもって満了となるため、後任の委員に本木真二氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第47号 柳川市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、本市教育委員会委員の瀬戸口京子委員の任期が令和5年7月7日をもって満了となるため、後任の委員に再度同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第48号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、本市固定資産評価審査委員会委員の川口敬司委員の任期が令和5年7月7日をもって満了となるため、後任の委員に再度同氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第49号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

本案は、本市固定資産評価審査委員会委員の山田敏昭委員の任期が令和5年7月7日をもって満了となるため、後任の委員に再度同氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第50号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、本市固定資産評価審査委員会委員の武藤かよ子委員の任期が令和5年7月7日をもって満了となるため、後任の委員に藤丸親氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第4 報告について

##### ○議長（近藤末治君）

日程4. 報告について。

報告第3号から報告第9号までの7件について市長の報告を求めます。

##### ○市長（金子健次君）（登壇）

報告第3号から第9号まで御説明申し上げます。

まず、報告第3号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市道路面の陥没により相手方車両を破損させたことに伴う和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和5年5月2日付で専決処分しま

したので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和5年1月23日午前9時45分頃、相手方車両が柳川市西蒲池13番地1地先の市道島ノ上枯木線を通行中、別の車両と擦れ違うため停車をしていたところ、道路が陥没し、その穴に右前輪タイヤが落ちトラックが動けなくなり、クレーン車による救助が必要となりました。また、この事故によりトラックの下部が破損したものです。

この事故に係る損害賠償額を147,158円と決定し、相手側と示談いたしたところでありませす。

なお、損害賠償額は全国町村会総合賠償補償保険で補填されます。

次に、報告第4号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、救急自動車の事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和5年6月1日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和5年4月27日午後3時56分頃、東部出張所配備の救急2号車が救急活動終了後、柳川市下宮永町の病院から東部出張所に帰所の途中、下宮永町の交差点を右折した際、一時停止していた相手方軽自動車の右のフロントバンパーと救急車の右後部フェンダー付近が接触し、相手方車両が破損したものです。

この事故に係る損害賠償額を59,818円と決定し、相手側と示談いたしたところであります。

なお、損害賠償額は全国市有物件災害共済会の保険で補填されます。

次に、報告第5号 繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和4年度一般会計補正予算（第6号）等において御承認いただきました柳川庁舎改修事業費ほか23件の繰越明許費予算について、繰越明許費繰越計算書のとおり、22件、632,008,990円を令和5年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第6号 事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和4年度柳川市一般会計予算で実施することにいたしておりました産地生産基盤パワーアップ事業費補助金及び道路施設災害復旧費について、令和4年度内での履行が不可能となりましたので、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、事故繰越し繰越計算書のとおり、58,028千円を令和5年度へ繰り越しましたので、同法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第7号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和4年度柳川市水道事業会計予算で実施することといたしておりました矢加部配水場外電気設備改良工事について、半導体等の資材不足により機器の製造に不測の日数を要し、工期を延長したことに伴い、令和4年度内で完了することができなかつたため、地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和4年度柳川市水道事業会計予算繰越計算書のと

おり、44,900千円を令和5年度へ繰り越しましたので、同法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第8号 柳川市下水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和4年度柳川市下水道事業会計予算で実施することにいたしておりました鬼童町枝線下水道築造工事について、下水道管布設工事の際に地下埋設物が工事施工の支障となり、工法変更に伴い不測の日数を要したため、地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和4年度柳川市下水道事業会計予算繰越計算書のとおり、50,769,800円を令和5年度へ繰り越しましたので、同法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第9号 柳川市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市の出資法人であります柳川市土地開発公社の経営状況を当該公社の決算書等に基づき報告するものです。

令和4年度の経営実績については、損益計算書に示しておりますように、事業収益、事業外収益を合わせた収益は11,790,035円、事業原価、販売費及び一般管理費、事業外費用を合わせた費用は357,198円となっており、収入支出差引11,432,837円の純利益を得ております。

また、貸借対照表に示しておりますように、流動資産は現金預金、事業未収金を有しており、固定資産は投資その他の資産として長期定期預金3,000千円を保有しております。負債につきましては、流動負債、固定負債ともございません。

令和5年度事業については、あっせん等事業として4,331千円を計上いたしております。

以上、御報告を申し上げます。

#### ○議長（近藤末治君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

#### 日程第5 請願について

#### ○議長（近藤末治君）

日程5. 請願について。

本定例会に受理いたしました請願は2件であります。

お諮りいたします。請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書は、

総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本請願は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時34分 散会



## 柳川市議会第3回定例会会議録

令和5年6月16日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椛島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
5番	田中康德	6番	橋本憲之
7番	佐藤勝広	8番	今村智子
9番	浦川和久	10番	新谷信次郎
11番	江口義明	12番	荒巻英樹
13番	佐々木創主	15番	高田千壽輝
16番	矢ヶ部広巳	17番	緒方寿光
18番	樽見哲也	19番	近藤末治

### 2. 欠席議員

14番	荒木憲
-----	-----

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次									
副市	長	中村智弘									
教	育	長	橋本秀博								
総務	部	長	平田敬介								
会計	管	理	者	田島雅彦							
市	民	部	長	松藤満也							
保	健	福	祉	部	長	池末勇人					
建	設	部	長	中村正光							
産業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	松永久
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	武田真治	
消	防	長	松藤敏彦								
人	事	秘	書	課	長	江口英範					
総	務	課	長	新開文隆							
企	画	課	長	古賀順一郎							
財	政	課	長	田中勝裕							
健	康	づ	く	り	課	長	横山久美				
福	祉	課	長	内田猛							
学	校	教	育	課	長	古賀洋					
生	涯	学	習	課	長	野田学					
建	設	課	長	古賀洋二郎							
農	政	課	長	木原隆文							
水	路	課	長	梅崎秋敬							

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	田	啓	介							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

議案第35号 令和5年度柳川市一般会計補正予算(第2号)について

議案第36号 柳川市屋外広告物条例の制定について

議案第37号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第38号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第40号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第41号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について
- 議案第42号 財産の取得について
- 議案第43号 市道路線の認定及び変更について
- 議案第44号 令和4年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第45号 令和4年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第46号 柳川市公平委員会委員の選任について
- 議案第47号 柳川市教育委員会委員の任命について
- 議案第48号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第49号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第50号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

---

午前10時 開議

○議長（近藤末治君）

おはようございます。本日の出席議員18名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

○議長（近藤末治君）

日程1. 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の発言や自己の意見を述べることのないようお願いをしておきます。

議案第35号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第35号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については、総務常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第36号 柳川市屋外広告物条例の制定について、議案第37号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第40号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第36号 柳川市屋外広告物条例の制定については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第37号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第38号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第39号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第40号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第41号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について、議案第42号 財産の取得について、議案第43号 市道路線の認定及び変更について、議案第44号 令和4年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び議案第45号 令和4年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第41号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第42号 財産の取得については、総務常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第43号 市道路線の認定及び変更については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第44号 令和4年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第45号 令和4年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第46号 柳川市公平委員会委員の選任について、議案第47号 柳川市教育委員会委員の任命について、議案第48号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第49号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について及び議案第50号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任についての以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。5議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第46号 柳川市公平委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり本木真二氏の柳川市公平委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり本木真二氏の柳川市公平委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第47号 柳川市教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり瀬戸口京子氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（近藤末治君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり瀬戸口京子氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第48号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり川口敬司氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（近藤末治君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり川口敬司氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第49号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり山田敏昭氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（近藤末治君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり山田敏昭氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第50号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり藤丸親氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（近藤末治君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり藤丸親氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決定をいたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時13分 散会

令和5年6月20日（火曜日）



## 柳川市議会第3回定例会会議録

令和5年6月20日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椀島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
5番	田中康德	6番	橋本憲之
7番	佐藤勝広	8番	今村智子
9番	浦川和久	10番	新谷信次郎
11番	江口義明	12番	荒巻英樹
13番	佐々木創主	14番	荒木憲
15番	高田千壽輝	16番	矢ヶ部広巳
17番	緒方寿光	18番	樽見哲也
19番	近藤末治		

### 2. 欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市長	中村智弘	
教育長	橋本秀博	
総務部長	平田敬介	
会計管理者	田島雅彦	
市民部長	松藤満也	
保健福祉部長	池末勇人	
建設部長	中村正光	
産業経済部長兼大和庁舎長	松永久	
教育部長兼三橋庁舎長	武田真治	
消防長	松藤敏彦	
人事秘書課長	江口英範	
総務課長	新開文隆	
企画課長	古賀順一郎	
財政課長	田中勝裕	
税務課長	古賀和明	
健康づくり課長	横山久美	
福祉課長	内田猛洋	
学校教育課長	古賀洋学	
生涯学習課長	野田	
建設課長	古賀洋二郎	
農政課長	木原隆文	
水路課長	梅崎秋敬	
生活環境課長	野口貴光	
子育て支援課長	小池由希	
水産振興課長	平川昌之	
商工・ブランド振興課長	松尾強	
企業誘致推進課長	金子幸喜	
観光課長	山田秀太	
観光課DMO推進室長	川原洋一	
学校再編推進室長	藤吉康裕	
学校教育首席指導官	野中裕二	
農業委員会事務局長	乗富和也	

4. 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長            高     田     啓     介  
 議会事務局次長兼議事係長    徳     永     喜   美   香  
 議会事務局次長補佐兼庶務係長   森                    康     貴

5. 議事日程

日程（１） 会議録署名議員の追加について

日程（２） 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項
1	5 番 田 中 康 徳	1. 浸水被害地での固定資産税の優遇は 2. 海苔生産者の資材の保管場所の問題
2	9 番 浦 川 和 久	1. 災害情報のとりまとめと報告について 2. 筑後中部魚市場西側の調整池について
3	12 番 荒 卷 英 樹	1. インバウンドの取り組みと今後の展開について 2. 小中学校卒業生の進路について
4	10 番 新 谷 信 次 郎	1. 県政との連携について 2. 佐賀空港へのオスプレイ等の配備問題について 3. 柳川市の今後の教育行政について新教育長の考えは
5	16 番 矢ヶ部 広 巳	1. ぶれで学校再編適うのか 2. カントリーサインが壊れたままだが 3. 川下り船が通せんぼうで迷惑しているが 4. 三橋庁舎に設置の回収箱が一部撤収されたが 5. 公民館運動会に学校のトイレ開放を
6	1 番 菊 次 太 丸	1. 企業誘致について 2. 有明海再生について 3. 奨学金制度創設について

---

午前10時 開議

○議長（近藤末治君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の追加について

○議長（近藤末治君）

日程 1. 会議録署名議員の追加について。

本定例会の会議録署名議員として、13番佐々木創主議員を追加指名いたします。

## 日程第 2 一般質問について

### ○議長（近藤末治君）

日程 2. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いいたします。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第 1 順位、5 番田中康徳議員の発言を許します。

### ○5 番（田中康徳君）（登壇）

皆さんおはようございます。5 番田中康徳でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

先月、子供支援費97%増額、九州7県では児童福祉費が5年前に比べると総額で1.5倍まで上がっていると。今般、国の政策で異次元の少子化対策について議論が行われ、幼児教育・保育園の無償化などを進めていく中、各市町村の負担が増え、追い打ちをかけるように課題も増え、人口の減少、少子化、高齢化といった課題に対してどのような打開策を打ち出し、この柳川市を住みよいまちにと、皆さん方と一緒にやってつくり上げていきたいと思っております。

そういう中でございますが、梅雨の時期となりまして、また大雨、大水の心配をしなければいけない時期となりました。今回は大雨被害の実態と柳川の1次産業でありますノリ生産に至る資材の保管場所の問題を取り上げさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

あとは自席での質問とさせていただきます。お願いしておきます。

### ○5 番（田中康徳君）続

早速でございますが、浸水被害地での固定資産税の優遇はということでございます。

6月の梅雨、また、大雨の心配をしなければいけない時期に入りました。年々、地球温暖化、気候変動で台風、大雨、ゲリラ豪雨の被害が増え続けている中に、私ども両開南部地域の浸水被害が毎年頻発しております。前回の一般質問で取り上げさせていただきましたが、今回もまた取り上げさせていただきました。

固定資産税のことでございますが、毎年のように何件かの方々が床上浸水、床下浸水の被害に遭っています。このような場所の家屋の評価額があるのかと。普通一般の家と同じような固定資産税を払うのはどのようなものかと地域の方々から質問をされておりますが、どのような優遇の措置があるのか、お尋ねいたします。

### ○税務課長（古賀和明君）

田中議員の御質問にお答えをいたします。

浸水被害を受けた家屋の固定資産税につきましては、被害に遭われた方から罹災証明の申請を受けまして、内閣府の災害の被害認定基準に基づき被害調査を行っております。この被害状況に応じまして、柳川市固定資産税減免事務取扱要綱により減免措置を講じているところでございます。

被害状況に応じた減免の率についてでございますけれども、全壊、流出等により家屋の原形をとどめないときは家屋の固定資産税の全額が減免となります。主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたときは家屋の固定資産税の10分の8を減免するとしております。また、屋根、内壁、外壁に損傷を受けた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上の価値を減じたときは家屋の固定資産税の10分の6を減免するとしております。下壁、畳等に損傷を受け、修理、または取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上の価値を減じたときは家屋の固定資産税の10分の4を減免するとしております。

また、固定資産とは関係ございませんけれども、所得税及び市県民税において雑損控除という所得控除を受けることができる場合がございます。これは住宅や家財など、生活に必要な資産が被害を受けたときに、その資産に生じた損害額から保険金や損害賠償金等で補填された金額を差し引いた額を用いて計算した金額を雑損控除として申告することによってございまして、所得税及び市県民税の全額、または一部を軽減するというものでございます。

以上でございます。

#### ○5番（田中康徳君）

ありがとうございました。

なかなか厳しいものでございまして、この大水という浸水被害でこのような優遇というのは難しいようでございますが、私ども地域の今の状況を説明いたしますと、ある農家の方は田んぼを1メートルかさ上げされたわけなんです。その当時はよかったかもしれませんが、近年になってまた水被害があっているということです。そして、家の床が腐っているので、浸水被害箇所を補強するために大工さんに頼まれたそうなんです。この状況なら倒壊のおそれがあると言われ、途方に暮れていらっしやいました。私のところに相談に来られますが、私もこれに対してどのように説明したらいいのか、悩んでいるところでございます。

市としても何らかの支援を行う方法があるかと思いますが、どのようなものでしょうか。

#### ○総務課長（新開文隆君）

田中議員の御質問にお答えいたします。

本市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、柳川市長を会長とする柳川市防災会議により地域防災計画を決定し、策定しております。

本計画では、市、県、関係機関、公的団体及び市民がその有する全機能を発揮し、市の区

域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的といたしております。例えば、災害に強い組織、人づくりについては主に総務部、消防本部で、災害に強いまちづくり、都市構造の防災化については建設部と、それぞれの分野で防災・減災活動に努めております。

さて、田中議員御質問の経済的な支援策についてですが、被害状況等により支給金額が変わる災害弔慰金の支給等がありますが、ほかの経済的な支援策については現時点で検討いたしておりません。このため、経済的な支援策ではなく、排水樋管等の改修、排水機場の強化、近隣市町との連携による先行排水の強化など、内水氾濫や浸水を防ぐ防災対策を引き続き実施してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

#### ○5番（田中康徳君）

ありがとうございました。

また、しつこいようですけれども、私ども被害が大きい地域の説明をしたいと思っております。雨のとき北、東、西から水が押し寄せてきております。水かさがあつという間に上がります。これはやはり地形がすり鉢状になっていて、水が集まってくるといった地域なんだろうと思います。天災、人災、問いかけておりますが、しかし、そういう議論をなされている場合じゃないと。現に被害が何十年も起こっているのです、一刻も早く対処しないと二次被害、三次被害を引き起こす可能性があります。

また、私の家のことをお話いたしますと、2年前の大雨でいつものように家の中に浸水が始まりました。例年どおり、普通のポンプと水中ポンプ2台で排水を行っておりました。雨がひどかったので、これで間に合わなくなりまして、このままではノリの種殻、培養殻です、これが沈むのではないかと思います、エンジンポンプを回したわけですね。一晩回しました。交代で私と息子と見張りながら一晩やっていたんですが、朝方になり、息子が頭が痛いと言うもので、病院に行つてこいと診察に行かせました。そしたら、病院のほうから、今、救急車で聖マリアに運んどると。あら、何でか。家族全員、聖マリアに至急来てくださいと言われました。何でやろうかと思つたら、一酸化炭素中毒の疑いがあると。家族全員、聖マリアに行つて、息子だけが1週間入院することになりました。私たちは何とか家に帰ることができました。こういう二次被害ということも結構頻繁にまだまだあります。

一生浸水被害に悩まされなければいけないのかと。この地域の方々には被害者でございます。どうにかしてこの被害から助けてやっていただけないでしょうか。田んぼ、道路の冠水とは違います。何十年と、必ずと言っていいほど、毎年のように入るんです。皆さん方の家に水が入ったことを思えば分かると思います。ぜひともこの問題を取り上げていただきたいと思っております。水路課の方に質問でございます。

## ○産業経済部長（松永 久君）

田中議員の質問にお答えします。

まず初めに、両開地区は旧柳川市の最南端に位置しておりまして、ほとんどが標高3メートル以下の低平地で、有明海の潮位の影響を大きく受ける地域であり、地理的にも冠水被害が起きやすい地域でございます。

このようなことから、市といたしましては、県営湛水防除事業などを活用しまして、昭和59年度、最南端に橋本排水機場、平成3年度には両開南西部沖端川沿いの長栄排水機場、平成9年度にはその上流で吉富町との境に西新排水機場、平成16年度には両開東部で塩塚川へ排水する施設としまして下八丁排水機場を設置しているところでございます。

また、両開地区におきましても、特に浸水・湛水被害が著しい両開南西部におきまして、平成22年度に2基の中継ポンプを整備しまして、湛水被害の解消に努めてまいっておるところでございます。近年におきましても、両開地区の設置ではありませんが、上流地域の水を早く吐かせ、下流域の負担軽減を図るための対策といたしまして、令和4年度に緊急自然災害防止対策事業債を活用しまして、緊急排水ポンプを矢留本町イカリ排水樋門付近と佃町加受樋門付近に設置しております。

しかしながら、近年のゲリラ豪雨や線状降水帯などの気候変動に伴い、以前の雨とは比較にならない大雨が頻発化、激甚化しておるところでございます。令和3年8月の豪雨では平成24年の九州北部豪雨を大きく上回る雨が降っており、記録的な豪雨が毎年のように観測されているところでございます。

このような状況の中、本市では、冠水被害を減らすため、平成27年度より先行排水を試行しているところでございます。具体的には、気象庁が配信する3日前の降雨予測で大雨の予報が出た場合、有明海の潮位や用水状況などを勘案した上で、関係者と連絡調整を行いながら連携して水位調整を行っているところでございます。

今後の浸水対策についてですが、まず、既存の樋門や排水機場について、農業水利施設保全対策事業を活用し、施設の整備及び更新を行うことで排水機能の回復を図っております。また、近年のゲリラ豪雨や線状降水帯などの気候変動に伴い、市では令和2年度末から令和3年度にかけ、近年の大雨に対しまして現状の排水計画の見直しと排水機場の能力向上を求めため、近隣市町とも協力しながら、国や県、地元選出議員などに対しまして要望活動を行っております。その結果、国、県におきましても、令和4年度より地域排水機能強化のための排水解析調査を実施していただくことになっております。現在実施しているところでございます。

今後、この排水解析結果を基に、費用対効果を考慮しながら排水機場の能力増強などのハード対策に移行するものと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○5番（田中康徳君）**

もうそろそろ大雨がまた降り、例年どおり水被害が起こると思います。一日も早い解決を望んでおります。市長の見解をお聞きしたいと思いますが。

**○市長（金子健次君）**

田中議員の御質問にお答えいたします。

家庭の事情とか、そういうことで御子息が聖マリアに運ばれたというようなことで、実際は一酸化炭素中毒ということだと思えます。田中議員の周辺の五、六件の家ですかね、毎年つかっておるということで、恐らく地盤沈下のときにまたかさ上げをされたというふうにお聞きしております。

今、部長のほうから出ました、あらゆる機会を捉えていろんな陳情をしておりますけど、それについては、国、また県、そしてまた、いろんな基準がありまして、どのくらいの量が降った場合のということ、排水解析ですかね、排水の量についてするということ、その分については調査が古いデータなんですね。それで、今日の気象状況に合うような形をということで、かなり強く筑後の西田市長と一緒に取組をやりました。そういうようなことで、重い腰を上げたというふうに思っております。その結果、動き出すことになると思います。当面、佐賀県が毎年つかるところがありますので、佐賀県の武雄市がそういう宅地のかさ上げについて助成をして、仕切りもありますけれども、そういうことも検討していかなければならないかなというふうに思って、調査に入っているところがございますので、当面、大きな課題というのは排水ポンプ、排水ポンプといっても何十億円の金が要りますので、当面、そういう四、五件の集落の団地のところにはそういう対策を講じて、しのぎを削ってもいいかなと。移転をすれば解決がすると思いますけれども、それにしても土地が要りますので、かさ上げをすることによってその分が少しでも解決できれば、その分に対して柳川市のほうから助成をすると。全て助成じゃなくて、幾分か助成を他県でもやっておりますので、そういうことも調査してまいりたいというふうに思います。

以上です。

**○5番（田中康徳君）**

ありがとうございました。ぜひそういうふうに頑張ってくださいと思っております。ありがとうございました。

もうそろそろ大雨が降ると思います。また例年どおり大水被害があると思いますので、そのときはぜひまた皆さん方、見に来てください。そのときは長靴では沈みますから、その点はお願しておきます。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

ノリ生産に必要な資材の保管場所についてであります。

令和4年度、ノリ生産量、金額ともに、過去5年間、50%の不作の年となりました。生産



者は大きなダメージを受け、それでも今年こそはと今準備を行っているところですが、今般、大変問題となっているのが資材、ノリの支柱ですね、この保管場所に大変困っている状況でございます。一件一件のノリ網の張り込み枚数が増え、10年前の倍の規模になったわけです。それに伴い、資材量も倍となり、今までの保管場所では足らなくなり、土地の確保を皆さんやっておられますが、なかなか広い敷地がないために、田んぼであります農地を活用できないかと問われているところでございます。

農地を利用するには、農業以外の利用が難しく、困難であります、何とかして保管場所を確保しないと、生産者の方は今後足止め、最悪休業といった状況になるのではないかと皆さん心配をされております。有明海のノリ、柳川の第1次産業であります。特産物であり、ノリの養殖を行っていくためにも、農地法での特例といった何かいい手だてはないでしょうか。佐賀県のように、広く水産用地、そして、漁船までが避難できるような土地、そういった場所も以前は農地だっただろうと思います。農地を水産共同用地にする手続があると思います。その方向性を聞かせていただきたいと思います。

#### ○水産振興課長（平川昌之君）

田中議員の質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、ノリ養殖業において、現在、1漁家当たりの生産規模が拡大され、それに伴い支柱などの資材も増加しておりますので、資材置場の確保が喫緊の課題となっているところです。

柳川市ではこれまで中島漁港の背後地に中島漁業団地を整備し、大型ノリ共同乾燥施設の整備や支柱置場、網洗い場などを整備してまいりました。近年では市内各漁業協同組合でそれぞれが事業主体となり、大型ノリ共同乾燥施設用地を確保されております。また、今年度はノリ網置場等を集約するための用地を整備している漁協もあるところです。

そこで、農地から水産物共同利用施設用地にする手続ですが、漁港区域の変更手続を行っております。計画された農用地を漁港区域にすることにより、農業振興地域の農用地から除外をすることができます。ただし、位置的には既存の漁港区域に接する場所でなければ変更区域とすることができません。佐賀市にもお聞きをいたしました、同様の手続を行っているとのことでした。

よって、水産振興課としましては、今後もノリ養殖業に必要となる用地の確保につきましては、漁協より計画された用地の候補地につきまして、その候補地が農業振興地域の農用地であった場合は、漁港区域の変更手続を行い、ノリ加工施設の集約化や漁具置場の用地の確保に努めてまいりたいと考えております。

#### ○5番（田中康徳君）

ありがとうございました。

市の基幹産業であります農業の振興を図りつつ、農振農用地、青地から除外し、農地転用

を行っていただきたい。そのためには、農振農用地の見直しが必要だと思います。例えば、公共事業や民間の宅地化によって転用された農用地から除外されたケースもあります。さらに、分断された小さな農地もあります。例えば、田んぼの真ん中に道ができた。その端々の田んぼは、今こういう社会情勢になっております。こういったケースは、ただ、たくさんあると思います。

そこで、この青地の見直し、計画変更はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

まず1つに、何年間変更していないのか、この青地の見直し、計画は何年間変更していないのか。それと、2番目が次回の見直しはいつか、それと3番、近隣の先進市町の状況はということで、3問一括でお願いします。

### ○農政課長（木原隆文君）

田中議員の御質問にお答えいたします。

現在の農業振興地域整備計画は平成20年度に作成されたもので、その後の全体見直しは行っておりません。

ただし、年に2回、5月と11月に除外や編入、用途区分の変更といった個別の計画変更申請を受け付けて、随時変更を行ってきております。

それと、2つ目の次回の見直しの時期についてですけれども、国の指導では、農業振興地域整備計画について、社会や農業を取り巻く状況の変化に即して計画の見直しが必要とされています。

全体見直しを行う際に農振農用地から除外する場合は、従来の除外の要件を満たした上で、国、県など関係機関との協議を調べなければなりません。そのため、現在、他市町村で行われている全体見直しの多くは、公共施設や道路などで収用された農地を農用地から外すという整理が主な内容になっております。

農用地からの大規模な除外は、本市の土地利用構想や都市計画との整合性が必要となり、人口動態や産業などの裏づけ資料も必要となります。

また、本市では近年、国土調査事業は蒲池地区で終了し、現在、大和地区で実施されております。国土調査の成果によって土地の地番や地目などの情報が変わることもあるため、国土調査事業が完了し、その成果が出たところで全体見直しを実施していくことが最も効果があると考えられます。したがって、国土調査事業の大和地区が令和12年度に完了する予定となっておりますので、その成果が出る頃に全体見直しができればと考えております。

それから、3つ目の近隣市町の状況についてですけれども、近隣市町の状況については、大牟田市、筑後市、大川市が平成20年度以前の計画策定であります。みやま市が平成27年度、大木町が令和4年度に全体見直しを実施されております。

以上でございます。

○5番（田中康徳君）

もう一つ、宅地の転用も簡素化できないかなと思ひまして、質問いたします。

○農政課長（木原隆文君）

宅地への転用の簡素化についてですけれども、まず、農業振興地域整備計画に関する事務についてですが、国が法令、規則、ガイドラインを定めており、市ではこれらにのっとって事務を行うことになっております。

議員の御提案については、市としましても、基幹産業である農業、漁業の振興と発展のため、そして、本市の人口減少の歯止めのためにも、国や県に対し、市長会などを通じて柔軟な対応ができるよう要望を上げていきたいと考えております。

○農業委員会事務局長（乗富和也君）

田中議員の宅地の転用も簡素化できないものかという御質問についてお答えいたします。

議員も御承知のこととは思いますが、農地を宅地などに転用する場合は、優良な農地を守っていくという観点から、まず、転用予定の農地が農業振興地域の農用地区域から除外されていることが前提となっております。農地法などの関係法令や福岡県の指導により、周辺の農業に支障が生じないように、集落に接続するように誘導していくことになっております。

転用の手続については、計画が具体的になった段階で、農業委員会に農地転用に係る申請書を提出いただき、農業委員会の意見を添えて福岡県に進達後、県知事からの転用許可を受ける流れになっています。

なお、多くの場合ですが、転用計画に対して許可の見込みがあるかどうかの事前相談をお受けしております。そして、先に農用地区域からの除外手続が必要となる場合は、農政課のほうと連携し、除外の見込みがあるかどうかを含めて御相談に対応しているのが現状でございます。

一般的な住宅の転用例を申しますと、転用場所が集落に接続しており、宅地転用の面積はおおむね500平方メートル程度までといったことや建築資金の準備状況などの諸条件を伴いますが、市の都市計画用途地域内の農地でございますと、農業振興地域の農地ではありませんので、転用は原則許可のエリアと位置づけられ、場所の条件が緩和されたりします。

なお、議員お尋ねの農地転用の簡素化についてでございますが、法制度などによって転用許可の運用がなされているところではございますが、地域の実情に応じた制度の弾力的な運用について、国や県に対して福岡県市長会などを通じて要望を上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（田中康徳君）

ありがとうございました。なかなか難しいようでございますが、青地の見直し、計画変更、これが一番だろうと思ひます。

平成20年度に計画作成をして、その後、見直しは行っていないと。しかも、次の見直しが大和町の国土調査後となる見込みですと。それは令和12年度に完了予定ということですね。それじゃ、22年以上見直しをしない。これは遅過ぎると思いませんか。令和12年度に大和町の国土調査が終わる。じゃ、あと7年間あります。そして、ここの皆さん方もあと7年したら大半の方がいなくなられると思います。佐賀市では5年に1回見直しをやっているわけなんですよ。もっと積極的に見直しを図るべきだと思います。

行政の皆さんにおかれましては、関係各位と関係各課と連帯をしながら、この問題解決をしていただきたいと思います。企業誘致をするにしても、どうしてもこの壁にぶつかっていくと思いますので、しっかりとこの方向性を取り組んでいていただきたいと思います。

この将来の柳川市のため、しっかりと皆さん力を合わせて取り組んでいていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わらせていただきます。答弁者の皆さんありがとうございました。

#### ○議長（近藤末治君）

これをもちまして田中康徳議員の質問を終了いたします。

第2順位、9番浦川和久議員の発言を許します。

#### ○9番（浦川和久君）（登壇）

おはようございます。9番、自由民主党柳川市議団、浦川和久でございます。

5月3日、4日、5日で沖端水天宮祭が開催されました。今年はコロナ前と同様の通常開催となり、久しぶりに祭りのにぎわいを見ることができました。また、沖端水天宮周辺では観光客も多く見かけるようになり、アフターコロナの中で明るい兆しを感じるようになった今日この頃です。しかし、今月15日の新聞では「生徒1割がコロナ疑い、八女高が臨時休校」との記事もありました。まだまだコロナ終息は難しいような気がするところもあります。

さて、今回の一般質問は、本格的な大雨、そして、台風シーズンを迎えるに当たって、2項目の質問を行います。

1つ目が災害情報の取りまとめと報告についてです。

今から2年前、2021年、令和3年になりますが、お盆近くの8月11日から降り続いた大雨災害を基に質問を行います。

2年前の災害になりますが、このときは私は議員ではなかったので、市議会に復帰できたことで、今回、一般質問をさせていただきます。

2つ目が筑後中部魚市場の西側に調整池がありますが、この池の活用についての質問です。質問は自席にて行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

#### ○9番（浦川和久君）続

それでは、まず最初に、災害情報の取りまとめと報告についてですが、この質問をするに

至った経緯は、令和3年8月28日土曜日、西日本新聞の筑後版の記事からです。

(資料を示す) ここにその記事を持ってきています。記事によると、「筑後地区の広範囲で浸水被害が出た記録的大雨から2週間を迎えた」という記事の書き出しになっています。このときの大雨はお盆近くの前8月11日から降り始め、特に、久留米市などで大きな被害が出ました。記事の中に「県の27日までのまとめによると、筑後地区の家屋被害は」とありまして、家屋被害が一部損壊が八女市5件、床上浸水、久留米市549件、八女市16件、みやま市10件、小郡市4件、大木町1件と。また、床下浸水が久留米市2,194件、みやま市157件、大木町81件、あと小郡市、大川市、八女市、大刀洗町、筑後市、大牟田市、うきは市と、それぞれ筑後地区の家屋被害がこの記事に掲載されています。そして、その記事の横に太字で「柳川市の被害470,000千円、県内1位の大豆、深刻な影響」との見出しで、農作物、道路や水路、漁港の損壊などの被害の内訳が書いてあって、最後に、金子市長のコメントとして、掘割からの先行排水で被害の規模拡大を防げたが、ポンプや水門の改修などをさらに進めたいという記事が載っています。

ここまで新聞記事を読み上げましたが、皆さん何か足りないかと、何か抜けていないかなと気づかれませんでしたでしょうか。当時、8月28日の新聞記事は私も見ていましたが、そのときは何も違和感は感じませんでした。そして、この記事を見て、これはおかしいぞと指摘したのは私の同級生でした。同級生から連絡があって、俺んところは床下浸水の被害を受けているのに、この記事では柳川市は家屋被害がなかったようになっているじゃないかと。さらに、彼が続けて言うには、先行排水をよく見せるため故意に被害を上げなかったのではと言いました。さすがにそれはないやろうと私は言いましたけど。

新聞記事では、「県の27日までのまとめによると」とあります。そこで、県内の災害状況を取りまとめて県が発表しているものとして、福岡県防災ホームページの中に災害情報というのがあります。(資料を示す) これにプリントアウトしてから持ってきていますが、この情報は誰でも見ることができます。

そこで、質問ですが、福岡県防災ホームページの中の災害情報について、その運用等を含めて概略説明をお願いします。

#### ○総務課長(新開文隆君)

浦川議員の御質問にお答えいたします。

福岡県防災ホームページは、県からの注意喚起、地震、津波、台風、避難指示の発令状況、災害に備えるお知らせ、気象状況など、現在、福岡県で起きている災害等について一目で分かるようになっており、災害時には多くの県民の方が御覧になっているのではないかと推測しております。

また、過去2年間、県内で発生した災害において、各自治体から送られてきた情報を基に作成された災害情報を見ることができるようになっております。

以上です。

**○9番（浦川和久君）**

福岡県防災ホームページの災害情報は各自治体から送られた情報を基に作成されているということですが、市の地域防災計画に基づくところでは、県への状況報告はどのように定められているのか、お尋ねします。

**○総務課長（新開文隆君）**

県への避難状況及び被害情報の報告は、福岡県災害調査実施要綱に基づいて行うこととなっております。

まず、災害概況即報については速報すること、次に、被害状況報告については速報し、以後、毎日10時、15時までには報告すること、被害情報報告（詳報）については災害発生後5日以内に報告すること、最後に、被害情報報告（確定報告）は応急対策終了後15日以内に報告することとなっております。

以上です。

**○9番（浦川和久君）**

ありがとうございます。

例えば、令和3年8月の大雨に関しては、福岡県から8月11日からの大雨に関する情報として、第1報から最終の第43報まで随時更新され、災害情報が発表されています。令和3年8月28日の西日本新聞の筑後版の記事には柳川市の家屋被害が載っていなかったもので、柳川市から県への報告はどうなっているのか。

そこで、私は災害情報の第1報から第43報まで全て調べてみました。まず、災害情報の内容は3項目あります。1つ目が災害対策本部設置などの配備体制、2つ目の項目が主な被害状況で、被害状況の区分として、人的被害、家屋被害、道路被害などの6区分に分かれています。3つ目の項目として、避難状況があります。

そこで、3項目ある中で、まずは避難状況について見ていきたいと思いますが、ここで質問です。災害情報の避難状況には4区分、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、自主避難がありますが、それぞれの説明をお願いします。

**○総務課長（新開文隆君）**

避難状況において、市が発令する警戒レベル5、緊急安全確保とは、災害が発生、または切迫していることを示しており、何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であり、命の危機が迫っているため直ちに身の安全の確保をしなければならない状況のことをいいます。

次に、警戒レベル4、避難指示とは、危険な場所からの避難が必要な状況を示しており、対象地域の住民は全員避難しなければならない状況のことをいいます。

3つ目に、警戒レベル3、高齢者等避難とは、避難に時間がかかる高齢者の方や障がいの

ある方、避難を支援する方などは危険な場所から安全な場所へ避難する必要がある状況を示しており、高齢者等は災害が発生する前までに避難所等への避難を完了させておくことが望ましい状況のことをいいます。

最後に、自主避難とは、市が発令した警戒レベルによることなく、自身が身の安全を確保するために自主的な判断で前もって避難する状況を指しております。

以上です。

#### ○9番（浦川和久君）

どうもありがとうございます。

それではまず、災害情報の中の避難状況に着目して話していきたいと思いますが、その前に、令和3年8月11日からの大雨に関して、市民への避難の発令、いわゆる市民への避難の呼びかけ及び避難所を開設した日時とその日の避難状況を教えてください。

#### ○総務課長（新開文隆君）

令和3年8月11日からの大雨に関して、まず、令和3年8月12日15時に災害警戒本部を設置し、今後の雨量予想、有明海の高潮関係情報や近隣市町の状況などを確認し、今後の対応策を総合的に判断したところです。

次に、翌13日10時より2回目の災害警戒本部会議を開催し、再度、今後の雨量、有明海の満潮時刻や近隣市町の避難状況等の情報を収集し、同日18時より市内に自主避難所3か所、市民文化会館、大和・三橋生涯学習センターの開設を決定いたしました。

さらに、翌14日8時より4回目の災害警戒本部会議を開催し、気象予測情報等を確認し、同日9時30分より2か所の自主避難所、就業改善センター、蒲池農村環境改善センターを追加させることを決定し、その後、同日11時より災害対策本部を設置、市内2か所、根葉、金納に避難指示を発令したところです。

また、避難状況につきましては、13日23時現在で17世帯23人でした。

以上です。

#### ○9番（浦川和久君）

どうも。自主避難所の開設が8月13日18時で、その日の避難者が17世帯23名、避難指示の発令が8月14日11時に市内2か所ということです。

それでは、県が発表している災害情報を基に、柳川市の状況と近隣の市町の報告状況とを客観的に比較検証しながら第1報から見ていきたいと思っておりますので、しばしお付き合いをお願いいたします。

まず、8月11日からの大雨に関する情報として、県の第1報が発表されたのが8月11日16時、この時点では県内市町村からは避難情報の報告が県には上がっていませんので、記載はありませんでした。ちなみに、8月11日、この日の柳川市の雨量、1日当たり96ミリ。

それから、第3報から8月12日になりますが、9時までに県に上がった報告分を取りまと

めて10時50分に発表されてあります。この日の柳川市の雨量が225ミリ。近隣市では、まず、みやま市、大牟田市から県への1回目の報告が上がっています。みやま市が警戒レベル3の高齢者等避難を発令と。対象数が7,046世帯の1万7,662名、実避難数が3世帯3名、大牟田市、自主避難4世帯6名の報告がまず第3報で上がっています。

続いて第4報、8月12日12時までの県の取りまとめ分を発表と。近隣市では、八女市から1回目の報告、みやま市、大牟田市から避難状況の推移による2回目の報告が上がっています。八女市、警戒レベル4による避難指示を発令、対象数988世帯2,251名、警戒レベル3による高齢者等避難、対象数2万4,278世帯5万9,284名と。みやま市が高齢者等避難に続いて、警戒レベル4の避難指示を発令しています。大牟田市は警戒レベル3による高齢者等避難を発令と。

第5報が8月12日15時までの分を県が発表しております。近隣市では、筑後市から1回目の報告があっています。みやま市が3回目、八女市が2回目の報告を行っています。筑後市が避難指示の発令、対象数7,895世帯2万102名の報告と。

続けて第6報、8月12日18時までの報告分を県が発表と。近隣市では、大川市から1回目の報告、自主避難1世帯1名が上がっています。みやま市が4回目、大牟田市が3回目の報告を行っています。大牟田市、高齢者等避難に続いて、警戒レベル4の避難指示を発令しています。

第6報までで8月12日の災害情報の発表は終わりました。

8月12日までの災害情報を見て、事実として分かることは、まず1点目、県への避難状況の報告について、みやま市が4回、大牟田市が3回、八女市が3回、筑後市が2回、大川市が1回、それぞれの報告を行っています。それで、2点目、避難の発令について、みやま市、八女市、大牟田市、筑後市は12日までに警戒レベル4の避難指示を発令しています。3点目、避難所の開設について、大川市からは自主避難の報告が上がっているため、大川市内のいずれかの避難所を開設していることが分かります。したがって、12日までの時点で近隣の市は全て避難所を開設している状況がこの災害情報を通して分かります。

一方で、柳川市の動向はというと、先ほど答弁もありましたが、12日15時に災害警戒本部を設置し、今後の雨量、高潮関係情報や近隣市の状況などを確認し、今後の対応を総合的に判断したにとどまり、実際の具体的な対応策は講じられていません。

続けて、第7報からは8月13日になります。第7報は朝の6時までに県に報告が上がった分を発表しています。この日の柳川市の雨量161ミリ。近隣では、大木町からも1回目の報告が上がっています。避難指示を発令、対象数1,464世帯3,974名、これで大木町も避難所を開設したことが分かります。

同じく13日の第11報、18時までに県に報告が上がった分になりますが、大川市が高齢者等避難を発令、対象数1万3,947世帯3万3,111名と、市内全域に発令している状況が分かりま



す。

第11報で13日は終了しました。

まず、13日までの近隣市町の避難状況の報告をまとめてみると、みやま市が8回、大牟田市が6回、八女市が6回、筑後市が5回、大川市2回、大木町4回、それぞれ県への報告が行われましたが、柳川市からはまだ一回も県への報告はあっていません。それと、近隣市町全てが避難の発令を出していますが、13日の時点で柳川市からは避難の発令は出ていないという状況です。

それから、避難所に関しては、柳川市が8月13日18時に市内3か所に避難所開設と。近隣の市からは丸一日、大木町からも半日遅れでの避難所開設となりました。

第12報からは8月14日になります。14日の柳川市の雨量は231ミリ、11日からでは14日が最高の雨量です。

第12報は県内の市町村から朝9時までに報告が上がった分を発表しています。災害情報を見る限りでは、この時点で柳川市を除く県内ほとんどの市町村が県に避難状況の報告を上げています。柳川市はというと、この時点でも避難状況の報告は上がっていません。しかし、実際は8月13日の18時に避難所を開設し、この日だけで17世帯23名の避難がっています。ということは、第12報の段階で県へ報告が上がっていないといけません。速報として上げるように定められているにもかかわらず、報告していないことになります。

仮にの話ですが、もしこの段階で急激に災害が悪化し大規模化した場合、それに伴って福岡県が自衛隊や緊急消防援助隊の派遣要請をした場合どうなるのか。県は避難状況の報告を見て、災害の発生した、または発生のおそれがあるところに優先的に派遣隊の配備を行うのではないかと考えられます。そのときになって柳川市は報告を忘れていましたと、柳川市にも支援をお願いしますとなる可能性も考えられますよね、このときは。もしそうなったら失態です。ゆゆしき事態です。

8月14日の第13報では、久留米市、大牟田市は一番上位の警戒レベル5による緊急安全確保が発令され、大牟田市では緊急安全確保の発令による実避難数も63世帯90名の避難があり、緊張感が伝わってきます。

同じく14日の第14報、15時までの県の取りまとめ分です。やっと柳川市から報告が上がりました。柳川市、避難指示の対象数2,633世帯6,477名、自主避難の実避難数53世帯83名、第14報を見る限りでは県内で最も遅い報告ではと思います。また、この第14報では近隣の八女市、みやま市では警戒レベル5による緊急安全確保が発令され、みやま市では緊急安全確保による実避難数も95世帯156名の避難があり、緊迫した状況が分かります。

このように、県の災害情報を見るだけで、周りの市町がどのような状況にあるのかが分かります。こうしたアンテナを張っておくことが危機管理の一つの重要な要素になりますが、答弁には近隣の市町の状況などを確認し対応策を総合的に判断とありましたが、どこまで近

隣の状況を判断材料にされてあるのか分かりませんが、例えば、近隣の状況を見て、柳川は平地やけんまだまだ大丈夫と逆の方向で判断してあるのかもしれない。

それでは次に、災害情報の中の主な被害状況について見ていきます。

主な被害状況は6つに区分されています。人的被害、家屋被害、道路被害、橋梁被害、河川被害、土砂被害と。この中で、特に家屋被害に着目して、また近隣市の状況と比較検証しながら見ていきたいと思えます。

家屋被害の報告については、8月13日の第11報で、近隣市では、最初に八女市から家屋の一部損壊3件の報告が上がっています。次に、14日の第13報、八女市、床下浸水2件が上がっています。同じく14日、第14報、大牟田市床下浸水1件、そして15日、第17報、みやま市、床下浸水1件の報告と。同じく15日、第19報では、みやま市、床下浸水157件に一気に増加と。次に16日、第22報、八女市、床上浸水8件、床下浸水6件に修正と。あくまでも速報なので、被害が分かり次第、このように次々と報告がありますし、また修正もあります。8月17日、第24報、ここで筑後市から床下浸水4件の報告が県に上がりました。18日、第28報、大川市の報告が県に上がりました。床下浸水6件。第32報、ここで大木町からの報告が上がりました。床上浸水1件、床下浸水70件と。

8月11日からの大雨に関する情報ですが、家屋被害の状況については、1週間ほどで柳川市を除く近隣の市町は全て出そろいました。その後の災害情報では、8月25日、第39報で、大川市、床上浸水29件、大木町が床下浸水81件と被害増加の報告が上がっています。

そして、8月28日に、冒頭言いましたけど、西日本新聞の筑後版に大雨に関する被害状況が掲載されました。記事の中に「県の27日までのまとめによると」とあるので、8月27日の県の災害情報第40報を見ると、柳川市からの家屋被害は上がっていません。したがって、28日の新聞報道を見た限りでは、柳川市はこの大雨で家屋被害はなかったと受け止めることができます。

結局、柳川市から家屋被害について県への報告が上がったのが新聞報道の後の9月3日、第41報、柳川市、家屋の一部損壊3件、床上浸水4件、床下浸水109件、家屋の被害が結構出ています。災害情報を見たところでは、またもや県内で一番遅い報告みたいです。

避難状況、家屋被害の状況ともに柳川市は県への報告が県内でも際立って遅いという事実が県の災害情報を見ていく中で客観的事実として分かりました。

そこで、柳川市は家屋被害の状況について、一体どのように把握し取りまとめているのか、また、福岡県災害調査報告実施要綱では、被害情報報告（詳報）は災害発生後5日以内に報告することになっているが、報告できていないのはなぜか、お尋ねします。

#### ○総務課長（新開文隆君）

まず、15日の自主避難所閉鎖後、両開地区で3件の床上浸水被害があっていることは把握しております。また、17日には全区長に対しまして被害調査依頼文書を発送し、調査依頼を

行っております。最終的には本市では区長からの情報を基に、8月27日まで集約を行い、県に報告しておりましたが、間に合わず9月3日の災害情報として発表されたようです。

さて、福岡県災害調査報告実施要綱では、被害情報報告（詳報）は災害発生後5日以内に報告することになっているがとの御指摘でございますけれども、本市の家屋被害状況報告については、最終的に取りまとめた情報を県に報告しておりました。これにつきましては、今後、県への報告の方法について見直してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

### ○9番（浦川和久君）

私は今も行政区長をやっているのですが、台風や大雨による被害調査についての依頼文が来ます。ちょっと持ってきたんですけど、内容は床下浸水、床上浸水、家屋の一部損壊、半壊、全壊、道路の冠水箇所の調査で、2週間以内をめどに報告していただきたいというような内容になっています。まさか区長からの報告を当てにして被害の把握を行って県に報告していたとは、はっきり言って驚きです。今の時代、ちょっとあり得ないかなと思います。

行政区長はベテランもおられますし、新人の方もおられます。分かってある方、初めてでよく分からない方など、様々です。これでは5日以内の被害情報報告など、県への報告などは永遠にできません。大体どこが浸水したのか、おおよそ情報で分かるはずですが。先ほども田中議員の質問でもありましたけど、市内で浸水する箇所もほぼ同じところですが。確定ではなく速報ですので、ざっくりと被害の把握ができるんじゃないでしょうか。これではあまりにも旧態依然として進歩がありません。

それでは、今まで県の災害情報を基に、近隣の市町と比較検証しましたが、そこで客観的事実として浮かび上がった問題点を整理したいと思います。

まず問題点の1、避難及び家屋被害の県への状況報告について県内でも際立って遅いと。県内市町村の中で多分に一番遅かったのではないのでしょうか。

問題点の2、避難所の開設が近隣の市町に比べて遅い。近隣の市からは丸一日、大木町からも半日遅れての開設となり、迅速な対応ができていないと。

問題点の3、避難の発令が遅い。8月12日までにみやま市、八女市、大牟田市、筑後市が避難指示を発令、13日には大木町が避難指示、大川市も高齢者等避難を発令しています。柳川市は近隣では一番遅く、14日に市内2か所に避難指示を発令しているという状況です。

以上の3点、近隣の市町との比較検証での問題点として上げさせていただきました。

それから、災害情報の最終の第43報のデータを基に、家屋の床上・床下浸水被害の戸数を合算してみた場合、近隣ではみやま市が200戸と一番多く、続いて2番目が柳川市で113戸、大木町が81戸、大川市が29戸、八女市が26戸、大牟田市が1戸となっています。

柳川市が避難所の開設、避難の発令ともに近隣では最も遅かった割には、近隣の市町の中では2番目に多い浸水被害が出ているという結果になっています。

それから、近隣の中でも特に大牟田市は床下浸水1件と被害が少なかった割には、令和2年7月の大牟田水害を教訓に、緊急安全確保の発令など危機感と緊張感を持った取組が見られました。対して柳川市は全体的にスピード感もなく、ゆつらっとし過ぎているように思われます。

柳川市単独で今回の災害対応を見ては何も問題がないように見受けられますが、こうして県が発表する災害情報を見て、ほかの市町村と比較検証することで客観的に柳川市の状況を見ることができます。また、福岡県防災ホームページには災害情報以外にもいろいろな情報が載っていますので、市民の皆様にも災害発生時には見ていただくことをお勧めします。

今回、県の災害情報を通して3点の問題点を提起させていただきました。そこで、何が原因なのか、原因を見つけて、どう改善されたのか、そして、その効果はどうだったのか、これらの件に関しては、これから災害のシーズンを控えています、機会を捉えてまた質問したいと思います。災害対策本部の本部長である市長にはよろしくお願いいたします。

以上でこのテーマの質問は終わります。（「ちょっとすみません」と呼ぶ者あり）

#### ○市長（金子健次君）

ずっと聞いていました。聞いて、何たることかということですがけれども、柳川市の本部体制はきちんとしております。平成24年7月14日に堤防が2か所決壊いたしました。あれを教訓として、職員たちは全部経験しておりますので、浦川議員のデータの報告は検証されたということは十分分かりました。遅い報告であったということも今確認できると思いますけれども、実際は職員たちは、先行排水にしても、担当課は3日連続して止まらずにやっているんですよ。ここに座っていて憤りを感じましたけれども、そういうこともつかんでいただかないと、実際、職員たちは一生懸命頑張っているんですよ。そのことで、そういう何もしなかったということで、柳川市は一番最低だと、そういう気持ちは私は最高司令本部長としては思っておりませんので、そこんにきもきちんと担当者に——新開君は総務課長に替わったばかりですので、前の総務課長に聞けば分かると思いますけれども、反論はいたしませんけど、実際、結果として県への報告が遅かったことは検証していきたいというふうに思ったんですけれども、実際の体制のシフトはきちんとやって、私もホットラインとしては福岡管区气象台とも連絡を取っておりますし、そういうこまねいているようなことではございませんということを私はここで、このまま終わってしまうなら職員たちも士気が落ちますので、やっていることを報告しておきたいと思います。

以上です。

#### ○9番（浦川和久君）

どうも市長ありがとうございました。

現場対応、先行排水等々、一生懸命現場対応の職員の方が頑張っているのは私も分かります。なおさら、こういった本部機能、災害警戒本部とか災害対策本部、その本部機能でこ

ういったしようもないですね、県への報告とかいろんなところで遅れたりとか、非常にもつたいないと思いますので、ぜひそういった頑張っている職員の方が報われるように、本部機能の改善というところをぜひ市長にはお願いしたいと思います。

**○市長（金子健次君）**

きちんとデータを見てから、実際どこでどういうことか検証してみたいと。どこに誰が責任があるか、実際どういう行動を起こしていたのかと、その当時は、2年前に遡っていきたいと。私の感じはそういうことのイメージはなかったもので、そういう感じを取っていなかったの、ちょっと議長に手を挙げて発言をさせていただきました。検証してみたいと思っています。

**○9番（浦川和久君）**

市長ありがとうございます。よその市町村ができていますので、柳川市もできないことはないと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

筑後中部魚市場西側の調整池のことですが、この池は道路側からよく見えないので、あまり分かりづらいのですが、この池はどこが管理しているのでしょうか。

**○水路課長（梅崎秋敬君）**

浦川議員の御質問にお答えさせていただきます。

この調整池につきましては、柳川市開発公社より当該周辺の流通団地の開発行為としまして、区域内の周辺水路、道路、公園などと併せまして築造されております。完了後、平成7年12月に公共施設としまして市に帰属され、現在、水路課が管理を行っているところです。

以上です

**○9番（浦川和久君）**

ありがとうございます。

それでは次に、この調整池の大きさ、容量ですね、貯存量はわかりますでしょうか。

**○水路課長（梅崎秋敬君）**

まず、調整池の大きさですが、公簿上の面積としまして3,094平方メートル、貯留可能な深さが1.5メートル程度となっております。

貯存量としましては、この公簿面積から調整池周囲の管理通路の用地を控除した面積に貯留可能な深さを乗じたものとなりますので、計算上の値となりますが、おおよそ3,500トンが貯留可能な容量となっております。

以上です。

**○9番（浦川和久君）**

貯存量がおおよそ3,500トンということですが、25メートルプールの標準的な容量は、私が調べたところでは大体600トンとなっていたので、25メートルプールの6杯分近くの容量

になりますので、この池は結構な容量を有しているのではないのでしょうかと思います。

次に、調整池については、どのような流れで水が流入し、どのように排出されているのかわかりませんが、少しでも水害の軽減につながるよう、この調整池を先行排水等でより効果的に活用できないかということでお尋ねします。

**○水路課長（梅崎秋敬君）**

まず、この調整池の現状につきまして簡単に説明させていただきます。

この調整池は南北に長い長方形の形状であります。北西角に開発行為にて造成された水路と接続しており、西側、南側には樋門、樋管が配置され、既存の水路と接続しております。いずれも近隣に位置する筑紫都市下水ポンプ場に隣接する中散田樋管を通して、沖端川に排水されているところでございます。

このように水路の一部として利用していることから、先行排水時においても活用しているところです。しかしながら、築造後30年近く経過しております。この関係で、関係区長より土砂の堆積などで築造当時の機能が発揮できていないのではないかとこの要望もいただいておりますので、浦川議員御指摘のとおり、効果的に活用できますよう、現状を調査した上で、堆積土の撤去など、改善を図っていきたいと考えているところです。

以上です。

**○9番（浦川和久君）**

ありがとうございました。

この魚市場が位置する筑紫地区ですが、強制排水ポンプも設置はされていますが、大雨時は必ず浸水被害が出ます。住民の方の話を聞くと、魚市場などの土地開発が行われる前はこの一帯は農地で、水害も大して出ていなかったと言われます。それと、魚市場の一帯に比べて周囲の地盤が低く、特に、魚市場の南側の一帯は魚市場と比較して見た目でも明らかに地盤が低く、床上浸水も発生しています。そういったところで、筑後地区の各自治体においても、治水対策として貯留施設、貯留池の整備とか機能強化に取り組んでいる状況にあります。

これから大雨のシーズンを控えていますので、この調整池を効果的に活用できるよう、堆積土の撤去など早期の改善をお願いして、今回の私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

**○議長（近藤末治君）**

これをもちまして浦川和久議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時28分 再開

**○議長（近藤末治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、12番荒巻英樹議員の発言を許します。

#### ○12番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんこんにちは。12番、自由民主党柳川市議団、荒巻英樹でございます。議長の発言許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

さて、世界1,200都市を訪れ、1万冊超を読破し、現代の知の巨人、希代の読書家として知られております出口治明APU、立命館アジア太平洋大学学長は、人間が賢くなる方法は、人、本、旅に尽きるとおっしゃっています。また、いろいろな人に出会い、興味のある本を読み、はやっている場所があったら出かけて刺激を受ける、これが旅で、すなわち現場を見に行くことです。人、本、旅で勉強しなくて、毎日職場で遅くまで働き、上司の歌や説教を聞いているだけでは新しいアイデアなんか出てくるはずがありませんとおっしゃっております。

さきの3つのうち、旅に関しましては、昔、本業でしたので、それなりに出かけてきてはおりますが、今では残念ながらパスポートも期限切れの状態ですし、コロナ禍で自粛せざるを得ませんでした。少し動きやすくなった4月下旬に2泊3日で四国へ行ってまいりました。往復、徳島空港を利用いたしました。現地でのアポイントを入れての訪問ではありませんが、気になっていた幾つかのまちを訪ねました。

最初は徳島県上勝町。つまものの生産販売を行い、葉っぱビジネスで有名な町です。つまもののビジネスの立ち上げに関わった女性たちが、自分を変え、町をよみがえらせ、生きる喜びを未来につなげていく姿をオール上勝町ロケで描いた心温まる感動映画「人生、いろいろ」のロケ地も見てまいりました。

また、上勝町は焼却や埋立てをせずにごみをゼロにすることを目標に掲げ、日本で初めてゼロ・ウェイスト宣言を行った町であり、リサイクル率80%を超える同町が誇るゼロ・ウェイストセンターを見てまいりました。役場の駐車場に着いたら、ちょうど徳島県の公用車が止まっており、県の職員と思われる方が町長室へ入っていかれている風景も目にすることがありました。

次は同県阿南市、ここは野球が盛んな地域であり、市役所の部署として、野球のまち推進課を設置して、野球の大会を開催したり、合宿を誘致して、まちおこしを行っております。このまちの取組を参考に、秀ノ山親方が現役の頃、相撲を通したまちおこしを提案させていただきましたが、阿南市の取組が正しかったんだと確認することができました。

翌日は、徳島県南部の現在は海陽町となっている旧海部町、この町のことは、以前、「生き心地の良い町 この自殺率の低さには理由がある」という本を読んで知りました。病は市に出せば海部町で著者が聞き取られた格言です。興味深いことに、海部町でのうつ受診率は同一医療圏内の自治体の中で最も高く、軽症の段階での受診が多いそうです。海部町では、あんだ、うつになっとなのと違うん、はよ病院へ行って薬もらいといった会話が交わされて

いたそうです。この病は市に出せば、決して病気のことだけではない。家庭内のトラブルや事業の不振、生きていく上でのあらゆる問題について、痩せ我慢することや虚勢を張ることへの戒めが込められているそうです。思い切ってさらけ出せば、妙案を受けてくれる者がいるかもしれないし、援助の手が差し伸べられるかもしれない。取り返しのつかない事態に至る前に周囲に相談せよという教えだそうです。そんな教えを海部町では、助けを求めよと言葉によって人を諭すよりも、人が助けを求めやすい環境をつくることに腐心してきたと言います。面と向かって言われれば、いこじになるような方も、気がつけば弱音を吐かされているという実に賢い生活の知恵であります。著者は海部町にはこのように悩みを開示しやすい環境づくりを心がけてきた痕跡が見られると述べられています。

また、地元の海部高校といえば、プロゴルファーの尾崎将司さん、そして、現ホークスの森投手などの出身校であります。

そして、2021年12月に徳島県とお隣の高知県を結ぶ阿佐海岸鉄道で運行が始まった線路も道路も走行できる鉄道とバスが合体した乗り物であるDMV、デュアル・モード・ビークルを見てまいりました。見た目はバスですが、鉄車輪を格納しており、線路を走るときにはバスモードから鉄道モードにチェンジするものです。

その後、高知県に入り、高知市では廃校になった小学校を利用した廃校水族館や市内11か所に整備されている津波避難タワー、これはそばで見ると、とてもとても大きな建物でした。同市は東へ行くにも西へ行くにも主要道は海沿いにしかなく、津波避難タワーがなければ住民のほとんどは高台へ逃れることは不可能だと思いました。

それから、高知県安芸市の安芸タイガース球場の見学まで予定でしたが、大雨により高知商業高校の野球部見学ができなかったのは残念でした。

3日目は、徳島県三好市にあり、日本三大秘境に数えられる祖谷地区にあり、年間30万人が訪れる祖谷のかずら橋、それから、大歩危、小歩危、そして、古賀誠先生が敬愛される大平正芳元首相の記念館、これは香川県観音寺市にありますが、展示物の中では自民党総裁選の寝返り議員一覧表というのがございました。とても印象に残りました。

そして、私がスポーツで一番好きなのは高校野球です。趣味で高校野球の名門校を訪ねていますが、今回、念願の徳島県立池田高校を訪ねることができて、大変感動いたしました。

幸い4年前にはAPUの出口学長にお目にかかる機会がございましたが、そのときに今までで一番印象に残ったまちをお尋ねしたところ、お答えはエルサレムということでした。ぜひ皆さんもいろいろなまちを訪ねて刺激を受けてください。また、私たちの柳川が国内はもとより、世界中の方々から愛されるまちになるよう、一つ一つ課題を解決して、磨きをかけていければと思います、質問に入らせていただきます。

1つ、インバウンドの取組と今後の展開について。

日本経済新聞社が先日、2023年上期のヒット商品番付を発表しております。東の横綱は5



類移行、西の横綱はWBC世界一、そして、西の大関にはインバウンド復活となっております。インバウンドの復活はまさに脱コロナの象徴であり、官公庁によりますと、1月から3月の訪日客の1人当たりの旅行支出は185,616円で、2019年から3割増加しております。

このように、インバウンド客の増加に伴う本市への経済効果は計り知れないものがあると思いますが、インバウンドをどのように捉えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

なお、再質問及び残りの質問につきましては自席より行いますので、よろしく願いいたします。

#### ○観光課長（山田秀太君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、2019年に策定しております第2次観光振興計画は、本市観光の在り方を物見遊山型の量的な観光から、滞在型、質の高い観光への転換を目指すこととしております。市民の皆様の豊かな暮らしに根差した観光まちづくりによって、新たな価値を創造しようとするコンセプトでございます。

本市ではこれまで様々な取組を進めてきたところでございまして、その一つが海外からの観光客の誘致、インバウンドの推進でございます。本市におきましては、人口減少や少子化、高齢化が進む中、地域内の消費が縮小しておりまして、交流人口や関係人口の拡大は、地域の活力の維持、発展に不可欠なものであると認識しておるところでございます。今回御質問いただきました外国人観光客のインバウンド需要は、本市の経済効果や地域活性化に大きく資する重要なものであると考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。インバウンドに関しては重要なものと考えているという御答弁をいただき、とても安心いたしました。

そこで、本市のインバウンドの現状についてお伺いしたいと思います。

昨日の午前中も川下りの乗船場や御花から水天宮かいわいを見て回りましたが、とても多くの観光客でにぎわっておったところでございます。その中で、ちょっと見では、やはり国内より海外からのお客様のほうが多いと感じたところです。

まだ新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に移行して一月余りしか経過しておりませんので、年間のデータを示すには早過ぎるところですが、ピーク時の状況と比較して、現在はどれぐらいに戻ってきていると思われるのか、お尋ねいたします。

#### ○観光課長（山田秀太君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

まず、本市のインバウンド客の過去最高は、2017年の24万5,359人でございます。その後、減少傾向となりまして、2020年からはコロナの影響によりまして99%以上の減少という状況

でございました。御承知のとおり、昨年6月10日に観光目的の訪日外国人客の受入れが再開されまして、10月からは入国数の上限を撤廃、個人ツアーの解禁など、水際対策が緩和された後、インバウンド需要は回復傾向にございます。

直近の九州運輸局の速報値によりますと、今年4月の九州への外国人の入国者数は、コロナ前の2019年の同月比74%に当たります約23万人まで回復しております。現在、国際線の運航が随時再開、就航しておりますので、今後も増加傾向になるのではないかと推測しておりますところでございます。

本市におきましては、現在、2022年の観光動態調査を集約している最中でありまして、速報値とはなりますが、水際対策が緩和された後、11月と12月の外国人観光客の入り込み客数につきましては、コロナ前の50%程度にまで回復しております。国別では韓国が70%程度、次いで台湾、香港の順になっておるところでございます。

また、最新の状況といたしましては、観光案内所に聞き取り調査をさせていただきました。4月、5月はコロナ前に比べてほぼ同数ぐらいのお客様が来訪されているということでございます。また、傾向といたしましては、4月までは韓国からの20代、30代の個人、グループ旅行者が多く、5月に入りますと、ゴールデンウィーク以降は国際線の運航が再開された関係もあり、台湾からの団体客や、個人、友人などの四、五人グループの旅行が増えているということでございます。

以上でございます。

#### ○12番（荒巻英樹君）

国全体では2019年がピークだった模様ですね。全体で3,188万人で、2017年は国全体としては2,869万人というデータを見ました。本市の場合は、国と違って2017年で24万5,000人程度だったということですね。運輸局のデータでは74%程度ということをおっしゃっておりますが、本市の観光案内所での聞き取りはコロナ前とほぼ同数ということで、これも大変うれしく思います。

しかし、国は、これはコロナ前に策定して、2030年に目標6,000万人としておりますが、現在でもその目標は変わっていないと聞き及んでおるところでございますが、本市にもますます多くのインバウンド客がお見えになると思いますし、そのためにも誘致活動も積極的に行う必要があると思いますが、現在、もしくは今後の取組と今後の集客目標についてお伺いいたします。

#### ○観光課長（山田秀太君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

まず、本市のインバウンド誘致につきましては、2003年に始まりました政府のビジット・ジャパン・キャンペーンの方針を受けたものでございます。JNTO、日本政府観光局や九州運輸局、九州観光機構、福岡県、福岡市などと連携をさせていただきながら、アジアを中

心に観光プロモーション活動や国内外の旅行博、商談会に参加し、柳川観光の情報発信に努めてまいっております。また、海外のメディアや旅行会社などの招聘事業、モニターツアーなどを受け入れ、柳川ならではのプログラムを体験していただき、PRを行ってきたところでございます。

さらに、受入れ環境整備といたしまして、平成27年度から無料でインターネットを御利用いただける柳川フリーWi-Fi事業や、日本語で海外のお客様をお迎えするようなやさしい日本語ツーリズム事業など、独自の事業にも取り組んでまいりました。また、PR面では、5か国語のパンフレット、4か国語のDVDなどを作成し、国内外の旅行会社やメディアに情報発信しております。

しかしながら、2020年からコロナの影響を受け始めて、国内外でのプロモーション活動を見送ってきたところでございます。現在は国内で開催されます商談会への参加を再開しております。今後は海外でのプロモーションにつきましても、九州、福岡と連携して積極的に参加してまいりたいと計画しております。

次に、今後の集客目標についてでございます。

第2次観光振興計画に定めます2028年のKPIにつきましては、年間入り込み客数を165万人、そのうちで外国人のお客様の数を50万人と設定しておったところでございます。しかしながら、この計画を策定直後にコロナの影響を受けております。また、今年3月に閣議決定されております国の観光立国推進基本計画におきましても、消費額の拡大でございますとか持続可能な観光まちづくりなどが期待されておるという状況でございます。

また、観光の消費額につきまして、コロナ前の2019年につきましては、国内旅行消費額が21.9兆円、訪日外国人の旅行消費額が4.8兆円という実績でございまして、また、国内観光は、コロナ禍を経まして、インバウンドと比べて外的要因に対する強靱さが明らかとなっておりますので、我々といたしましては、インバウンドと並行して国内旅行の誘致活動も進めていく必要があると改めて認識したところでございます。このため、集客目標につきましては、現在準備を進めております（仮称）ポストコロナ指針を策定する中で、成果指標を改めて調査研究してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○12番（荒巻英樹君）

海外でのプロモーションについても積極的に参加する計画があるとお答えいただきました。また、今後のインバウンドの目標は2028年に50万人と設定しているともお答えいただきました。先ほど申し上げました2017年の実績で見ますと、国が2,869万人で、うち本市へは24万5,000人、これは割合でいうと0.86%となります。そして、国が2030年の目標6,000万人で、本市は2年前の2028年になりますが、目標50万人で、2年ずれていますが、その割合でいうと0.83%、十分実現可能な数字だとは思いますが、何もせずにといいいますか、新たなチャレ

ンジをしなければ達成が困難になるかもしれません。

そこで、1つ提案をいたします。御当地グルメというものも観光地の大きな魅力でございますが、本市の看板は、もちろんうなぎのせいろ蒸しですが、もっと庶民的といいますか、そのような観光グルメも必要ではないかと考えます。首都圏でのデータになりますが、インバウンド客によるインターネット上のレビューの分析によれば、食事の面では、すし店よりラーメン店の評価が高かったそうです。

そこで、新たに柳川ラーメンを作ってPR。これは先ほどインバウンドと並行して国内旅行の誘致活動を進める必要性を改めて認識したと答弁いただきましたが、まさにインバウンド客に限らず、国内の観光客にも誘致の起爆剤になり得るかと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○観光課長（山田秀太君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、国内外の観光旅行者にとりまして、自然や気候、文化、食といった要素が最も重要なものでございます。今回御質問いただきました食の分野につきましては、観光客の皆様を選んでいただく一つの要素であると考えております。現在、本市の名物料理でありまして、文化庁の100年フードにも認定されましたうなぎのせいろ蒸し目当てに多くのお客様にお越しいただいております。

今回御提案いただきました御当地柳川ラーメン企画につきましては、観光客のみならず、市民の皆様にも喜んでいただけるのではないかと期待するものでございます。

また、柳川の特産品でございますノリや福岡県産ラー麦、スープには本市の発酵文化の食材でございますみそやしょうゆを活用するなど、話題性に加えて地産地消を進める一案になる可能性も秘めていると思いますので、今後、各分野の方々の賛同が得られる状況になりましたら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○12番（荒巻英樹君）

柳川ラーメンですから、ノリは不可欠ですよ。板ノリ1枚は多過ぎかもしれませんが、最低、板ノリ2分の1枚が条件とか、あとは県産のラー麦に本市のみそやしょうゆ、取り組まない理由はないと思います。各分野の方々の賛同が得られる状況になれば研究してまいりたいということですが、ぜひ積極的な働きかけをお願いいたします。

さて、昨年11月の白秋祭期間中の話でございますが、毎年のことですが、私は飛龍どろつくどんの会のメンバーとして水上パレードのお客様をおもてなししております。会のメンバーには沖端地区のゲストハウスのオーナーがいますけれども、ちょうどそのとき、ルフトハンザドイツ航空のCAの女性が宿泊されておまして、オーナーが白秋祭水上パレードの話を変えたところ、興味を持たれて同行して、我々の山車のそばで二、三時間楽しんでおら

れました。話を伺えば、ミュンヘン在住で、柳川には4泊されるとのことでした。日本人の感覚だと同じまちに4泊もということになるかと思いますが、外国の方はやっぱり違うんですよね。ゆっくり、のんびりと観光なさって、我々日本人みたいに1泊だけで次の観光地に移動するほうが彼らから見れば不思議なんではないかなと思ったところです。

ここで何が言いたいかといいますと、4泊される方は、朝食はホテルや旅館等で取られるとしても、昼食と夕食で、やはり8回前後お取りになるわけでありまして。そのためには多様なグルメが必要であり、その一つとして柳川ラーメンを作り出して、PR、そして、食べていただき、あわせて、ノリをはじめとした柳川産の食材の消費拡大にも寄与できるということですので、改めてよろしく願いいたします。観光客のみならず、市民の皆様も喜んでいただけるのではないかと期待するものでございますと御答弁いただきました。ぜひ料飲組合の組合長さんにもお願いに行かれることを期待しておるところでございます。

次に、日本人が外国に出かけた際、中国や台湾など漢字圏だとある程度意味が分かることがあります。しかし、韓国のハングルやタイ語等になると全く見当がつかません。しかし、英語が併記されていれば、ある程度理解が可能となります。一方、世界から見れば日本語が分かる人はごく僅か、漢字が理解できる人でも1割程度かと思いますが、英語が併記されていれば、世界中の9割以上の方が読むことができるわけです。

本市の観光案内に限らず、飲食店のメニューや入場チケットなど、インバウンドの客の目に触れるものに英語が表記されていれば、本市滞在中のストレスが減るし、外国人に優しいまちとしての評価が高まり、ひいてはインバウンド客の増加につながるのではないかと思います。いかがでしょうか。

#### ○観光課長（山田秀太君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

議員の御意見のとおり、国内外のお客様に優しいまちづくりは重要なことだと考えております。コロナの行動制限が緩和された中、外国人観光客の皆様が柳川でストレスを感じることなく快適に旅をしていただけるような取組は必須であると考えております。また、今後、外国人観光客も団体型から個人、少人数グループ旅行が増えることが想定されておりました、ニーズも多様化するものと考えております。

今月、民間会社の調査で、訪日客が日本滞在中に困ったことが発表されております。Wi-Fiの環境、施設などのスタッフとのコミュニケーションが取れない、多言語表示の少なさ・分かりにくさが上位に上がっております。このため本市といたしましても、外国の方向けに英語表記の案内やデジタルを活用した案内などに加え、今後、欧米豪のマーケットが重視される傾向でもございますので、本市の歴史や文化の物語をきちんと翻訳してお伝えできるような受入れ環境にも取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○12番（荒巻英樹君）**

ありがとうございました。

先ほど課長が御答弁いただいた分、実は私も御用意しておりました。訪日外国人向け旅行情報サイト、GOOD LUCK TRIPですね。これをもうちょっと補足しますと、海外在住の10代から60代の891人に対して今年5月に実施したアンケートで、訪日中に困ったこと、1位が全体の3割でW i - F i 環境、これは先ほど御答弁いただいた中にありましたが、本市は環境をクリアしております。2番目が施設のスタッフとのコミュニケーションが取れない、これが20.2%。これはやはりソフト面の人材の育成というか、ソフト面だと思いますけれども、こういったこともぜひ施設の方と宿泊施設、飲食店、そういった方等のサポートもまたお考えいただければと思います。そして、今回、先ほどの質問ですが、多言語表示の少なさ・分かりにくさが17.5%の方がおっしゃっておるところでございますので、御答弁いただいたように、外国人観光客が快適に旅を過ごしていただける取組は必要なことであり、外国の方向けに英語表記の案内やデジタルを活用した案内など、受入れ環境を整えてまいりますということですので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、最後になりますが、5月31日に柳川観光活性化協議会の主催で、アメリカ・フロリダ州のセントラルフロリダ大学の原先生による「観光地の稼ぐヒントを教えます！」というセミナーが実施されております。観光に携わる方や多くの方が御参加いただいたとお聞きしておりますが、残念ながら私は別件があり参加できませんでしたが、観光課長が御参加されたということですので、ぜひそのセミナーで印象に残ったことを1つ2つ教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

**○観光課長（山田秀太君）**

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

先ほど荒巻議員に御紹介いただきましたとおり、5月31日の原先生のセミナーには約70人の方々に御参加をいただいたところでございます。

個人的な感想とはなりますけれども、原先生のセミナー、お話をお伺いしまして、1つ目が、観光施策自体の目的、意義につきましては、やはり地域住民の皆様の生活の質を向上させることであり、地域経済発展のためにあるという部分でございます。2つ目が、地域といたしまして、お客様の数よりも観光による消費額を重視すべきであるといった部分でございました。先ほど荒巻議員おっしゃったとおり、この消費を促すためにも、英語表記とか、そういった消費を促すような取組が重要ではないかと感じました。

これらを踏まえまして、観光産業として地域の経済や雇用の機会の創出に効果を高めていく、まちに貢献していくことの重要性を再認識したところでございます。

以上でございます。

**○12番（荒巻英樹君）**

ありがとうございました。大変いいことをお知らせいただきました。別の機会でもた教えていただければと思います。

2019年にラグビーのワールドカップなどございましたが、そのときはヨーロッパの方は17日滞在して、お一人当たりの消費額が680千円とか、それは物すごい金額なんですけど、そういった一時的なイベントは別として、インバウンドに関して、なかなか特効薬はないかと思えます。必要とされることを1つずつ確実に実行していただき、インバウンドのお客様が増えていきますように御尽力いただきますようお願いいたします、この項を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

では続きまして、小・中学校卒業生の進路についてお尋ねをいたしますが、その前に、橋本教育長におかれましては、急な御就任だったかと思えますが、現在進められております小・中学校の再編計画をはじめ、課題は山積でしょうけれども、長年にわたります学校現場での豊富な御経験を生かして、本市の教育行政の発展にお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

また、児童・生徒の心を揺り動かす授業を心から切望いたしますし、そのためにも御指導いただく先生方に対してもベストな環境を構築していただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

それでは、1つ目なんですけど、本市の小学校卒業生の進路についてお伺いをいたします。

首都圏の小学校では、お正月明け、小学6年生の教室ががらがらになるようなニュースを見聞きいたします。これは私立中学の受験のためであります。

そこで、お伺いいたしますけれども、本市の小学校卒業生で地元の公立中学校と私立中学校等への進学数及び割合を今年及び10年前のデータでお示しいただければと思いますし、また、このデータに関しての教育委員会の見解をお伺いしたいと思います。

#### ○学校教育課長（古賀 洋君）

荒巻議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、直近の令和5年3月の卒業生でございます。総数576名中、市内の公立中学校に539名が進学をいたしております。これを割合にいたしますと、93.5%となります。それ以外の37名が私立、市外の公立、特別支援学校への進学者となります。

なお、参考までにこの前年度の数値も御紹介をさせていただきます。卒業生558名中499名が市内の中学校に進学をしております。このときは割合にいたしまして、89.4%となっております。

10年前の平成25年3月の卒業生でございます。総数が674名中、市内の中学校に635名が進学をいたしております。率にいたしまして94.2%でございました。

このデータに関しまして教育委員会の見解をということでございますが、市内の中学校以外への、一般的に私立中学校等への進学は以前から一定数見られたところがございます。だ

んだん児童全体の数も減っておるところでございますので、年度によってばらつきはございますが、傾向として、増えているとか減っているとかいうふうな傾向はなかなか読み取れないというふうなところがございます。10%ぐらいまでの間で変動をしているというふうな状況でございます。ただ、中学校を設置いたしております市の教育委員会といたしましては、ぜひ市内の中学校に進学をしていただきたいという気持ちは持つておるところでございます。

以上でございます。

**○12番（荒巻英樹君）**

ありがとうございました。

私らは小学校、中学校の入学式とか卒業式とかには参加をさせていただいておりますし、やはり全体的に児童・生徒の数が少なくなっているというのは、そのときいつも再確認するわけでございますが、まずは全体のパイが増えるのが一番いいことですけれども。

もちろんこれはいろいろな選択肢を行政が、私どもがいろいろと言うことではないかと思えますけれども、ただ、心配になるのが、実際に中学校の入学予定というのは出生数とかで将来的な予測をされると思うんですが、あまりに市内の中学校に行かされると、その辺の計画が狂うこともあるのではないかと、この確認をさせていただきました。

先ほどの御答弁で、逆に言いますと、今年では、令和5年が6.5%の人が公立中以外に行かれています。そして、去年は10.6%と、ちょっと多め。10年前は5.8%が私立等に行かれたということになりますけれども、改めて確認ですが、この10年間で私立等へ行かれたのが一番多い年の割合と一番少ない年の割合、多い少ないを教えてくださいませんか。

**○学校教育課長（古賀 洋君）**

この10年の経過という形で申し上げますと、市外への進学が一番多かったのが先ほど御紹介をいたしました令和4年3月の卒業生、10.6%でございます。逆に、一番少なかったのが平成27年3月の卒業生でございました。このときは4.3%でございました。

以上です。

**○12番（荒巻英樹君）**

ありがとうございました。一番少ないときで4.3%、一番多いときは10.6%ということですね。ありがとうございます。

それで、私は御存じのとおり昭代地区に住んでおりますが、蒲池地区が3年後から、昭代が4年後から小中一貫の義務教育学校になるわけなんです。この昭代と蒲池の小学校6年生の方々が中学を受験されるに際して不都合になったりすることがないのか、ちょっと気になりますので、お尋ねいたします。

**○学校教育課長（古賀 洋君）**

昭代地区、蒲池地区につきましては、議員御指摘のとおりでございますが、小学校と中学校が一つの学校になる小中一貫の義務教育学校で再編の計画をいたしているところござい



ます。ただ、この義務教育学校、9か年制になりますけれども、学年ごとの教育課程につきましては通常の小学校、中学校と変わりはありませんので、中学受験に当たりまして不利になるということはありません。

以上でございます。

**○12番（荒巻英樹君）**

ありがとうございました。

そうですね、ただ、これは今日の議論にはしませんけれども、実際、1年生から9年生までの児童・生徒数ではかなり増えますが、やはり横のというか、いわゆる中学1年生、2年生、3年生は7年生、8年生、9年生ということになると思いますけれども、そこら辺が他校と比べて非常に少なくなる点がちょっと気になっているところでございます。

それでは、今度は中学からの卒業生の進路についてお尋ねをいたします。

まず、全体として、いわゆる国公立と私立高校への進学数とその割合に関してお尋ねいたします。

**○学校教育課長（古賀 洋君）**

直近の令和5年3月の卒業生でお答えをさせていただきます。

本市の中学校からの進学者数でございますが、高専を含めました国公立、こちらへの進学者数は279名、割合にいたしまして53.3%でございました。私立高校への進学者は237名で、45.3%でございました。

以上でございます。

**○12番（荒巻英樹君）**

ありがとうございました。割合でいいますと、高専を含めた国公立が53.3%、私立高校が45.3%、半分強、半分弱ということですね。

それでは次に、今度はその市内の中学校を卒業された方が、柳川市内の高校が公立1校、私立2校とございますけれども、そちらのほうにどれぐらい進学なさっているかをお尋ねいたします。

**○学校教育課長（古賀 洋君）**

市内の3つの高校への進学者数でございますが、中学校のほうの進路先調べで把握している分でお答えをさせていただきます。

直近の令和5年3月の卒業生で、伝習館高校58名、柳川高校113名、杉森高校19名、合計の190名というふうになっております。卒業生全体に占めるこの3高校への進学者数の割合は36.3%でございます。

なお、市外の高校、高専進学者数は国公立、私立を合わせまして326人となっております。こちらの割合は62.3%となっております。

以上でございます。

○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。市内の高校に36.3%の方が進まれている。市外に62.3%が進まれている。

これに関して今回私が強く言いたいのが、でき得れば、特に私立に関しては、市内に選択する学科があれば、やはり柳川市内の高校を選択肢にまず入れていただきたいし、柳川市内の高等学校に進んでいただきたいということを願ってのお尋ねでございます。もう少し柳川市内の学校に進学者数が多いのかなと思っておりましたけれども、伝習館58名、柳川高校113名。ただ、杉森高校が19名ということで、分母次第なんですけど、特に、杉森高校とかも選択いただけるように、これからまた議論させていただきますけれども、いろんな取組を行っていただければと思っています。

逆に、市内の私立高校、どちらからお見えになっているかを私は学校のほうに確認させていただきましたので、実数は申し上げません。どちらからだけ申し上げますと、柳川高校はもちろん柳川市内からが一番多いんですが、次が久留米市内から、そして、大川市から、大牟田市から、みやま市からということでございました。杉森高校さんもちろん柳川市からが一番多いんですが、次が久留米市からということで、それ以降はかなり少ない、変動も多いかと思いますが、そちらまではお伺いすることができたところでございます。

それで、中学校を卒業して、326人、割合的に62.3%が柳川市外の高校に進学されているとお聞きしておりますが、方面別でどれぐらいかということ、すみません、教えてください。

○学校教育課長（古賀 洋君）

柳川市外への進学先を方面別でということですので、お答えをさせていただきます。

大牟田市方面に114人、八女、筑後、みやま、こちらで100人、久留米で34人です。また、周辺の大川と佐賀、こちらで42人、福岡都市圏方面で9人、目立つところではこういった内訳となっております。

以上でございます。

○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

すみません、先ほどとちょっと重なりますが、市内の3高校は、やはりそれぞれ特徴を持つ魅力のある高校であると私は思っております。それで、本市はふるさと納税を活用した私立高等学校支援事業を取り入れており、市内の2つの私立高校をサポートしていきますよという明確なメッセージを発しております。そこで、できる限り市内の3高校、特に、私立だったら市内の2高校へ進学してもらえよう、高等学校と小・中学校との連携を図られてはいかがかということ、まず1点目として、高等学校から中学校部活動への指導の依頼とかはいかがかと思うんですが、そのことも含めて御答弁いただければと思います。

### ○学校教育課長（古賀 洋君）

市内の小・中学校と市内の高校との連携ということで、こちらは今現在やっていることを幾つか御紹介させていただきたいと思います。

まず、部活の関係、部活の指導依頼等ということで例をいただきましたけれども、伝習館高校の吹奏楽部と中学校の吹奏楽部の合同練習、こういった形で指導をいただいている例がございます。そのほかにも中学校の総合的な学習の時間を使った私立高校の職員からの進路の学習、小学校の家庭科で、杉森高校に食物科がございますが、こちらから先生に来ていただいている出前授業、あるいはミシンの使い方の指導、柳川高校のイングリッシュセミナー、こちらは今年度の事業になってまいりますけれども、こういったところに参加することでの留学生との交流、こういったことが実施をされてきた、あるいは今年度予定をされている事業でございます。こういった取組を今後も続けて関係を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

### ○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

私はやはり中学までは野球をやっておりましたので、最初イメージしたのは、柳川高校の野球部さんに市内の中学校の野球部員に指導をしていただくと。もちろん柳川高校さん、1年生、2年生とか、そういうレギュラーじゃないという言い方は失礼ですけども、そういった方ですね。ですから、実際、中学校の現場では部活の指導者が不足しているという問題もありますし、やはり中学の生徒さんも、怖いかもしれない先生より優しいお兄さんから指導いただければ頑張る分もあるかと思えますし、あとは柳川高校のイングリッシュセミナーということですが、柳川高校は国際科さんがいらっしゃいますので、そういったことでも交流等ができ得れば、ぜひ積極的にやってほしいと思います。

教育委員会のほうにお願いとして、逆に、部活動で中学校側から接触の縛りがあるというふうにもお聞きしたところでございます。ですから、福岡県だと、要は青田買いという言葉は別に使っていいんですかね。部活、野球にしる、サッカーにしる、バレーボールにしる、中学校に対して、そういった青田買いを防ぐために11月1日以前は高等学校と中学校が接触しちゃいけない。これは福岡県の決まりとお聞きしましたが、佐賀県はちょっと早いから、佐賀県の高専から中学校に話が行って、佐賀県の高専に部活で行っちゃうと、そういったことも聞きましたので、ぜひそこら辺、縛りをなくすなり緩くするなり、私は市内にとどまっていたらいいと今回取り上げていますが、市外どころか県外といったら非常に残念ですので、そういったこともぜひお願いできればと思います。

次にお伺いいたしますのは、現在、本市では地域学校協働活動の一つとして、地域未来塾が計画されております。募集要項では、地域未来塾とは、希望する中学生を対象に、退職教

員や大学生等の地域住民の協力により実施する原則無料の学習支援の取組です。放課後や土曜日、夏休み等に各中学校の空き教室や校区公民館等において学習支援を実施しますとあり、指導者の対象者としては高校生が不可となっておりますが、その理由及びできれば可能な道を探していただければと考えますが、いかかでしょうか。

**○生涯学習課長（野田 学君）**

荒巻議員御質問の地域未来塾の指導員から高校生を除外している件についてお答えさせていただきます。

国、県より地域未来塾の指導員は、専門的に学習指導ができる能力を有する者が支援に当たること、特に、学習指導は退職教員や大学生などの協力を得ることが望ましいとされております。制度開始に当たり、まずは放課後などの学習支援から取組を進めることにしていることから、今回、大学生以上の方を指導者として募集するものです。

以上です。

**○12番（荒巻英樹君）**

現時点ではそのようなことで理解をいたします。

それで、この地域未来塾に限らずというか、これも含めてというか、先ほどから申し上げておる高校生と中学生が接触できるというか、交流を持てる、そういったものがほかに何か具体的にあればお示しいただければと思います。

**○生涯学習課長（野田 学君）**

荒巻議員の御質問にお答えさせていただきます。

地域未来塾において、対象者の中学生と高校生の具体的な交流プランはまだ持ち合わせておりません。しかしながら、今年度からの新規事業といたしまして、南筑後地域未来の地域リーダー育成プログラムを県と本市を含む参加を希望した南筑後の自治体で委員会を設置し、新たに取り組むことにいたしております。このプログラムは、将来を担う次世代の人材育成を目的に、地域の多様な団体と連携して、子供たちが地域に愛着と誇りを持ち、将来を担う次世代のリーダーとしての資質や社会性を身につけさせようとするものでございます。今年度は中学生を対象に、地域にゆかりのある各界で活躍中の方々による実体験を交えた講義、体験、グループワークなどで構成し、合宿のスタイルで実施する予定にしております。

今後は、これらの取組を通じて、地域のリーダーとなる人材の発掘、育成に力を入れていくとともに、彼らの成長と併せて、高校生と中学生などが交流を通して互いに成長できる柳川の特性を生かした取組の実現に向けて検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

**○12番（荒巻英樹君）**

ありがとうございました。先ほどおっしゃいました中学生と高校生の交流が1つでも2つでも増えるように、ぜひお願いしたいと思います。

それから、さきに述べましたふるさと納税を活用した私立高等学校支援事業なんですが、これはまだ開始されて日が浅いわけですが、学校側へお願いされていることや、また、これからお願いされることをお示しいただければと思います。

#### ○財政課長（田中勝裕君）

ふるさと納税を活用した私立高等学校支援事業についての荒巻議員の御質問にお答えをいたします。

この事業は市内の柳川高等学校及び杉森高等学校から、ふるさと納税を活用して教育環境の充実を支援してもらいたいとの要望を受けて開始をしたもので、本年2月に寄付の受付を開始いたしました。

市から学校にお願いしていることはとのことですが、寄付金をより多く募るためには、学校から関係者に対してお願いされるのが最も効果的だと思いますので、同窓会などの行事の際や同窓会報、学校だよりなどによって、卒業生をはじめとする関係者に対するPRを検討いただくようお願いをしております。

なお、市といたしましても、私立学校支援寄付金に関する情報を市のホームページに掲載するよう準備を進めているところでございます。

以上です。

#### ○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

実は柳川高校の同窓会総会が先日行われたんですね。講演の講師が元プロ野球選手の中島輝士さん、皆さんの世代ではお分かりになると思いますが、中島輝士さんが講演でお見えになりました。そういったときに、先ほど課長の御答弁にありましたように、本当にその同窓会のときが一番ベストだと思いますし、こちらにも同窓会の役員をされている方が1番席におられますので、ぜひまた力をお借りできればと思いますので、よろしく願いいたします。

結びになりますが、私は柳川で生まれた子供たちに可能な限り柳川市内の学校へ進んでいただきたいと考え、今回質問をいたしたところでした。今の高校生は結構お金持ちですし、高校3年間での消費など、経済効果も少なくないかと思います。また、売店や食堂の納入業者さん、制服や体操服、卒業アルバムなど、市内の事業者さんとのつながりもかなりあるかと思えます。そして、長くいればいるほど、そのまちに愛着が出ると思えますし、一旦就職や進学で離れても、また帰ってくるかもしれないし、卒業して同窓会があれば、また柳川へ帰ってくる。高校時代の同級生や先輩、後輩が将来の伴侶になるかもしれないなどなど、とにかく若者が多いとまちがにぎわいます。最終的な判断は御本人や御家族ですが、そして、高校の魅力を高めるのは学校自身ですが、魅力を高めるお手伝いや中学生へ魅力を伝えるお手伝いは行政のほうでできるかと思えます。市内の中学生が一人でも多く市内の高校を進学先として選んでいただくために御尽力いただきますことをお願いいたしまして、質問を終わ

ります。ありがとうございました。

○議長（近藤末治君）

これをもちまして荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時20分まで休憩いたします。

午後0時26分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、10番新谷信次郎議員の発言を許します。

○10番（新谷信次郎君）（登壇）

皆さんこんにちは。10番新谷信次郎です。議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

この国は、戦争ができる国づくりが加速化しています。しかし、戦争に至る道に打ち込まれたいがありません。1990年、佐賀空港建設時に佐賀県有明海漁協が佐賀県と交わした自衛隊との共用はしないという公害防止協定の一言。そして、今年5月1日、佐賀県有明海漁協南川副支所の駐屯地予定地の土地売却について、賛成184人に対して、反対した49人の地権者は平和な空と有明海の環境、ノリ漁業を守ろうとしました。

6月9日、NHK福岡放送の「The Life」という番組、題は「自衛隊の素顔 安保“大転換”の中で」という番組です。その中で自衛隊員の言葉が強く印象に残っています。戦争が始まったら、お互いの国民が亡くなっている、それはもう負け始めているんじゃないか。勝つためにというのを考えたら、戦争にならないようにするのが勝ち続けるということじゃないかという言葉です。

さて一方、これからの柳川市の未来がどうなるのか、市民の不安、疑惑が膨らんでいます。4月9日に行われた福岡県議会議員選挙柳川選挙区、激戦のさなか、立候補者の演説よりも、金子健次市長の発言に眉をひそめた市民が多くいたようです。

また、5月30日に行われた佐賀空港へのオスプレイ等の配備問題に関する市民説明会では、問答無用のどんちょうでの打切りとなりました。これはまさしくオスプレイ問題に幕を引くということでしょうか。

また、新しく教育長に就任された橋本秀博教育長に柳川市の今後の教育について質問いたします。

この後は自席にて質問を行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いします。

○10番（新谷信次郎君）続

今後の柳川市がどうなるのかという点で、まず、県政との連携についてお聞きします。

先ほど申し上げましたけれども、柳川市選出県議会議員との連携についての市長の考

えをお聞きします。

私は4年前の2019年6月議会一般質問で、市長は県議との連携をどのように考えているのか不安だとその市民の声を伝えました。市長はそのときの答弁に、県議には柳川市について全面的によろしくお願ひしたいと伝え、柳川市のためにお互い尽力したいとの県議の言葉があった。県議との連携は重要だ。市の課題について県議との日頃からの連携を図るという回答は、この4年間、実行できたでしょうか。

#### ○財政課長（田中勝裕君）

新谷議員の御質問にお答えをいたします。

県予算を活用した事業という観点から、まず、この4年間に取り組んだ主な事業についてお答えをいたします。

県と連携し、県予算を活用する方法としては、県に実施してもらおう県営事業に対し市が負担金を支払う場合と、市が行う事業の財源として県の補助金を活用する場合がございます。県営事業としての実施は、三橋筑紫橋線都市計画街路事業、県営集落基盤整備事業、クリーク防災と湛水防除のための農業水利施設保全対策事業などがございます。また、補助事業は、活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金、農村環境整備事業、各漁協が実施する共同利用施設整備事業補助金などを実施いたしております。

なお、県議との連携ということで具体例を幾つか申し上げれば、福岡県有明海漁業振興対策協議会で県に要望するに当たり、要望内容を協議する懇談会に顧問として出席をいただき意見をいただいておりますし、河川事業では花宗川改修期成会の県庁要望に同席いただいております。同様に、道路事業においても、主要地方道久留米柳川線道路整備促進期成会などの各期成会の県庁要望にも同席をいただき、お力添えをいただいているところでございます。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

県議との連携について幾つか具体例を答えていただきましたけれども、さて、2023年4月、県議会議員選挙期間中における市長の発言に、現職県議との連携に後ろ向きの発言はなかったでしょうか。私が市民の皆様からいただいた声の中に、市長の発言として、県議と県庁に行ったことはないとの県議との連携を自ら否定する発言があったと聞いております。市民は、市長自らが県議との連携を図るべきなのに、否定するとはあきれるとの不信の声が上がっています。もしそうであれば、市民の不安、不信は当然です。市長の見解をお聞きしたいと思っております。

#### ○市長（金子健次君）

さきの福岡県議会議員選挙の件につきましての私の発言の内容については、今、一般質問でありますので、一般質問になじまないというふうには私は思いますので、答弁を差し控えたいと思っております。ただ、梶島県議が当選をされました。そのときは私は、これからお願ひをし

なければなりませんので、連携をしなければなりませんので、祝意を示しまして、これからよろしく願いますということで、そういうやり取りはやりました。

今、いろんな形で梶島県議との、4期目に当選されましたので、これからまた4年間、力を借りなければなりませんので、そういうことでよろしく願いたいと、連携をしなければならぬというふうに思っています。

選挙のことでの発言内容については差し控えたいと思います。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

選挙期間中の発言については差し控えたいということですが、これを言う言わないというふうに問題にしても水かけ論にしかならないでしょうから、そこはこれ以上どうこう私のほうからも言えませんが、ただし、市民の皆さんからは、現職市長が現職の柳川選出の県議会議員と連携を取ろうとしてはいないんじゃないかという不信が根強くあることは、ここで一言強く申し上げておきたいと思います。

市長、もう一回尋ねますけれども、今後、県議との連携という点で、手を取り合って県庁に行ってくださいというわけではありませんけれども、県議との連携はこれまで以上に強力に進められる、そういうふうに受け取っていいのでしょうか。

#### ○市長（金子健次君）

選挙では私は自民党の公認候補を応援いたしました。私は、金子健次という市長は一人でございますので、出陣式についてはそちらの候補者のほうで御挨拶をさせていただきました。ただし、選挙前には梶島県議には、そういうことで私が行けないもので、副市長を出しますということも断りもしております。そういうことでよろしく願いたいということです。

それで、ノーサイドですので、選挙後にはきちんとお祝いを述べて、また4年間お願いたいということで、今までも私は12年間の間にいろんな力を貸していただきましたし、いろんな形の質問についても、こちらのほうに問合せもありましたので、十分答えをしたと思います。私が連携をしないということではございませんので。選挙のときにはそういうことを応援したということの事実は隠しません。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

先ほども申しましたように、発言の事実関係をどうのこうのということでの時間を取るとはここではしません。県議との連携なしに柳川の発展もあり得ないと思いますので、ぜひともこれまで以上の連携を強化していただきたいということをお願いして、この件については終わりたいと思います。

さて次に、佐賀空港へのオスプレイ等の配備問題についてお聞きします。



佐賀空港へのオスプレイ等の配備問題に関する市民説明会、どんちょうを突然下ろして打ち切られました。私も含めて、参加した一同は啞然とするとともに、私自身、怒りが湧いてきました。

説明会に参加している市民は、暇潰しに参加している人はいません。佐賀空港へのオスプレイ等の配備が実施されれば、この柳川、有明海の環境はどうなるのか、墜落事故を起こしている機種がどう保障されるのか、米軍が来ることはないか等々、真剣な疑問や意見が相次ぎました。まだ挙手されている市民がいるときに、突然どんちょうが下りました。誰の指示、判断ですか。6月1日の朝日新聞には「質問者いるのにどんちょう下ろして閉会 柳川市でのオスプレイ説明会」という見出しが出ました。記事には、市長の発言として、「どんちょうが下りて『あっ』と思った。好ましくない。私の責任です」と陳謝したとあります。ならば、どんちょうを上げさせ、再開すべきではありませんでしたか。最終的には市長の責任、今後どうされますか。

#### ○生活環境課長（野口貴光君）

新谷議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますが、誰の指示、判断でどんちょうが下りたのかということでございますが、これについては、会場の閉館時間もあり、当初お知らせしていた閉会予定時間も過ぎたため、最後の5人の質疑が終わり、司会から閉会の言葉を申し上げたことから、区切りがついたと判断し、シナリオどおりにどんちょうを下ろしました。

終わり方については、市長も説明会終了後の記者会見で申しておりましたが、よくなかった、もう少しいい方法があったのではないかと反省しております。大変申し訳ありませんでした。

続いて2点目の、どんちょうを上げさせ、再開すべきではなかったかと、今後どうするのかという御質問でございますが、先ほども申したとおり、終わらせ方についてはよくなかったというふうに反省をしております。説明会終了後の記者会見でも、新谷議員が言われたとおり、市長は私の責任というふうに回答をされております。

今思えば、どんちょうを上げ、再開すべきだったのではないかとも思っております。今後、市民説明会の実施を検討する場合は、今回の反省を十分生かして臨みたいというふうに考えております。

また、市民の御意見をいただく方法は説明会開催だけではありませんので、電話、メール、郵便など、あらゆる手段を用いて実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

今の答弁で、市民の御意見をいただく方法は説明会開催だけではない、電話、メール、郵便など、あらゆる手段を用いて実施していきたいというふうに答弁がありましたけれども、

九州防衛局や市長の考えを直接やり取りしながら聞きたいのが市民の要望ではないでしょうか。佐賀空港オスプレイ等の配備は、それだけ市民生活にとって重要な問題だと思います。

また、九州防衛局の説明会での回答も非常に紋切り型で、型どおりの不十分な説明でした。柳川市も九州防衛局に提出した懸念についての防衛省の回答を受けて、柳川市がそれぞれの懸念についてどう判断しているのか、再度の説明会が必要ではないかと思います。これについては、市長、直接見解をお願いしたいと思います。

#### ○市長（金子健次君）

今、課長が答弁しましたように、前回の説明会については、市民に対して、参加者に対して申し訳なかったということは、その後の記者会見で記者の方には申し上げて、今、私の考え方を申し上げますと、九州防衛局に協力を願って、再度、土曜日から日曜日とか、そういう市民の皆さんが来やすいような形を取って、その日の日程を割いて説明会を開催する方向で進めたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

市長の再度の説明会開催という見解をしっかりと今受け止めました。

市民説明会でも、九州防衛局に対して様々な具体的な事実を質問、意見の形で突きつけながら、やっとそれについてはこうです、ああです。特にひどかったのが、米軍の佐賀空港の利用について、原則常駐はしないとか言っておきながら、全国の空港と横並びに使うことはあり得るというふうに、質問に答える形で、やっと九州防衛局が回答してくる。質問、意見がたくさん出てくる中で、そして、それに私の印象でいうと渋々答えるというような印象でしかありませんでした。ですから、ぜひ今度は、再度の市民説明会、たくさんの市民の方が参加できるように、土曜、日曜開催の中で、具体的な事実、そして、もし配備がされたならば、柳川市の上空、どんなふうなルートで飛ぶのか、回数はどうなのか、騒音はどうなのか、そして、事故機、目達原に配備してあるヘリコプターの中にも事故機があります。それについての安全保障はどうなのか、米軍の利用についてはどうなのか、しっかり九州防衛局に具体的に説明をしてもらいたいと思いますし、市長も市長なりの懸念についての見解を説明してほしいと思います。

ちょっと付け加えさせていただくと、何でこんな不信があるかという、佐賀空港駐屯地予定地の着工をされていますけれども、それまで九州防衛局が一言も言わなかった夜間着工、そして、児童・生徒たちの登下校の時間も工事車両が行き来するというようなことを突然言うてきておるわけですね。だから、地元では本当に驚いて、不信が渦巻いております。後出しばかり。そんなことだから余計市民の方も不信が募っていると思います。ぜひそういうことを踏まえて、九州防衛局も市長も、もし配備された場合の具体的な状況を責任持って答えていただきたいと思います。市長のさらなる見解があればお願いします。

**○市長（金子健次君）**

工事着工の問題とか、そういう問題については私が触れるわけにはいきませんので。

ただ、日曜日とか土曜日に開催をしたいということと、あのときの方が90名近くでございましたので、それ以上に、あのときは平日だったから行けなかったという方もいらっしゃると思いますので、土日にですね、かといっても狭いところではいけませんので、市民文化会館で計画をしたいということで考えています。

そういう中において、今出ました米軍の駐留の問題、どのコースをどういうふうに飛ぶのか、どういうときに飛ぶのかという問題、もろもろの問題については、想定される質問等については答えられるような形を、九州防衛局で返事するような形の打合せもしていきたいというふうに考えておりますので、今申し上げたいのは、再度私の責任において説明会の開催を九州防衛局に要請したいということでございます。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

じゃ、再度の説明会の開催をよろしくお願ひしたいと思ひます。

幾つか質問がまだ残っていましたが、ちょっと時間が進んでおりますので、この件については終わって、柳川市の今後の教育行政についての教育長のお考えをお聞きしたいと思ひます。

特に今回、障がいのある児童・生徒の教育についてお聞きしたいと思ひます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法は2013年6月に制定され、2016年4月施行されました。同法では、不当な差別的取扱いの禁止、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しております。また、障がい者への合理的配慮の提供は、公立学校については法令上、義務化されています。合理的配慮の提供とは、障がいのある人は、社会の中にある、今回の場合は学校の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。学校教育を受けづらい場合があります。この法律では、障がいのある人から、社会の中にある、学校の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応することを求めているということです。

さて、小・中学校における障がいのある児童・生徒への合理的配慮の提供プロセス及び校内の相談支援体制整備はできていますか。また、配慮を含めた指導の内容を記入する指導計画が作成されているでしょうか。

**○学校教育首席指導官（野中裕二君）**

新谷議員の御質問にお答えいたします。

小・中学校における合理的配慮の提供のプロセス、相談支援体制はつくられております。

合理的配慮の提供プロセスとしては、本人及び保護者からの申出、本人の実態把握、検討、

調整を基にした合意形成、合理的配慮の決定、提供という流れとなっております。

また、相談支援体制としては、特別支援コーディネーターを窓口とした相談体制の整備、特別支援教育推進委員会の開催による情報の共有、配慮が必要な児童・生徒に関する共通理解の場の設定等があります。

また、どの学校においても、指導の内容は個別の教育支援計画に記載するようにしております。万が一、記載がなされていなかったり不十分であったりする場合は、早急に対応を行いたいと考えております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

それでは、中学校での定期考査、テストにおける合理的配慮はできていたでしょうか。

**○学校教育首席指導官（野中裕二君）**

中学校での考査、テスト等における合理的配慮についてですけれども、中学校におきましては最大限の合理的配慮に努めております。例えば、これまでも視覚障がいのある生徒に対して、本人、保護者、眼科医、中学校で協議した上で、中学校における定期考査やテストの際には、見えにくさから生じる困難を克服する配慮として、座席の配置、拡大鏡の使用、問題文の拡大といった対応を行ってまいりました。

また、受験生となる3年生からは高校入試を視野に入れて、定期考査やテスト等の実施時間の延長といった対応を行っております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

先ほどの答弁で、本人、保護者、眼科医、中学校で協議とは、いつの時点で行われるのでしょうか。ちょっと今の答弁の内容について、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

**○学校教育首席指導官（野中裕二君）**

これにつきましては、まず、入学したときからその配慮につきまして、この本人、保護者、眼科医、中学校、これは視覚障がいのある生徒さんの例の場合ですけれども、この段階でここに挙げております座席の配置、拡大鏡の使用、問題文の拡大といった合理的配慮を決定しております。

ただ、公立高校の入試に際しまして、特別措置申請書というものを提出することになっております。その際に、申請する内容につきまして、この人員で協議した結果、合意形成の下、合理的配慮、特別措置の内容を申請しているところです。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

ちょっと細くなりますけれども、受験生となる3年生からは高校入試を視野に入れて、定期考査やテスト等の実施時間の延長といった対応が考えられるということですが、

これは試験時間の延長といった対応は、障がいによっては1年生の定期考査から必要な場合もあるのではないのでしょうか。その点はいかがですか。

**○学校教育首席指導官（野中裕二君）**

今、議員がおっしゃったとおり、1・2年生から受験を見越したといいますか、そのような合理的配慮というのを行っていくことが望ましいかというふうに考えます。

ただ、一つの事例になるんですけれども、この段階としましては、中学校としては最大限の努力をしたと、誠実に取り組んだということで捉えております。3年時、入試を控えた時期に保護者からの申出があったということを知っていますけれども、ただ、1・2年生からという点で言わせていただければ、他の市町におきまして、私がいろいろ調べたところによりますと、例えば、肢体不自由の生徒さんが中学校に入学した時点から公立高校等の受験を視野に入れているといった場合に、入学した時点から高校とのやり取りがあつて、そして、その中でエレベーターの設置を少し検討していただいたというような事例もございます。

なので、今後、そういう事例を本市も参考にしながら、さらに合理的配慮の効果的な実施につなげていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

最大限の配慮をしてきた場合もあるんだということですがけれども、この障害者差別解消法は2013年に制定されて、2016年4月1日に施行されています。その説明の中では、国公立学校を含む地方公共団体では合理的配慮の提供は法的義務となっており、その具体例として、別室での受験、試験時間の延長が挙げられています。

これまでの答弁で私がちょっと心配しているのは、高校入試のときとか、あるいは高校入試を想定しての別室での受験、試験時間の延長、そういった範囲を限るのではなくて、学校側のふだんの日常的教育活動においても、法的義務としての合理的配慮の一つという認識で別室での受験、試験時間の延長といった対応も求められているのではないかということです。この点についてはいかがですか。

**○学校教育首席指導官（野中裕二君）**

今御指摘をいただいたとおりでございます。やはり障がいのある児童・生徒が本人の精神的、身体的な発達を最大限に高めていくというのが小・中学校の責務であるというふうに考えますので、どのような場面においてもそのような合理的配慮がなされるよう、今後しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

よろしくお願いします。

それで、例えば、視覚障がいのある生徒さんが高校入試、公立の高等学校の入学試験を受

けるというケースについてお聞きしたいと思いますが、先ほど答弁の中に、そういう場合には特別措置申請を行う必要があるというふうに答弁がありました。

障がいを持たれた生徒さんが公立高校の入試を受ける場合に必要な特別措置申請、それがどのようなものか、もう少し具体的に説明していただけますでしょうか。

**○学校教育首席指導官（野中裕二君）**

特別措置申請書の内容は、受験に当たっての適切な措置の依頼です。具体的な項目を述べますと、障がい等の種類・程度、学校における生活状況及び指導上の配慮事項、選抜方法、受験上必要と考えられる特別な配慮事項の4項目がございます。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

今お答えになった中で、学校における生活状況及び指導上の配慮事項は、中学校における指導上の配慮事項ということですね。つまり受験のときだけ別室受験とか試験時間の延長とこのを求めるのではなくて、中学校でのふだんの教育活動において合理的配慮がどうであったかを申請書に記入しなくてはならないということではないでしょうか。

**○学校教育首席指導官（野中裕二君）**

そのように考えております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

先ほどからの質問の趣旨は、いわゆる障がいを持たれている生徒さんが高校の入学試験を受ける場合、特に、公立高校の試験の場合に特別措置申請書を出さなくてはならない。だから、それは受験生となる3年生から高校入試を視野に入れてだけではなくて、中学校でのふだんの定期考査や実力テストなどにおいても実施時間の延長や別室受験といった配慮は法的に義務化されている合理的配慮の一つである、そういうことをしっかりと教育委員会も、そしてまた、中学校の現場も認識を踏まえるべきではないかということで質問しているわけです。その点はよろしいでしょうか。

**○学校教育首席指導官（野中裕二君）**

今、議員がおっしゃったとおり、日常生活、あらゆる場面におきまして、合理的配慮、子供たちの教育的ニーズをしっかりと検討しながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

教育委員会のほうとしてそういうふうな答弁がありますけれども、実際の学校現場がどういう認識であるかということについてお聞きしたいと思います。

そのうちの一つの教員の研修についてです。

さきの障がい者への合理的配慮について、障害者権利条約、あるいは障害を理由とする差

別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法、そういったことに関する研修は今まで行われているでしょうか。

**○学校教育首席指導官（野中裕二君）**

このような条約、または法律を用いた研修をどの程度行っているかという調査は持ち合わせておりません。ただ、このことは必要なことであり、とても大切なことであると考えております。

これらの条約や法律を基に研修を行うことで、合理的配慮について、障がいのある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行う上で欠かせないものであり、教育現場においては義務づけられているなどの認識を深めること、さらに、これら法の理念と学校における具体的な状況を結びつけながら研修を行うことで、より効果的な研修となり、それが適切な合理的配慮の実施につながると考えております。

今後、校長会や柳河特別支援学校等の関係諸機関、南筑後教育事務所等と連携を図りながら研修に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

もしこういう研修が不十分であるならば、そういう研修を進めてもらいたいわけです。例えば、障がいのある生徒の高校入試へ向けた準備や手続を経験された先生が、現場の反省として、こういうふうに申されています。障がい者への合理的配慮は法的に認められている権利であり、通達が来ているにもかかわらず、保護者が動き出さなければ、そういう権利、つまり試験時間の延長などがあることさえ気づかないでいたかもしれません。合理的配慮がなされぬまま不自由さを抱えている子に対して、それが普通だと思い込んで何も配慮しないていること、そのことが人権意識の低さなのではないかというふうに思いました。そういう反省をお聞きしております。

こういう事例があるならば、ぜひ教職員の研修として共有してもらいたいと思いますが、いかがですか。

**○学校教育首席指導官（野中裕二君）**

例えば、障害者権利条約の中にはこのような理念が強調されておりました。障がいは障がい者のものとして考えるという医学モデル、そういうふうな医学モデルとして捉えるのではなくて、社会的障壁があることが問題なんだというふうにして捉えるという社会モデルとして捉えることが必要であるということが強調されておりました。そのようなことをやはりもう一度教職員全体で共通理解することが必要だと考えますので、今ここに挙げられております条約、法律等を早急に各学校にまた通知と一緒に流させていただきます、しっかりとこれを基に、各学校共通理解を、障がいのある児童・生徒に対する配慮を中心に研修を進めていくよう、こちらからきちんと指導を行っていきたいと思います。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

今の答弁、本当に重々踏まえていただきたいと思いますが、やはりこれまでの市内の小・中学校での障がいを持つ児童・生徒に対する教育、特に、中学校での考査の在り方、あるいは入試に向けての実際の取組の状況、そういう課題、そして、これまでの実践があるならば、ぜひ具体的なそういう内容を基に、研修を進めていただきたいというふうに思います。教育長、その辺りについて何か見解はありませんでしょうか。

**○教育長（橋本秀博君）**

議員の御意見、非常に参考にさせていただきたいと思いますが、私が考えます合理的配慮につきましても、合理的配慮を付すことが目的ではございません。合理的配慮をしたことによって、その障がいを持つ児童・生徒が、いわゆる教育的ニーズが一人一人違いますので、それに応じて年度ごと、また、学期ごととかいう形で期に応じて評価をして、さらに、この子の発達段階、また、社会的な自立を促す上において、これが今でいいのかどうかというのを常に評価を加えながら、やっぱり保護者や学校、それから専門機関、さらには医師との相談の上に見直すことも考えていかなければならないと思っております。

そういったことを踏まえた上で、議員おっしゃいますように、この研修会はぜひとも市としても前向きに捉えまして、研修の機会をまずは管理職から、そういったところから広げていった上で、各学校での合理的配慮の在り方について学ぶ機会を設けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○10番（新谷信次郎君）**

よろしく申し上げます。福岡県下の県立高校においては、毎年、幾つかの例として、障がいを持つ生徒さんの受験が行われているようです。ですから、この柳川市内の中学校においても、今後、そういう障がいを持たれた生徒さんの日頃の学校での合理的配慮、そしてまた、入学試験に向けての合理的配慮、これがやっぱり現場ではちょっと不十分なところがあるんじゃないかと思っておりますので、ぜひその検証をしていただいて、研修を行ってほしいと思います。

さて、今、学校教育の範囲に限って申しておりましたが、この障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づいて、障害者差別解消支援地域協議会の設置や相談体制も求められています。この点はどうなっているのでしょうか。

**○福祉課長（内田 猛君）**

議員の御質問にお答えいたします。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障がい者差別を解消するための取組を効果的に、円滑に行うネットワーク、関係機関の連携として設置される協議会で



ざいますが、本市の場合、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保健・医療機関、障がい当事者団体関係者などで構成いたします障がい者自立支援協議会でその機能、役割を担っております。また、相談体制につきましては、福祉課障がい者福祉係で、県や関係機関との協力、連携を基に対応いたしております。

以上でございます。

#### ○10番（新谷信次郎君）

学校教育関係以外でも、そういう体制の整備並びに取組をお願いしたいと思います。

以上の件についてはこれで終わります。

次に、学校再編の今後についてお聞きします。

学校再編の中で、新たに義務教育学校として蒲池学校が整備されるというように聞いております。しかし、その蒲池学校について、地元からも心配の声が上がっております。いわゆる現在の柳城中、柳南中が再編される仮の名前として柳川中、三橋中、大和中が再編される柳川東中との生徒数の格差、それによって、やはり学力格差につながらないかという保護者からの御意見です。

開校時の生徒数を比較しますと、2028年、三橋中、大和中が再編される柳川東中は731人、20学級にもなります。また、柳城中、柳南中が再編される柳川中は、開校が1年遅れますけれども、そのときの生徒数は407人、12学級です。それに対して、義務教育学校の蒲池学校の中学校段階だけの人数を見ますと、165人の5学級。5学級ということは、どこかの学年で1学級になるということですね。昭代学校も義務教育学校になりますけれども、2027年開校のとき、中学校の段階は186人で5学級、これもどこかの学年で1学級になるということですが、そういうことから、学力格差がやっぱり出るんじゃないかという心配を抱いておられる保護者からのそういう声を聞きました。この点については教育委員会としてはどのような見解をお持ちでしょうか。

#### ○学校教育首席指導官（野中裕二君）

学力格差を生まない学校体制づくりを行うことが重要であると考えております。義務教育学校には、9年間を一つの学びの場として捉え、一貫した教育課程を編成できること、中学校教諭の専門性の高さ、小学校教諭のきめの細かさを共有しながら教育活動に当たることができること、小学校1年生から中学校3年生までの異学年交流から、精神的な発達や社会性を育むことができる効果が期待されることといった特徴がございます。これらの特徴を十分に生かしながら、学習指導、教育活動を行い、格差を生まない学校体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

学力だけではなくて、部活動の数や指導者の数にも格差が生じるのではないかという心配

もいただいております。この点についてはいかがですか。

**○学校教育首席指導官（野中裕二君）**

部活動の数につきましては、生徒の数が少ない分、再編後のほかの中学校と比較した場合、部活動の数が少なくなる可能性はあります。しかし、この点につきまして、例えば、在籍校に部活動はあるものの、競技種目の人数に満たない場合の措置としての合同部活動を行ったり、在籍校に部活動がない場合の措置としての拠点校方式を行ったりするなどの対応を今後検討していきたいと考えております。

また、義務教育学校の特徴としての5・6年生の児童との交流を通じた新たなスタイルでの部活動の実施や、小学校の教員も指導者として指導することができることなどを生かしながら、新たな価値を見いだしていくこともできると考えております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

先ほどの合同部活動、あるいは拠点校方式について、もう少し何か説明をお願いできませんか。

**○学校教育首席指導官（野中裕二君）**

合同部活動におきましては、もともとの始まりが、3年生が最後の大会に出られないことについての救済といえますか、少子化に伴うことから始まった考えでございます。部活動はありながらも、少人数しかいないがために、合同でチームをつくって大会に参加するという、あと、拠点校方式につきましては、少子化もありますけれども、1つは、教職員の業務の負担軽減というところもございます。拠点校をつくることによって、そこで部活動を行うことで指導者の数を減らすことができるというような特徴があるのが拠点校方式ということで、今後、令和5年度から7年度までの3年間で、例えば、休日における部活動の在り方であるとか、また、平日における部活動の在り方を見直すというような流れがありまして、また、それ以降も部活動を地域に移行していくというような流れがあります。その中では、これまで1つの部活動に集中して取り組んでいたというような状況が、一人の生徒が複数の部活動に在籍するというような新たな形もございます。そのように部活動の在り方自体がどんどん変化していく中で、それに併せて、この義務教育学校の部活動の在り方についても、存続していくために工夫をしていくことが必要であるというふうに考えております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

部活動については、今おっしゃられたように、地域への移行ということが今年度からスタートしておりますけれども、私は例えば、柳川のような状況の中で、地域の中におけるクラブ、あるいはスポーツ施設等、非常に不十分な中で地域移行できるのか、そういう心配が非常にあります。ですから、この心配も含めて、地元の皆さん、保護者の皆さんの意見を

しっかり受け止めていただいて、この学力の格差、あるいは部活動、スポーツ面の格差が出ないかどうか、もし格差が予想されるならば、それに対してどういう対策をなさるのか、学校再編に併せて、ぜひ保護者の皆さん、地元の意見をしっかり受け止めながら、教育委員会のほうでも検討していただきたいと思います。

次に、コロナ5類移行の学校教育についてお聞きします。

コロナ5類移行が実施されて、児童・生徒たちの体力、これが低下しているのではないかと、そういう心配があります。市内の小・中学校における全国体力テストの記録ではどういう結果が出ていますでしょうか。

#### ○学校教育首席指導官（野中裕二君）

本市の小学校5年生、中学校2年生の男女においてそれぞれ8種目で行われた全国体力・運動能力テストの8種目を点数化した体力合計点の記録について、実施されなかった令和2年度を除いた過去10年間の推移を見てみました。

調査対象となる集団が毎年異なるため、単純な比較はできませんが、小学校5年の男子、女子、中学校2年の男子、女子の全ての対象学年において、コロナ禍の影響を受けたことが考えられる令和3年度、4年度の記録について、目立った数値の低下は見られませんでした。

なお、令和4年度の結果に関しましては、全ての対象学年において全国平均を上回っております。具体的には小学5年男子において2.76ポイント、小学5年女子において1.74ポイント、中学2年男子において4.45ポイント、中学2年女子において2.70ポイント上回っております。

ただ、コロナ禍にあった3年間、体力向上に向けた取組が十分であったとはいえません。今後、各学校におきまして、体力向上の取組が充実するようサポートしていきたいと考えております。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

柳川市内の小・中学校の児童・生徒の体力が、いわゆる全国体力テストの記録としては落ちていない、逆に上回っている点もあるというのも大変よかったんじゃないかと思います。

ただ、今年5月に市内の小・中学校でも運動会や体育祭が実施されました。そのことについて、6月7日付の西日本新聞には、各県教委によると以前のように朝から夕まで運動会・体育祭を実施する学校は少数にとどまったとあります。先ほどの体力がそんなに低下していないということもありますけれども、コロナ5類移行の子供たちの、あるいは生徒たちの学校生活というのは随分変わってきていると思いますので、特に、市内小・中学校における運動会、体育祭の実施状況はどうであったのか、お聞きしたいと思います。

#### ○学校教育首席指導官（野中裕二君）

今年度実施されました小・中学校24校のうち、午後まで開催の学校は小学校の6校で、

いずれも公民館との合同での開催となっております。ほか18校は午前中の開催、なお、10月の実施予定となっております1校につきましても、午前中の開催予定となっております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

午前中開催というふうにおっしゃいましたけれども、私が聞いた市内のある中学校では、競技が終わったのが12時過ぎ、その後、昼食、後片づけが終了するまでに午後2時を過ぎていた。そこからさらに1時間、学活などが行われて、下校は午後3時過ぎまでかかったという実例を聞いております。

ですから、午前中開催という言葉でただくくるのではなくて、そこは実際何時までどのようなことが行われたのか、そういう実態もきちんと把握した上で、児童・生徒の負担にならないようお願いしたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

**○議長（近藤末治君）**

これをもちまして新谷信次郎議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時13分 休憩

午後2時23分 再開

**○議長（近藤末治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、16番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

**○16番（矢ヶ部広巳君）（登壇）**

こんにちは。16番矢ヶ部広巳でございます。

私は5月末に、60代の市内に住んでおられる女性の方から柳川市の観光事業の取組に寒々とした愁いを感じたと怒りのお手紙をいただきました。それがこれでございます。（現物を示す）字はこんなに大きな字でございます。これがいっぱい書いてあるわけですよ。この方は病気で視力が衰えられ、このように大きな字しか書くことができません。目の御不自由な方が切々と書かれた手紙であります。久しぶりに川下りをした。沖端に着いて茫然とした、唾然とした、開いた口が塞がらなかったと。柳はばっさり切られて、昔の面影はなく、これではもう一遍柳川に来たいと、そういう気持ちは湧かない。さらに、沖端の商店街の方の嘆きも耳にしたと書かれていました。その気持ちを執行部の皆さんもやっぱり反省をしてもらいたいなど、柳川市民の一人として私も痛切に思います。

私は最初に、ぶれで学校再編がかなうのか、2番目に、五拾町のカントリーサインが壊れたままだが、次に、川下り舟が通せんぼうで迷惑しているが、次に、三橋庁舎に設置の回収箱が一部撤収されたが、最後に、公民館運動会に小学校のトイレ開放を、以上5点について

執行部にただしたいと通告をしております。

あとは自席にてやらさせていただきます。議長のお取り計らいをよろしく申し上げます。ありがとうございました。

#### ○16番（矢ヶ部広巳君） 続

それでは最初に、ぶれで学校再編はかなうのかについて御質問をいたします。

1市2町合併した直後に学校合併の諮問委員会をつくりました。ところが、うちの学校を潰すのかと、けんか腰の委員会となって、頓挫した苦い経験があります。それを糧に、今回は三橋町に1つの学校ということ看板にしてスタートしたものばかり私が思っていたが、ところが、どうですか。再編の話が出る早々から、やっぱり1校だけは単独校にしますと翻されました。こんなぶれで学校再編はかなうのかと思うが、どうでしょうか。

#### ○学校再編推進室長（藤吉康裕君）

矢ヶ部議員の質問にお答えさせていただきます。

当初策定しておりました柳川市立小中学校再編計画（案）につきましては、柳川市立学校適正規模・適正配置化検討委員会からの答申を基に、教育委員会において検討し、策定したものでございます。

この学校再編計画（案）につきましては、小学校区ごとに保護者や地域の方への説明会を令和4年5月上旬から7月下旬までの約3か月にわたり合計41回開催をしております。そこで多くの御意見をいただき、いただいた御意見につきましては検討させていただきまして、見直し等の必要があれば見直し等を行いますとの説明をいたしておりました。したがって、市民の皆様からいただきました意見等につきましては、項目ごとに整理をいたしまして、改めて教育委員会内において慎重に協議を行っております。

その結果、当初にお示しをいたしました学校再編計画（案）から、市民の皆様の見解等を踏まえ、最善の案と考えまして、4点を変更いたしております。その1つが、（仮称）三橋小につきましては、5校では1学年4から5学級の見込みで規模がやや大きく、藤吉小は当分の間、適正規模であることが見込まれる等の理由から、（仮称）三橋小は矢ヶ部小、ニッ河小、垂見小、中山小の4校で再編し、藤吉小は現状のままとしたものでございます。

その後、変更いたしました柳川市立小中学校再編計画（案）につきましては、市民の皆様にご公表し、パブリックコメントを実施いたしまして、現在の柳川市立小中学校再編計画を決定しているところでございます。

学校再編につきましては、今後も市民の皆様にご理解、ご協力をいただけるよう努めるとともに、柳川市立小中学校再編計画に基づきまして学校再編を進め、学校教育の充実と子供たちのよりよい教育環境の実現のため努めてまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○16番（矢ヶ部広巳君）

こんなていたらくでいいのか。うがった見方をすれば、出だしは三橋町で1つの学校。話が表面に出た段階で、地元の強い要望があったから致し方ありません。私たちはあくまで1つと思っていましたが、1校は単独校にしますと。ならば、結果、残りの4校はだまし討ちにされたのか。言葉は芳しくありませんが、これは確信犯ではないですか。確信犯とは、道徳的、宗教的、または政治的確信に基づいて行われる犯罪ですよ。もっと言えば、それが悪いことと知りつつ、あえて行う行為であります。決して私があつてはならない行為を学校再編で教育長はやったということで、厳しく言うならば、これは責任問題ですよ。どうですか、お答えください。

**○学校再編推進室長（藤吉康裕君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、当初策定いたしました柳川市立小中学校再編計画（案）からの変更につきましては、説明会でいただきました意見等を項目ごとに整理いたしまして、改めて教育委員会内において慎重に協議を行った結果、最善の案と考えまして変更をしたものでございます。つきましては、心から決してそのようなことはございません。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

それはそのような答えしかされんでしょう。しかし、最初から分かっている問題でしょうが。藤吉校は最初から大きな学校だ。分かり切ったことじゃないですか。だから、私がそのようなことを言ったわけですよ。

そんなこんなで、残された4校の住民の皆さんが腹を立てて、けつまくり、再編反対、白紙にせろとなったらどうするのか、お答えください。

**○学校再編推進室長（藤吉康裕君）**

矢ヶ部議員の質問にお答えをさせていただきます。

学校再編につきましては、学校教育の充実と子供たちの教育環境をよりよくするため必要なものでありますので、柳川市立小中学校再編計画に基づいて進めてまいりたいと考えております。なので、今のところ白紙に戻す考えはございません。今後とも誠心誠意、市民の皆様様に学校再編につきまして御理解と御協力をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

それでは、取り残された4校、その再編の道筋をお答えください。

**○学校再編推進室長（藤吉康裕君）**

矢ヶ部議員の質問にお答えをさせていただきます。

繰り返しになりますが、学校再編につきましては、学校教育の充実と子供たちの教育環境

をよりよくするため、柳川市立小中学校再編計画に基づいて進めてまいりたいと考えております。したがって、今のところ議員御質問の小学校4校の再編につきましては、柳川市立小中学校再編計画に基づきまして、令和11年度に学校再編協議会を設置いたしまして、新設校に円滑に移行するための様々な事項について協議を行い、令和14年4月の開校を目指したいと考えております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

まだ10年後じゃないかではできませんよ。一日も早い道筋を明らかにしてもらいたいたですが、どうでしょうか。

**○学校再編推進室長（藤吉康裕君）**

矢ヶ部議員の質問にお答えいたします。

学校再編につきましては、今後の児童・生徒数の状況、それから、学校再編スケジュールの進捗状況、また、今後の柳川市全体の状況等が大きく関係してまいりますので、随時そういった状況を見極めていく必要があると考えております。

学校再編につきましては、子供の保護者はもちろんですが、市民の方の関心も高い内容でございますので、市民の方の御理解、御協力をいただけるよう周知に努め、学校教育の充実と子供たちの教育環境をよりよくするため、柳川市立小中学校再編計画に基づいて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

言っておきますがね、私は何も学校を再編するなどと言っておりません。私の初孫は中山に嫁入りまして、6年間中山小学校ですから、1年生から6年になるまでずっと6人でした。6年間、6人です。だから、それは、たった6人ですから、先生からチョウよ花よと育てられました。しかし、確かに心配は残ります。6年間、6人で暮らしてきたわけですから。そして、三橋中学校に行つて、高校に行つて、これは生徒が増えてどうすつじやろうか、もてるやろうかと確かに保護者として心配しました。おかげでどうにか中学校も高校も無事卒業させてもらいましたが、そうこうで、決して私は少ないままがいいと言っておりません。社会に出る上においても、やっぱり人数の多いところで勉強ももまれ、そして、社会に立っていくようにと、それが願いでありますから、何も別に学校を合併することは反対というわけではありません。

そこで、学校と学童保育所のセット、これはどうなっておるのか、伺います。

**○子育て支援課長（小池由希君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

学校再編計画の基本的な考え方の中で、学童保育所については新しい学校ごとに1つに統

合するとなっております、学童保育の所管課である子育て支援課もこの考え方に立って学童の再編を考えております。よって、矢ヶ部、二ッ河、垂見、中山の4校が再編により1校になることに伴い、学童保育所も1か所、藤吉小学校と藤吉の学童保育所は現状のままとなります。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

一日も早く学童保育所の説明をしてもらいたいと思います。なぜなら、保護者の仕事にも関係しますから。地元の矢ヶ部小学校では、今年、新1年生が18人入ってきました。そのうちの14人の生徒さんが学童保育所に入所されました。つまり保護者の共稼ぎが当たり前と、そういう時代になっております。それで、お答えをお願いいたします。

**○子育て支援課長（小池由希君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

三橋地区の再編された小学校は、令和14年度に現在の三橋中学校の場所に開校の予定です。ですので、学童保育所も併せて統合の予定です。

学童においても、スムーズな開設のためには、かなり早い段階から協議を始める必要があります。運営委員会の会長さん方、主任の支援員さん方との協議が調った内容は、現場の支援員の皆さん、また、利用される保護者の皆さんへ速やかに御説明をしております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

となれば、学童保育所の運営でございますが、今は校区民に任せられていましたですね。それはどうなるのか、教えてください。

**○子育て支援課長（小池由希君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、学童保育所の運営は各学童保育所運営委員会に委託をしております、入所者の決定から年間計画の立案、学校や地域との連携に努めていただくなど、その名のおり運営全般に関することをお願いしており、大変お世話をおかけしております。

学童事業の実施について定めた柳川市放課後児童健全育成事業実施要綱には、学童保育所は小学校区単位で設置をし、運営委員会の設立が必要であると定めております。再編後も地域ぐるみで子供たちを見守っていただくため、新しい校区の皆様で新たな運営委員会を設立していただく方向で考えております。早い段階から市がリードをする形で事前の協議を進めていけるよう、運営委員会の会長さん方との連携をしっかりしてまいりたいと思っております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

そうすると、今度は4校で1つの学童保育所になるということですね。そうなったら、支



援員の確保に不安はないでしょうか。今でさえも支援員さんは、遠くなったら自分という方がほとんどなんです。その辺どうでしょうか、お答えください。

**○子育て支援課長（小池由希君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

藤吉小学校を除いた4校には、現在、学童を利用する児童が合計103名、支援員が合計37名いらっしゃいます。このままの人数で統合した場合を想定しますと、1クラス35名の定員で3クラスが必要です。これに応じた職員配置として、1クラスに支援員を2名及び加配の職員を2名と考えますと、常時配置が必要な人数は12名ですが、当然、短時間勤務の方も多くいらっしゃいますので、支援員全体の数は12名以上必要ということになります。

再編後の支援員の確保についての御質問ですけれども、円滑な学童運営のためには支援員の確保は大変重要な課題です。まして新しい場所でスタートをする学童では、友達も新しくなったり、これまでと違う環境での生活で子供たちが不安に感じることも考えられます。そのようなときに、再編前から信頼関係を築いている支援員の存在が子供たちが安心して学童保育所での生活を送るために欠かせない要素と言えます。できる限り支援員さんには継続をお願いしたいと考えております。

また、子供たちだけでなく、再編による環境の変化で支援員の皆さんにも様々な不安がありだと思えます。十分に説明を行い、継続の意思を確認させていただきながら新しい体制を整えてまいります。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

これは要望ですが、4つで1つになると、かなり範囲も広がります。したがって、学童保育所の運営は今は校区民任せにされておる、やっぱりそれではちょっと心配であります。やっぱり市が先頭に立って指導等もしてもらいたい。運営についても、やっぱり市がリーダーシップを取ってまとめてもらいたい。それが強い要望ですから、よかったらそのことを頭に置いて今後進めてもらいたいと切にお願いいたし、この項は終わります。

次に入ります。カントリーサインが壊れたままだが。

五拾町に設置の、ここからみやま市から柳川市に入りますよ、ようこそ柳川に来ていただきました、ありがとうございますというのがカントリーサインであります。ところが、それが壊れたままで残念な結果になっておりますが、どうでしょうか、お答えください。

**○観光課長（山田秀太君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

矢ヶ部議員御指摘のカントリーサインにつきましては、土台を覆っています外壁の部分をブルーシートで覆いまして、そのままにして大変見苦しい状態で、大変申し訳なく思っております。

以上でございます。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

いつ何で壊れたのか、その辺は分かりますか。

**○観光課長（山田秀太君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

本件は令和2年4月にカントリーサインが壊れていると住民の方から御連絡をいただきまして、現場を確認させていただきました。サイン本体には問題がなく、土台部分の外壁が一部崩壊しておりまして、倒壊する状態ではございませんでしたので、そのままにしておったところでございます。

外壁の崩壊の原因につきましては、老朽化や自然災害の影響によるものではないかと推測をしておるところでございます。

以上でございます。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

壊れたときに、すぐ五拾町の方が市のほうに連絡してあるわけですよ。住民の声も聞かずにこのまま放置するのかなというのが住民の気持ちですよ。そうですね。みやま市から、ここからが柳川市ばんもちゆう、その看板があれじゃ、柳川市は廃れとるばんもというのを見せとるようなもんじゃないですか。住民の声も聞かずにこのまま放置されるのか、伺います。

**○観光課長（山田秀太君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

住民の方から御連絡をいただいたにもかかわらず、対応していなかったことは、心よりおわびを申し上げるところでございます。現在、外壁部分の修理を早急に対応しているところでございます。

以上でございます。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

合併する前、合併後の不安の一つが、柳川弁で言うところのがわたん、つまり端っこ行政の取り残しでありました。つまり合併したら広くなりますよ。広くなり過ぎて端っこまで手が届かんごつなるのではないか。この問題は、私はその典型的な例ではないかと思えます。

改めてがわたん行政に目が届くようにしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○観光課長（山田秀太君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

今回の件は誠に申し訳なく思っておるところでございます。今後、本件を教訓に、直ちに現場を確認し、状況を把握した上で迅速に対応するとともに、市全域を定期的に点検してまいります。

また、今回の御指摘によりまして、全てのカントリーサインを目視点検しましたところ、

もう一か所に外壁の剝離が見られましたので、併せて対応してまいりたいと考えております。  
以上でございます。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

よろしく願いいたします。

それでは、2番の項は終わります。

3番目の項ですが、川下り舟が通せんぼうで迷惑しているが。

これは高畑のところでございますが、川下り舟の占用料はどうなっているのか、伺います。

**○建設課長（古賀洋二郎君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えします。

川下り舟の占用料についての御質問ですが、二ツ川水門から新町水門までの二ツ川は福岡県の管理となっております。二ツ川を管理している福岡県へ問い合わせたところ、二ツ川に係留している川下り舟と乗り降りされている乗船場につきましては占用料を支払ってあるとのことであります。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

高畑の方は水くみ場として占用料をちゃんと県に払っておるわけですよ。それなのに非常に使われんごつされとるけんがら大変迷惑をされとりますが、どうでしょうか。

**○観光課DMO推進室長（川原洋一君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

現在の状況について現地を確認しましたところ、川下りの舟に係留してあり、水くみ場を利用しにくい状況でございました。水くみ場を活用されている方も県に占用届を出していらっしゃるようですので、観光課としましても係留している船会社に対しまして、水くみ場が使えるよう舟に係留するようにお願いに行くようにいたします。

以上でございます。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

強く業者に言うてくださいよ。何遍もその船頭さんに注意されとるわけですから、ちゃんと水くみ場として占用料も払いよつとばんもと。何遍言われても聞いてくれなかったから私のところにこういう声が上がってきたわけですよ。あまりにも横着過ぎりゃせんですか。私はそげん思うですね。

そして、今度はあそこはちょうど西鉄柳川駅前川下りでの引込みがつく。だから、舟の通りが多くなるわけですよ。なおさらびしゃつとしてもらわんと、地域住民に迷惑をかける。注意しても無視されたままでありますから、強く言ってもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

**○観光課DMO推進室長（川原洋一君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

水くみ場として占用許可を出されている方が利用いただけるように、舟を係留している川下り会社に対しまして早急にお願ひに行かせていただきます。

以上でございます。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

大体文句言わると社長が頭下げるばってん、それでは私はいけないと思うですよ。やっぱりびしゃっとするべきところはしてもらわんと、柳川の観光事業の原点ですから、強くお願い申し上げまして、この項は終わります。

次に、三橋庁舎に設置の回収箱が一部撤収されたがについて質問します。

これをつくってもらって、皆さんは大変喜ばれておりました。ところが、5月31日でプラスチックとペットボトルの回収箱は撤去となりました。お答えください。なぜでしょうか。

**○生活環境課長（野口貴光君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、各庁舎に設置していましたプラスチック、ペットボトルの回収箱を導入した経緯から御説明をしたいと思います。

導入経緯は、令和3年1月からプラスチック、ペットボトルの専用袋を導入したことにより、プラスチック、ペットボトルの収集量は徐々に増えていきました。それに伴いまして、市民からプラスチック、ペットボトルの定期収集は月2回では少ないというお声をいただきまして、昨年10月28日より定期収集以外の直接持込みができる回収箱を実証実験ということで市役所各庁舎に設置をしておりました。これにより各庁舎の直接持込みは増加しまして、委託業者による回収だけでは間に合わず、市職員が直接各庁舎へ回収に行くことも度々ございました。

この状況を受けまして、令和5年4月1日より、これまで第2週、第4週の月2回としていたプラスチック、ペットボトルの定期収集を第2週、第3週、第4週と月3回というふうには、昨年度より1か月当たり回数を1回増やしたところでございます。この結果、各庁舎の回収量も減ってきたことを受け、令和5年5月31日をもって各庁舎に設置していたプラスチック、ペットボトルの回収箱を撤去したところでございます。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

回収箱が一部撤収されたその原因は、地域住民とのトラブルが原因であったかどうか、お答えください。

**○生活環境課長（野口貴光君）**

地域住民とのトラブルが原因かという御質問かと思いますが、地域住民とのトラブルが原因ではございません。それよりも、各庁舎に設置していたプラスチック、ペットボトルの回

収物を確認しましたところ、金属を含んだプラスチック製品やひどく汚れたペットボトルなど、資源化できないものが混入しておりまして、人の目による確認や指導の必要性を感じたことが回収箱を撤去した要因の一つとなっておるところでございます。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

そしたら、住民が今の声を聞いてぴしゃっとなるならば復活できるのかできないのか、併せてお答えください。

**○生活環境課長（野口貴光君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどお答えしたとおり、これまで月2回だったプラスチック、ペットボトルの定期収集を月3回に増やしております。さらに、直接搬入できる施設ということで、現在、三橋町久末にあります柳川リサイクルセンターに加え、令和5年8月7日より運営を開始する柳川市橋本町の柳川市資源物貯留施設、通称らくらくステーションでも受入れ体制を整えたいというふうに考えております。これによって市の北部と南部で回収力の強化に努めるとともに、人の目による確認、それから、指導の徹底に努めたいというふうに考えております。したがって、市役所各庁舎での回収箱の復活は今のところ考えていないところでございます。

なお、衣類の回収、紙の回収については今後も市役所各庁舎で続けていきたいと考えておりますので、御活用いただければというふうに考えております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

分かりました。

最後の公民館運動会に学校のトイレを開放してくれという質問に入りたいと思います。

これは公民館ですから、地元の運動会でありますから、学校のトイレの開放は、やっぱりなかなかそこに問題点もあろうかと思いますが、公民館が学校のトイレを開放してくれと頼んだら開放いたしますということでしょうか。どうでしょうか。

**○生涯学習課長（野田 学君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、今回の矢ヶ部校区の運動会、5月28日日曜日に開催いただいています。地元のほうに小学校のトイレ開放の分を御相談されてありますかというお問合せをさせていただきました。これについては従前からしていなかったということをお聞きしています。学校のほうに今回は申出がなかったことにより開放していないという状況でございます。申出があれば、学校のほうも前向きに御検討いただけるのではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

あるこの柳川市内の学校では、運動場を使う関係でトイレを洋式にされている学校もあると聞きました。矢ヶ部小学校は10年後にはなくなるわけですから、今なら外で、例えば、子供たちの毎週日曜日にあっている野球の練習とか、あるいはお母さん、お父さん方が応援に来ますから、その方たちのトイレということで、外に洋式トイレを造ってもらうということは無理でしょうか。それは10年後やから、今のままで、プールのそばのあの汚い和式トイレを使えということでしょうか。その希望はどうですかね、お答えください。通告していませんが、どうでしょうか。

**○学校教育課長（古賀 洋君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えをさせていただきます。

矢ヶ部小学校に限らず、グラウンドを夜間、休日に使用している団体、スポーツ団体等がございます。現状の対応で外トイレがない学校等につきましては、例えば、体育館を学校開放事業でスポーツクラブ等が使っている場合はそちらのトイレを使っていたり、あるいは校舎に教職員がいる場合にはそちらのトイレをどうぞ使ってくださいというふうな対応をさせていただいておるところでございます。外部開放のためにトイレを新たに造るというのはなかなか厳しい点がございますが、使えるトイレについては提供をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

財政的な問題もありますし、その気持ちは十分に分かります。

話は変わりますが、先日、水の郷で民生委員の研修会が行われました。その中で、洋式トイレは1つしかなくて、大変困られたそうであります。民生委員の方は、今ほとんどが女性の方であります。洋式トイレの拡充をさらに広めてもらいたいと思いますが、どうでしょうか、お答えください。

**○健康づくり課長（横山久美君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えします。

水の郷は地域保健法に基づき設置された総合保健福祉センターで、誰もがくつろぎ、学び、集える触れ合いのある保健・福祉の拠点施設をコンセプトとして、平成13年度に開館しました。子供から高齢者まで世代を超えた交流拠点として気軽に利用していただける施設であり、健康増進や生涯を通した生きがいをづくりのために市民の皆さんに御利用いただいております。

御質問のトイレにつきまして、館内に設置している洋式と和式の数を申し上げますと、男性用は和式が5つ、洋式が6つとなっております。また、女性用は和式が21、洋式が10、別に多目的トイレを5つ設置しています。

今回の御質問を受けまして、今後も利用者の御意見を伺いながら施設内のトイレの洋式化を検討し、利用しやすい施設となるよう努めていきたいと思っております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

これは通告しておりませんが、和式1か所を洋式に替えた場合は、大体お金は幾らかかるもんでしょうか。もし分かったらお答えください。

**○健康づくり課長（横山久美君）**

御質問にお答えいたします。

温水便座、ウォシュレットつきのもので、1基当たり350千円ほどかかるのではないかと  
いうふうに聞いております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

それは工事費は別でしょう。どうですか。すみません、通告していないですから申し訳ないですが。

**○議長（近藤末治君）**

分かりますか。後で——いいですか。

**○健康づくり課長（横山久美君）**

工事費別ではないかと思えます。分からなくて申し訳ありません。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

誰か分かる人があったら、工事費を入れて幾らぐらいかかると。すみません。

**○市長（金子健次君）**

私が最近造りましたもので、ちょっと私が答弁しますけど、便器の種類によると思いますが、1つは、あのスペースが今の和式から洋式にした場合は少し余計要るんじゃないかと。そこら辺の関係もですね、同時にスペースの拡大、拡充も必要だと思います。それとあわせて、今の金額については古い便器の分では賄うかもしれませんが、ある程度ウォシュレットまで含めると、もう少しお金がかかるんじゃないかというふうに思っておりますので、問題は、和式から洋式化にするような形を進めていきたいなど。公共施設については和式から洋式化に努めていきたいというふうにこれから思っています。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

そんなら大した金やなかやっかんも。私は相当かかると思った。それは一刻も早く、やっぱり洋式にしてもらわやんですよ。

心からこいねがいまして、終わります。ありがとうございました。

**○議長（近藤末治君）**

これをもちまして矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時 9 分 休憩

午後 3 時 19 分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 6 順位、1 番菊次太丸議員の発言を許します。

○1 番（菊次太丸君）（登壇）

皆様こんにちは。1 番、公明党の菊次太丸でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って順次質問をいたします。

今回質問させていただくものは 3 点ございます。1 点目に企業誘致について、2 点目に有明海の再生について、3 点目に奨学金制度の創設についてでございます。

質問は自席で行いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○1 番（菊次太丸君）続

まず、企業誘致のことについて質問をさせていただきます。

これは前回までの続きとして、前回はファナック株式会社の件で質問をさせていただいております。ロボット工業会会長、そして、その奥様は柳川の出身であったということで、その後、柳川市としてどのような行動を起こされたのか、そのことについて教えてください。

○産業経済部長（松永 久君）

菊次議員の質問にお答えします。

株式会社ファナックは、本社を山梨県に置き、資本金 690 億円、従業員数につきましては 8,000 人を超える産業用ロボットを製造する企業でございます。代表取締役会長の稲葉氏の奥様が小学校 1 年生から高校 3 年生までの間、本市に在住されていたということで、柳川市の企業誘致の可能性について令和 4 年 4 月に御意見をいただいたものでございます。

奥様に対しましては、今年 1 月に私が自筆によるお手紙をお送りしているところです。手紙の内容につきましては、一度お会いする機会をいただき、現在、柳川市が抱えている課題や市政のことなどをお話しさせていただきたいとの内容でございました。しかしながら、残念でございますが、今日現在まで奥様からの返事はない状況でございます。

以上でございます。

○1 番（菊次太丸君）

一般質問で取上げをさせていただいた時期、それ以前のことにもなるんですけども、これは新聞のほうで掲載をされておまして、そのときから情報が耳に入ってから約 1 年はたっているのかなとは思うんですね。今後、私が心配をするのは、市長のほうから機構改革によって企業誘致課というものをつくっていただきましたけれども、これは悪しき前例とは言いませんけれども、1 年ほどたつてこの情報を生かしていく。やはり情報というものは鮮度があって初めて、企業誘致、そして、その場所を確定させていくということで力を発揮し



ていくものが情報であろうというふうに思っております。担当課におかれましては、今後、そういった意味で、しっかりと得た情報をすぐ活用できるような形にはしていただきたいなというふうな要望は持っております。

これは今後のことが大事になってくるので、まだ定期的にお手紙を出されていこうとされてあるのか、今後の計画について教えてください。

#### ○産業経済部長（松永 久君）

1月に差し上げたお手紙については、便箋3枚程度にまとめた内容でございまして、まず、突然の手紙のおわびと面談の機会をいただきたいとの依頼でございました。しかしながら、奥様からの返事がないため、今後の対応については正直悩んでいるところでございました。推測でございますけれども、先方からのお返事がないのは、面談することに消極的であられるのではないかと思われます。

今後の対応としましては、まず、暑中見舞いのお手紙を送付したいと考えております。その中で、今年11月に東京丸の内柳川市の物産展を開催する予定でございまして、私もこの物産展に参加する予定でございまして、私が参加することを暑中見舞いの中に記したいと思っております。そしてまた、物産展のチラシ等ができましたらば、このチラシを相手方の稲葉さんのほうにも送付しまして、面会のチャンスにつながればというふうに考えているところです。

以上でございます。

#### ○1番（菊次太丸君）

物産展を開催するということでもありますので、その大成功を当然お祈りをいたしております。

前回、市長がしっかりとお会いをしたいという旨を発言されておりましたので、それが一体どういった条件が整ったときお会いをされようとしているのか、そこを明確にお答えしていただきたいなど。それがどのときになるのか、そのお答えをよろしく願います。

#### ○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

先ほど産業経済部長の答弁にもありましてとおり、まずは奥様とのアポイントが取れることが大前提だと考えております。

奥様との面談がかなえば、手紙の差出人であります部長と担当課の私で赴きまして、その中で市長との面談のチャンスをいただきたいと考えております。

なお、その際には先方に用地の提案ができるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

#### ○1番（菊次太丸君）

今、相手方の条件の話がされたと思うんですけども、一番大事なことというのは、やは

り柳川市としてどういったものを提案することができるのかということだというふうに思っております。場所の選定、これがなければ今後の話というのは全く進んでいくことはないわけでありますので、柳川市の強みとしては、交通のインフラ、これはどの自治体にも僕は負けないものだろうというふうに思っております。具体的には有明海沿岸道路、それと、443号のバイパス、そして国道385号、こういったところに、やっぱり全国的に見てもこういったインフラの整備がされてあるところに企業誘致、これが成功をしているようでございます。

具体的な場所を示していくときだというふうに考えておりますけれども、どうでしょうか。

#### ○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

議員御存じのとおり、柳川市は平成28年に企業立地適地調査というものを行っております。その中で、最適地とされましたとある箇所の整備費用でございますが、11ヘクタールで総額28億円を超えるというふうな調査結果も出ております。もちろんその中には用地買収費用も含まれております。加えて、農業振興地域の問題もございます。

これらのことを踏まえますと、これまでの議会答弁にもありましたが、まずは今後の学校再編により生じる学校跡地や市有地の利活用の方向性を進めていく必要があると考えております。

今後の企業誘致の方針は、企業立地検討委員会でその方向性を定めていきたいと考えております。学校跡地を含めた市有地の利活用、オフィス系の企業誘致推進のための優遇措置等の創設、また、産業団地の必要性、これらを引き続き検討していきたいと考えております。

以上です。

#### ○1番（菊次太丸君）

先ほど私が申し上げたとおりに、企業誘致、これが成功する鍵というのはインフラと直結をしているわけでございまして、その部分は後ほど私の語りの中でお話をさせていただきたいとは思いますが、では、これは前回もお話ししたことですけれども、本市に必要とされる企業、これはどういった職種であるのか、やっぱりこういったのは明確にしないといけないというふうに思っております。そして、本市既存の企業関連企業の誘致、そして、地元の企業の振興、これをどんなふうに図っていこうとされてあるのか、そして、それとはまた別に全く新しい企業を誘致して若者たちの定住促進につなげる方法と、これは2つあるかと思っておりますけれども、今後これに対してどのような方向性を示していかれるのか、その計画について教えてください。

#### ○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

先ほども申し上げましたが、企業誘致の方向性については、企業立地検討委員会のほうで方向性を定めてまいります。その上で、担当課としましては、地元企業の振興につながる誘致、これが最良ではないかと考えているところでございます。一方で、若者に人気がありますオフィス系の企業誘致に関しましても、優遇措置等を創設し、誘致につなげていきたいと

考えております。

なお、ここで言います優遇措置でございますが、オフィス系企業が支払います事務所家賃等の一部補助等を想定しているところでございます。

いずれにしましても、財源が絡むお話でございますので、財政課や検討委員会でしっかりと協議を行いまして、また、議会にも相談しながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

#### ○1番（菊次太丸君）

先ほど来の答弁を聞きながら、何かしらこの企業立地検討委員会のほうで考えていくんだと。ただ、何かそこに逃げの姿勢が見えているような感じが私はしまして、やはりその会議を開くに当たってのたたき台、そして、今後の柳川の方向性、こういったものは課のほうでしっかりとまとめ上げて、そのたたき台を皆様方に提案をする形でないと、その会議は開けない、中身がないものに、取りあえず皆さんの話を聞いて取りあえずまとめましたという方向になりはしないのかなというふうな印象は受けましたので、しっかりこの会議を開く際には企業誘致推進課としての方向性、これをやっぱり明確にしていくべきじゃないかなと、お話を聞く感じでは私はしました。そういう意味で、責任ある立場としてしっかりその思いを皆さん方に伝えていくという役割も果たしておられるんだろうというふうに私は思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

前回の議論の中で、部長が事務所機能、支所機能、この話にも言及をしていただきました。

そこで、その条件整備についてどのようにお考えになってあるのか、今後の計画について教えてください。

#### ○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

事務所や支所機能の誘致につきましては、企業の規模にもよりますが、産業団地のような広大な土地を必要としないケースもあるかと思えます。市有地等の中ですぐに活用できそうな土地情報をまとめまして、市のホームページ内への掲載や不動産業者への周知などを行いまして、広く発信をしていきたいと考えております。

また、IT系のサテライトオフィス等の誘致を目指し、先ほど述べましたオフィス系の事務所や支所などの設置に対する優遇措置等を整備しまして誘致につなげていきたいと考えております。

以上です。

#### ○1番（菊次太丸君）

分かりました。

次は、先ほど来、学校再編のお話もあってございました。それに伴う廃校となる土地の利活用、これについて質問させていただきますけれども、廃校後のランニングコスト、そして

解体費用、これをどのように見積もってまちづくりをされようとしてあるのでしょうか。やはり最低でも1年前にはその計画の策定が終わって、利用計画ですね、今後の見通しが立つような形にならないと、せっかく出てきた企業誘致のために使える土地さえも塩漬け状態になってしまうんじゃないかなというのが一番心配するところではあるんですけども、今後の活用計画、これについて教えてください。

**○企業誘致推進課長（金子幸喜君）**

廃校となる土地等のランニングコストや解体費用については、今後の利活用案がまだ定まっておきませんので、現在のところでは算出しておりません。企業立地検討委員会の中で具体的な活用方法を協議する際に、検討材料の一つとしてそれらの経費を算出する必要があると考えております。

御存じのとおり、令和7年には皿垣、有明、六合、大和の4つの小学校が廃校となる予定でございます。その活用につきましては、市で活用、企業誘致、地域コミュニティでの利用、分譲などが考えられます。今後、検討委員会のほうでその方向性を示していきたいと考えております。

以上です。

**○1番（菊次太丸君）**

その方針を今後検討委員会のほうで出していきたいということでもございましたけれども、私がお聞きしたいのはそのタイムスケジュールの部分でありまして、最低でもその1年前にはそれを明らかにできるように取り組んでいただきたいということです。明言ができない状態ですか、それともできますか、目指してやっていかれるのでしょうか、その点だけ教えてください。

**○企業誘致推進課長（金子幸喜君）**

議員がおっしゃいます1年前ということで、検討委員会の中で、1年前にはその方向性を示すことができるように頑張っております。

以上です。

**○1番（菊次太丸君）**

その中に、さっき分譲というお話もありました。以前、私は一般質問の中で、市有地の売却については地元企業さんが潤うような形、こういったものも提案しておりまして、その建設とかに関わる場合に優遇措置として、地元の工務店さん、こういったところに仕事が回っていくような、そういった仕組みづくり、こういったものも重要になってくると思います。やはり大きな買物等になりますので、1件当たり数千万円、そう考えますと、そういったお金が柳川市の中にとどまるような、そういった施策も、これは企画のほうになるのかなとは思いますが、しっかりとそこら辺も考えた上で今後の企業誘致の土地の活用についてはぜひ考えていただきたいなというふうにお願いをいたします。

これも前回以降の議論になるんですけれども、以前、柳川の掘割、川下りの風景、こういったものを生かした企業誘致ができないもんだらうかということで提案をしておりました。やっぱりそういう目立つ場所、こういったところに企業誘致をやっていく、そういったモデルをつくっていくということは、柳川の本気度、これの表れになるんじゃないかなというふうに私は思っております。そして、この事業の必要性も強く感じておるわけですけれども、このモデル事業を立ち上げるという構想はお持ちでありますでしょうか。

#### ○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

掘割風景を生かした企業誘致とのことですが、興味深い話だと思っております。掘割を行き交うどんこ舟の情景を眺めながら仕事をする、ワーケーションやサテライトオフィスなどの誘致にはびったりではないかと考えております。

川下り沿線の空き物件や空き店舗の有効活用にもつながる可能性もあるため、空き物件等の調査を行いまして、地元宅建協会等と連携できればと考えております。

今後、柳川の情景を生かした企業誘致の可能性についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○1番（菊次太丸君）

ありがとうございます。以前の2回、これは質疑させていただいたんですけど、それまでは研究というお言葉をずっと使われて、軽くあしらわれていたような感じがしましたけれども、今回やっと検討という言葉を使っただいて、これは少し前に進むのではないかなというふうに思っています。やっぱりメディア活用もできるような、そういった企業誘致の在り方、そこで、そのほかの企業誘致も促進がされていくんじゃないかなということで大変期待をしておりますので、しっかりと頑張っていただきたいなというふうに思っております。

その関連で、以前その候補地として私が提案をしておりました椿原町、隅町南団地、ここをその用地とするためには、まず、先ほど解体の話もしましたけれども、その解体をすることが大前提となってくるわけでありましてけれども、その後の進捗状況、そして、その後の土地の利活用についても検討がされてあるんじゃないかなというふうに思っておりました。その後どのようになったのか、教えてください。

#### ○建設課長（古賀洋二郎君）

菊次議員の御質問にお答えします。

椿原町団地、隅町南団地の建て替えにつきましては、令和4年度に策定しました柳川市公営住宅等長寿命化計画におきまして、令和11年度までに建て替えを行い、現在団地に入居されている方の引っ越しが完了した後に建物を解体するように計画しております。

今後もこの建て替え事業で現在入居されている皆様が不安にならないように、時期を失することなくアンケートや説明会を行うなど、丁寧に説明を行いながら事業を進めていきたい

と考えております。

以上です。

#### ○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

解体後の企業誘致の可能性ということでございますが、これまでの内容と重複する部分はありますが、企業立地検討委員会におきましても、この椿原町、隅町南団地は企業誘致の可能性もある市有地の一つに挙げられております。

団地の解体に伴い、接道状況が改善されるということであれば、交通アクセス等の立地、また、掘割のある環境というのは、柳川市の企業誘致をPRする上では最も魅力的な候補地になるかと考えております。

解体後の跡地活用につきましては、関係課と連携を取りながら企業立地検討委員会において検討してまいります。

以上です。

#### ○1番（菊次太丸君）

今、接道のお話もありましたけれども、地域の土地の所有者とこれから折衝等、様々ありましようけれども、しっかりと取り組んでいただき、さっき解体後の1年前の計画ということになれば、逆算すればお分かりになっていただけることかなというふうに思いますので。

それと、これは商店街とつながる話にもなりますので、さっき空き店舗対策という話がありましたですね。そうしますと、その所有者がどんなふうに考えてあるのか、それと、この商店街自体がどのような考え方をお持ちになってあるのか。当然、そういった団体さん、そして、商工の部門としっかりと連携をしながらお話を進めていかなければならないことだというふうに思っておりますので、そういった意味で、連携しながらぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

では次に、みやま市において、このたび産業団地に立地企業の決定を見たわけでございますけれども、様々な手法と考え方において本市として参考にしなければならないと考えていること、何かありましたら教えてください。

#### ○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

4月に企業誘致推進課が新設されまして、近隣の企業誘致の成功事例としまして、私ども、みやま市さんのほうにお話を聞きに行ってまいりました。誘致された企業は、木製品製造業を手がける株式会社ワイテックとなっております。以前も答弁しておりますが、みやま市におきましては、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、通称農産法に基づきまして整備を進められ、産業団地への企業誘致につながったと聞いております。また、企業決定までには信用調査会社等にアンケート依頼をされたり、県主催のイベントにブースを出されたりと様々な取組をされていた模様でございます。

本市が参考にすべきところがございますが、その積極性の部分かなというふうに思います。

私ども企業誘致推進課はその積極性を持って様々な手法で企業誘致に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

### ○1番（菊次太丸君）

課長のほうから積極性という言葉が出ましたけれども、やはりその積極性、それを表すものとして次の項目の質問に移るんですけれども、やはり企業のニーズ、こういったものをしっかりと把握してそれに応えていく、そのことが私は積極性というものだろうというふうに思っております。

それで、午前中の中で、田中議員の農地転用の件でお話があったございました。つい最近の工業新聞には、企業立地未確定でも手続きができる、そういった指針が経産省のほうから出されました。これまでもそれは当然できたわけなんですけど、これを明確化することによって、自治体がこういった手法、この手法というのは地域未来投資促進法、これを活用する。これは特例にはなってくるんですけれども、要は農地転用ができることになるんですね。先ほど来、インフラの活用をしなければ企業は来ないという話をさせていただきました。まさしくそうなんです。

なぜこういった特例が出てきたのか。その背景にあるのは、コロナの影響で海外に進出していた企業が日本に戻ってきて、日本の土地を必要とすると、用地を今求めているということで、今こういう優遇といいますか、少し緩くなったわけですね。そうした中において、積極性といえば、今まで農産法の話しか議員のほうには説明がなかったわけなんですけれども、こういったものを視野に入れて、やるためには自治体が基本計画、これを定めて重点促進区域をつくるのが条件となるわけでありまして、やはりこういったことをやっていかないと企業誘致にはつながっていかないということだというふうに思います。

前回でしたか、企業誘致の件で半導体関連企業、この話をさせていただきました。今、熊本のほうにTSMCが来られまして、また、その新工場の建設というものも計画がされております。そして、地場産業として地元の半導体関連の企業さんもいらっしゃいます。そうした中で、その社長さんから私に関連企業の企業誘致をしたいんだと、そういう話もいただきました。その当時、担当課には言ったんですけれども、結局のところ、そこは農振農用地である、それで話が終わっているんですね。やっぱりそういうことであるなら、地元企業さんの今後の計画というもの、会社を大きくしていきたい、こういった望みというものはなかなかかかえにくいなというふうにも思っています。

そして、企業誘致といえば、ピアス跡地、ここもそうなるんですけれども、地元企業さんの中からも手が挙がっていたと思うんですね。入札の段階になって手を下ろされたと思うんですけれども、その後、ちょっと調べてホームページを見たら、そこの企業さん、みやまに新工場を建てられておりました。やっぱり柳川市が本気になって、柳川の企業が本当に元気

になっていく、そのために何をすればいいのかというのを真剣に考えていかないと、みやま市さんに全部取られていくんじゃないかなというふうに私は思ったもので、ぜひともこの企業さんが今求めているもの、そういったニーズ、しっかりと受け止めていく、そういった人材、こういったものを設置していく必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、その点どうでしょうか。

**○商工・ブランド振興課長（松尾 強君）**

菊次議員の御質問にお答えします。

議員から企業のニーズを把握できる人材が必要ではとの御提案ですが、企業や市内事業所等の要望や相談事は、商工会議所や商工会と共に窓口で受けているところです。昨年のも年末にも、市内のある事業所から第三者を通じて土地を探しているとの相談を受けました。市で所有する土地や民間の遊休地を紹介したところ、民間の遊休施設を借りられることになったことがありました。

そのようなことから、企業、事業所等のニーズ把握は大変重要なことだと考えます。事業所等のニーズや課題は多岐にわたると思われまますので、商工会議所や商工会はもちろんのこと、私ども商工・ブランド振興課、新設された企業誘致推進課と共に事業所等のニーズを把握するために、まずは事業所等へ積極的に向き、コミュニケーションを取りながら気軽に相談を持ちかけられる関係を築いてまいりたいと考えております。

以上です。

**○1番（菊次太丸君）**

度々この柳川から条件が合わずに出ていった企業さんがおられた経緯があります。やっぱり本気になって寄り添って、どうにかその企業さんが成長ができるようにということが商工・ブランド振興課としての役割ではないかなというふうに思っております。

そして、先ほど農産法以外のやり方も提案をさせていただきました。今後の企業立地、企業誘致をぜひとも私は成功していただきたい、そういう思いでございますので、どうか今後ともよろしく願いをいたしまして、この企業誘致の件に関しましては終わります。

次に、有明海の再生について質問をさせていただきます。

今回、カキの養殖、この可能性、そして、その支援についてを議題としております。

まずは有明海の再生、この現状がどのようになることを再生というふうにお考えであるのか、お伺いをいたします。

**○水産振興課長（平川昌之君）**

菊次議員の質問にお答えさせていただきます。

有明海再生につきましては、平成14年に施行されました有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律に基づき、国が基本方針を定め、これに沿った福岡県計画が策定されております。そこには、有明海における水産資源の回復等による漁業の振興とあります。



具体的には、ノリ養殖業、採貝をはじめとする海面漁業及び有明海特産種の安定的かつ持続的な生産を目指すこととなっております。

これまで国、県、関係4市、福岡有明海漁連と一体となって、覆砂事業をはじめ、有明海漁場再生事業として様々な調査研究が実施されております。このような中、平成27年にはアサリの稚貝が大量に発生し、これをしっかり管理し、平成29年から令和元年の3年間は毎年1,000トンを超える漁獲量となりました。福岡有明海漁連による共同販売は、1年間に1億円を超える販売額の実績となった年もあったところです。

また、ノリ養殖業におきましても、御存じのとおり、令和4年度は不作の年となりましたが、平成26年度から令和3年度までの8年連続で柳川市内のノリ生産額は100億円を超える生産金額となったところです。

このように、有明海再生事業による施策により、一部ではその効果が現れていると感じているところです。

今後も有明海における漁業のさらなる振興のため、有明海再生事業の継続が必要であると考えております。

以上でございます。

#### ○1番（菊次太丸君）

アサリの共同販売であれば1億円と。漁獲高からすれば、割り算すると物すごく何か価値が低いような感じはいたします。恐らくのところ組合を通しては売っていない方もいらっしゃるのかなと、そのためにこの価格になっているのかなとはちょっと思いました。今後はブランドというからには、組合を通してしっかりとPR、そして、販売ができるような体制はやっぱり必要ではないかなというふうに私は思っております。

私が考える有明海の再生、これは生物の多様性、こういったものをしっかりとですね、これは重要なことでございますけれども、そして、一度壊れたものを戻していくのはなかなか難しいことではないかなというふうに思います。今後もさっき御紹介をいただいた特措法の中で掲げられてある活動というのは維持をしながらも、新しい可能性、これを探っていかなければならない、このように感じております。やはり今を生きる若い世代に夢や希望、こういったものを持てる有明海の再生というのは、今の環境下で持続可能で安定をした収入が得られる、そういう漁業の創出にあるというふうに思っております。有明海でのカキの養殖にはその可能性が大きいというふうに私は思っておりますけれども、本市でカキの養殖に取り組んでいる事業者さんからは、カキの養殖に使ういかだ、そういったものに対しての支援の申入れを受けております。そしてまた、近年、夏場にはクラゲの水揚げ、こういったものも好調になってきておりまして、これらのものを柳川で加工して、そして販売をしていく。要は柳川にお金をいかに残して落としていくことができるのか、こういった視点も大事であろうというふうに思っております。

その中で、海産物加工工場建設、こういったことに対して補助金が出ないもんならどうかと、そういう御相談も受けるわけでございますけれども、柳川市としての補助金支出の要件、こういったものがあるのか、お伺いをいたします。

#### ○水産振興課長（平川昌之君）

菊次議員の質問にお答えさせていただきます。

カキ漁業につきましては、これまで福岡有明海漁連が有する漁場で、漁連傘下の漁業協同組合員であれば天然カキを取ることはできました。しかし、カキの養殖につきましては、現時点で養殖することを許された漁場はありません。

そこで、平成29年度から福岡県水産海洋技術センターの指導の下、福岡有明海漁連、潜水器協議会の漁業者を中心に、カキ養殖について調査研究が始められているところです。さらに、今年度は福岡有明海漁連による区画漁業権の免許更新の年で、一部の漁場をカキの養殖ができるように、その事務を進めてあります。令和5年9月1日には福岡県知事から免許されると思われます。免許が下りますとカキの養殖は可能ということになります。ただし、カキ養殖の時期や面積、漁法など、詳細につきましては、漁業権行使規則に基づき、地元漁協や福岡有明海漁連と協議が必要になるかと思われます。

今後、カキの養殖ができるようになれば、新規施設の導入も必要になってくると思われます。そこで、その補助について関係機関へ聞き取りを行いました。まず、どのような漁法でカキ養殖を計画するのか、また、どれくらいの規模の生産になるのか、経営体の状況など、現在、調査研究を行っているということであり。今後、その結果を受けて、どんな補助があるのかなど、調査が必要になると思います。また、既にカキ養殖に取り組まれている先進地の情報収集も必要になると思います。

水産振興課としましては、カキ養殖といった新しい水産資源の開発は新規漁業の生業を期待するものです。また、二枚貝の育成は有明海再生につながる重要な取組と捉えております。したがって、カキの養殖という新しい漁業につきまして今後どういった支援ができるのか、クラゲの件も含めて、まずは調査研究が必要であると考えております。

以上でございます。

#### ○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

菊次議員のほうに情報提供をさせていただきたいと思っております。

企業誘致推進課の事業の中では、残念ながら建設費用に対する補助はございませんが、創業後の事業運営を支援する制度がございます。柳川市企業立地等促進条例に基づく奨励措置となりますが、その適用の可能性は考えられると思いますので、御紹介したいと思います。

奨励措置の内容でございますが、市内で事業を行う事務所や工場、倉庫等の新設等を行う事業者に対しまして、固定資産税の課税免除、雇用奨励金の交付、また、新增設に係ります借入金利子の利子補給金の交付をするものでございます。

これらの奨励を受けるには要件がございまして、事務所等に係る投下固定資産総額が21,000千円を超え、かつ新規常用雇用者が5人以上であること、また、市税等の滞納がないことなどとなっております。事業を開始する1か月前までに市の指定を受けなければなりません。

繰り返しますが、この制度は工場建設費を補助するものではなく、創業後の事業運営の支援制度となりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

#### ○1番（菊次太丸君）

分かりました。

それと、これは要望ではあるんですけども、やはり場所をお求めになって工場建設をされたい。特に、こういった海産物等になりますと、農業の被害とか地域住民の方からの苦情等もいろいろ考えられるわけでありませぬ。そういった意味では、漁業団地と同じようなやり方で、そういった形で誘致ができますよう、補助制度も含めたところで御案内ができるような形にぜひしていただきたいというふうに思います。そして、水産振興課のほうに対しましても、しっかりとこういった指導といいますか、応援ができるように、知識をしっかりと蓄えられていく必要があるんじゃないかなろうかというふうに思います。やはり研修に行って、先進地、こういったところをしっかりと見ていく必要もあるのではないかなというふうに思っております。

一方で、先ほど9月1日にこの漁業権の設定ができると、県のほうからの認可が下りるといってございましたけれども、福岡県としては、どうも福岡県産の稚貝を使わなければ漁業権の設定はできない、こういった方針を持っているようであります。広い広いこの有明海——広いと言ったらあれなんですけど、各県それぞれやり方が違うので、こういったやり方もナンセンスだなと私は思いながらも、しかしながら、こういった決まり事をしっかり守った上でなければ次のステップを踏めないわけでございます。

もし仮にそのルールを守った上で稚貝の生産というものをしようとするれば、一事業者が種から稚貝までの育成をやっていく、こういったことはなかなか難しいわけでありまして、そうしますと、試験場の御協力とか、様々な物資であるとか、そういったものが必要になってくるとは思いますけれども、それに対する支援、こういったものがあるのか、教えてください。

#### ○水産振興課長（平川昌之君）

菊次議員の質問にお答えさせていただきます。

菊次議員のおっしゃるとおり、福岡有明海漁連が有する漁場では、アサリなど二枚貝については天然物を取り扱っています。カキについても、例えば、福岡有明海産カキと銘打ち、量産を目指すことになれば、種からの養殖が必要になると思われま。繰り返しになりますが、現在、その稚貝の育成も含めて関係機関による調査研究中であります。

したがって、先ほども申しましたが、カキの養殖という新しい漁業の可能性を期待し、有

明海再生には貴重な取組と捉え、今後の調査研究を進めてまいりたいと考えております。その結果を踏まえて、財政的な支援など、福岡県や関係機関との協議や要望も必要になるのではないかと考えております。

以上でございます。

#### ○商工・ブランド振興課長（松尾 強君）

菊次議員の御質問にお答えします。

カキといえば冬の名物として大変人気で、佐賀県や糸島市、豊前市などの産地がカキ小屋を開かれるようになると、多くの人々が訪れる人気スポットとしてニュースにもなっています。そのようなカキが柳川で養殖され食べられるようになれば、素晴らしいことだと思います。

商工・ブランド振興課としても、カキ養殖が軌道に乗れば、どのような支援ができるのか、水産振興課をはじめ、関係課とも連携しながら調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○1番（菊次太丸君）

基本的に不満が僕の中にたまっただけですけども、そのような条件が整った状態になれば支援を考えていくのではなくて、そのような状態になるように仕向けていく。先ほど申しましたけれども、振興ということはやっぱりそういうことじゃないかなというふうには思っておるわけでありまして。そういった意味での今後の支援体制の充実、補助金もそうなんですけれども、しっかりと応援をしてさしあげる。そして、有明海での養殖、これが可能になればと、既に可能なわけなんです。可能なんです。ただ、漁業権の設定がないだけで、福岡県としてはできていないだけでありまして、柳川市の業者も、場所は言いませんけれども、それはブランドガキができてその地域、海域で実際に養殖を行って、柳川で販売もされてあります。それはそれは本当に大変おいしいカキであります。

そういったことでありますので、条件が整ってから応援しようじゃなくて、今既にあるんです。あるんです。そういったものに対して、じゃ、どういった条件を整えながら、今携わってある皆さん方も御飯を食べていかないとはいけませんので、じゃ、そういったものをどうやって皆さんに提供をしていくのかという方向性、こういったものも示しながら応援をしてさしあげてほしいなというふうな思いであります。そういうことでよろしく願いをいたします。

そして先日、チャットGPT、これを活用しまして、これは何がいいかという、世の中にどう認知されているのか、これを調べるのにも何か面白いものでありまして、実は柳川のノリの生産について質問をしました。どう質問したかといえば、柳川でノリの生産をしているのかと質問をしたところ、その答えは、柳川市ではノリの生産は行われておりません。柳川市は福岡県の内陸部に位置しており、海岸からは遠く、海産物の生産は少ない地域となっ

ております。しかし、近隣の糸島市や福津市などでノリの生産が行われております、こういったものでした。これが何を意味しているのかということ、やっぱり認知されていないんだろうなというところで、もっともっとPRを打っていかねばいけないというふうに思うわけです。逆に言えば、これは伸び代しかないからですね、これからどう取り組んでいくのかということ、先ほど申しました柳川のカキもそうです。ノリもそうです。ノリなんか、東京の人からすると、この柳川のノリを食べたら物すごく感動されるんですね。じゃ、こういういいものをどうして売っていくのかということになろうかと思うんですけども、まずは観光のほうでしっかりとPRもしていただきたいなというふうに思うんです。そして、柳川観光第2のエンジンとして、最近、遊具も増設をしていただきまして、にぎわいを創出しようということで、市長のほうも御挨拶の中で市内外の多くの皆様方に来ていただきたい、こういうお話もされてありました。やはり滞在時間の延長とか、そういったことも考えますと、その地域に飲食がないと、人はそこに長時間滞在することはできません。土日にもやっぱりしっかりした飲食をできるような取組というものは必要ではないかなというふうに思っております。

以前、私はカキ小屋、そういったものもちゃんとつくっていくべきじゃないかと、もう四、五年前になるかと思うんですけど、提案はしておりました。やはりそういった活動もしながら、そして、魅力をよりよく発信をしていくための外部人材の登用、こういったものも必要ではないかなというふうに思っております。

最近の荒尾市の取組として、地域活性化起業人、これは総務省の企業人材派遣制度になるんですけども、要は地域独自の魅力や価値の向上などにつながる業務に従事をしてもらい、地域活性化を図るものであるんですけども、こういった人材も活用しながら、しっかりとこの有明海——有明海に面していないと思われている柳川市でありますので、しっかりとPRをしながら、そして、財政的にも潤うような形に僕はしたいなというふうに思っています。そうしますと、今以上に有明海の家産物、これをPRしながら、これはふるさと納税にも関わることです。この納税額が倍増するような、そういった取組が必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

ちょっと全体的に皆さんにお答えしにくいような形になりましたけれども、答弁よろしくお願いたします。

#### ○水産振興課長（平川昌之君）

菊次議員の質問にお答えさせていただきます。

菊次議員のおっしゃるとおり、有明ノリについては佐賀県、アサリについては熊本県が知られています。

市としましては、平成27年度より柳川産ノリのブランド化事業を展開し、高付加価値や新たな販路の開拓、新商品開発など、漁連と連携しながら進めてまいりました。この取組を通

して、ノリのPRやノリ漁業者の所得の向上に努めてきたところです。

また、アサリにつきましては、天然アサリを高価格で販売できるように漁連が責任を持ってアサリ漁場の保護区を決めて適正な管理販売に取り組んでいます。その結果、アサリの販売価格は従来の2倍近い価格で取引されるなど、漁業者の所得向上につながっていると思います。

このように、柳川のノリとアサリのPRにつきましては、今後も漁連と協議しながら、連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、ふるさと納税につきましては、カキ養殖の今後の生産状況などを踏まえ、関係部署と協議をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

### ○観光課長（山田秀太君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

菊次議員に御紹介いただきましたとおり、柳川観光第2のエンジン創出事業は、川下りやうなぎのせいろ蒸し、歴史や文化といった静の観光に加えて、体験を中心とした動の観光を築くことで、既存の観光ルートと有明海や干拓地エリアを周遊していただいて滞在時間を延長し、消費拡大を図り、市全体の交流人口の底上げを図るということを目的としております。

これまでむつごろうランドでは、令和2年のリニューアルを経まして、有明海のくもで網でありますとかムツかけ体験、干拓地のひまわり園、ブドウ収穫体験、干拓ジャガイモ掘り体験など、実施してまいっております。また、先ほど御紹介いただきましたとおり、4月30日に大型複合遊具がオープンしまして、週末、祝日を中心に多くの家族連れのお客様にぎわっているところでございます。

オープン後、先ほどお話しいただきましたとおり、飲み物や食べ物を求められるお声が届くようになっておりまして、一般社団法人柳川むつごろう会のほうでチャレンジカフェということで、まずはスムージーやソフトクリームの販売などを実施され、キッチンカーも出店されるようになっております。

今回、菊次議員から御提案いただいておりますカキ小屋企画の御提案につきましても、このにぎわいづくりの起爆剤ということで期待されるものではないかと考えるところでございます。

今回御提案いただきました有明海の家産物のPRにつきましては、柳川観光第2のエンジン創出事業の目的と合致するものであると考えております。相乗効果を図ることで本市全体の滞在力強化につなげていきたいと考えておりますので、今後、一般社団法人柳川むつごろう会や柳川市有明海ツーリズム研究会などと調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

### ○1番（菊次太丸君）

分かりました。

皆さん方のお力で、どうかこの有明海の魅力というもの、そして、有明海に面しているんだぞということのPRをぜひとも打っていただいて、大変おいしいおいしいカキができる有明海なんですね。そういったところで、副市長のほうにも有明海のカキをぜひ食べていただきたいというところで、食べてくださいねとって御紹介だけをしました。その後、何か食べられたという情報を聞いたので、今回のこの議論をお聞きになりまして感じられたこと、そして、味の評価もよろしくをお願いします。

**○副市長（中村智弘君）**

菊次議員の御質問にお答えをいたします。

菊次議員から御紹介いただきまして、私も非常に興味が湧きましたので、教えていただいた店にカキを買いに行きまして食べてみました。味が濃くて、うまみが強く感じたところです。大変おいしくいただきました。ありがとうございました。

これまで菊次議員の御質問に各課長が答えてまいりましたが、菊次議員のおっしゃるとおり、カキの養殖につきましても、柳川の新しい漁業の一つとして、また、有明海再生につながる重要な取組として、福岡県をはじめ、関係機関と連携し、調査研究を重ねながら可能な限り支援させていただきたいと考えております。

また、カキ養殖が安定的に生産、供給できるめどが立てば、PRなど、関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○1番（菊次太丸君）**

柳川市全市を挙げてぜひぜひ育てていっていただきたいという事業でありますので、どうかよろしく願いをいたしまして、このカキ養殖の件につきましては終わります。

次に、奨学金制度創設について質問させて……

**○議長（近藤末治君）**

菊次議員、時間があと5分ですので、簡潔をお願いします。

**○1番（菊次太丸君）**

分かりました。

奨学金制度、今、タブレットの中に、入学前、一体どのぐらいのお金が必要になってくるのかということ、今回、入学金も含めたところで入学前に必要になるお金、それが多額になることから、進学を控えていく、そういった若者、子供たちが多いということ、その実態はどうであるのか、そういったことにお答えをいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

**○子育て支援課長（小池由希君）**

菊次議員の御質問にお答えいたします。

まず、市内の子供が経済状況により進学が妨げられていないかなどの実態の把握についてですけれども、子育て支援課では現在のところ課においての調査を行っておりません。ただ、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定しており、令和7年度に改定をする予定としております。その際、新たに子供の貧困対策推進の取組について盛り込む予定としておりまして、その支援の方向性を見定めるために、子供の貧困が進学などに与える影響なども含めて実態調査の実施を検討しております。

以上です。

#### ○1番（菊次太丸君）

先ほど調査をされていないということでした。前回——前回というよりも、その前からですよ、数年前から。調査は既に終わられていないといけないような状況下ではあったんですね。それはしっかりと分かっていたきたいというふうに思います。

どの方をどんなふうに支援をしていくのか、その方向性を定めるためには、やはりどういった方がお困りになってあるのかというのを明確にしていかなければ、そこに予算づけはできないわけであります。本当に頭にきていて、大分僕はここを抑えて言っているんですけども、そういった意味で、とはいいいながら、やはり入学前にお金が必要なところ、こういったものをですね、先ほど産業のほうを述べさせていただいたのは、企業が本来であるならその人材確保のためにやっていくべきことであろうというのが私の基本的な考え方ではあるんです。しかしながら、まだまだ柳川にはそういった企業さんは多くいらっしゃらない。そういったものをしっかりとつくり上げながら、子供たち、そして若者を支える、そういった企業をつくり出していかなければいけない。でも、今ない状況であるなら、やっぱり行政としてしっかりと救いの手を差し伸べていかなければならないんじゃないかなというところで、ふるさと納税、これを活用した奨学金の給付・貸与制度、こういったものをつくっていく必要があるのではないかと、このように思っておりますが、どうでしょうか。

#### ○保健福祉部長（池末勇人君）

私のほうからお答えをしたいと思います。

今、議員から経済的に不安のある世帯への行政の支援ということでございますけれども、厚生労働省が令和3年度に実施しました全国ひとり親世帯等調査によりますと、ひとり親世帯のうち、大学、短大、専門学校などへ進学する率がこの10年で1.5倍に伸びたという結果が報告をされております。これは大学生の3人に1人が利用をしていると言われております奨学金制度に給付型や無利子で所得に連動した返済方法などが導入されたこと、また、授業料や入学金の免除、減額など、大幅な拡充が行われたことが影響しているのではないかと、このように考えます。

このように、以前より進学しやすい制度を文部科学省や学生支援機構、金融公庫など、官民で実施をされておりますので、これをより活用しやすくするために、市の窓口でもこれま



どのように親身になって相談を受け付けていきたいというふうに考えております。

このような中において、相談者が何に困っているのかを十分把握した上で、手続に支援が必要なのか、資金を借りるまでのつなぎの資金が必要なのか、市としてより活用しやすい支援制度が何なのかを議員の御提案も含めてあらゆる面から研究をしてみたいというふうに思います。

以上です。

**○1番（菊次太丸君）**

先ほどそういったものを調査されるということで、そして、貧困対策の計画、こういったものを令和7年につくられるということでもございましたけれども、調査も、そして、貸出しができるような体制づくりというものもしっかりとその以前からスタートを、これは遅れを取っていることはよくよくお分かりだろうというふうに思いますので、よろしく願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（近藤末治君）**

これをもちまして菊次太丸議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後4時20分 延会

令和5年6月21日（水曜日）

## 柳川市議会第3回定例会会議録

令和5年6月21日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椀島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
5番	田中康德	6番	橋本憲之
7番	佐藤勝広	8番	今村智子
9番	浦川和久	10番	新谷信次郎
11番	江口義明	12番	荒巻英樹
13番	佐々木創主	14番	荒木憲
15番	高田千壽輝	16番	矢ヶ部広巳
17番	緒方寿光	18番	樽見哲也
19番	近藤末治		

### 2. 欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	中	村	智	弘
教	育	橋	本	秀	博
総	務	平	田	敬	介
会	計	田	島	雅	彦
市	民	松	藤	満	也
保	健	池	末	勇	人
建	設	中	村	正	光
産	業	松	永		久
教	育	武	田	真	治
消	防	松	藤	敏	彦
人	事	江	口	英	範
総	務	新	開	文	隆
企	画	古	賀	順	一 郎
財	政	田	中	勝	裕
健	康	横	山	久	美
福	祉	内	田		猛
学	校	古	賀		洋
生	涯	野	田		学
建	設	古	賀	洋	二 郎
農	政	木	原	隆	文
水	路	梅	崎	秋	敬
生	活	野	口	貴	光
子	育	小	池	由	希
人	権	堤		富	大
都	市	目	野	隆	広
商	工	松	尾		強
企	業	金	子	幸	喜
観	光	山	田	秀	太
観	光	川	原	洋	一
上	下	本	吉		尊
学	校	藤	吉	康	裕
学	校	野	中	裕	二

#### 4. 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長            高     田     啓     介  
議会事務局次長兼議事係長    徳     永     喜 美 香  
議会事務局次長補佐兼庶務係長 森                    康     貴

#### 5. 議事日程

##### 日程（１） 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項
1	8 番 今 村 智 子	1. 自転車用ヘルメットの着用について 2. パートナーシップ宣誓制度について
2	15 番 高 田 千 壽 輝	1. 中学校のクラブ活動 2. 小学校放課後子ども教室
3	13 番 佐々木 創 主	1. 西鉄柳川駅西口川下り乗船場 2. ピアス跡地活用の成果と今後
4	6 番 橋 本 憲 之	1. もっと魅力ある柳川に
5	17 番 緒 方 寿 光	1. 市長の「自主財源の確保」を図る政策と「行財政改革」への 取組みと成果等はいかに 2. 「柳川駅西口整備事業」の課題解決と本市の方針は 3. 市長の「オスプレイ等配備計画」に対するこれまでの対応と 方針は

---

#### 午前10時 開議

##### ○議長（近藤末治君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

##### 日程第1 一般質問について

##### ○議長（近藤末治君）

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、8番今村智子議員の発言を許します。

##### ○8番（今村智子君）（登壇）

皆様おはようございます。8番、公明党の今村智子でございます。議長のお許しをいただ

きましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最近、我が家近くの県道766号線が子供を乗せた車が多く走るようになりました。そのほとんどが柳川むつごろうランドに向かっています。ある日、私も家族と訪れました。車から降りると、子供たちが我先にと大型遊具まで走っていく姿が目飛び込んでまいりました。ヒマワリに負けないくらいの子供たちの笑顔に癒やされ、幸せなひとときを過ごしてまいりました。これまで子育て支援に力をお貸ししていただきましたこと、本当に心より感謝申し上げます。今後もさらなる御支援をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の質問です。1つ目は、自転車用ヘルメットの着用について、2つ目は、パートナーシップ宣誓制度についてであります。

質問は自席より行いますので、議長のお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

#### ○8番（今村智子君）続

それでは初めに、自転車用ヘルメットの着用について質問させていただきます。

道路交通法の改正により、令和5年4月1日より年齢にかかわらず全ての自転車に乗る人に対してヘルメットの着用が努力義務となりました。

ここで改めて道路交通法の改正内容を教えてください。

#### ○総務課長（新開文隆君）

今村議員の御質問にお答えいたします。

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。この努力義務とは、法令上、何々するよう努めなければならないと記載され、当事者の努力を促すために定められたものです。

また、今回は努力義務のため、ヘルメット着用の強制力や、違反に対する罰則や罰金などはございません。

以上です。

#### ○8番（今村智子君）

どうもありがとうございました。

努力義務のため、ヘルメット着用の強制や違反に対する罰金や罰則などはないということですが、警察庁のまとめでは、全国で自転車乗車中の事故で死傷した数が2022年は約7万件に上って、2年連続増加をしている状況でございます。福岡県内では年間約3,000件、月にすると約250件の自転車関連事故が発生をしております。

2018年から2022年に発生した事故では、自転車事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っていることが分かっております。また、ヘルメットを着用していない場合の死亡率は着用していたときの約4倍も高くなっています。この数字は全国の2.2倍をはるかに超えている数字でございます。着用率を見ますと、福岡県は僅か20人に1人しか着用していないという状況です。改めてヘルメット着用の重要性を感じております。

それでは、お尋ねをいたします。

本市における過去5年間の自転車事故の状況を教えてください。

**○総務課長（新開文隆君）**

平成30年から令和4年までの5年間の自転車事故の状況についてお答えいたします。

なお、年は1月から12月までの集計となっております。

事故発生件数ですが、平成30年が54件、令和元年が40件、令和2年が37件、令和3年が30件、令和4年が28件と、柳川市においては年々減少しているところでございます。また、死亡者数は平成30年が2名、令和元年が1名、令和2・3・4年はゼロとなっております。致死率につきましては、平成30年が4%、令和元年が3%、令和2年から4年まではゼロとなっております。

また、福岡県全体の状況となりますが、県の資料によりますと、事故発生率においては年代別に10歳代までが32%、20歳代が18%、65歳以上が14%と、若い世代、特に学生の割合が高くなっております。

事故の内容といたしましては、道路形状別では交差点が多く、事故類型別では出会い頭の事故が多くなっております。また、歩道での歩行者との接触事故も増加傾向にあるようです。

以上です。

**○8番（今村智子君）**

調べていただきまして、ありがとうございます。

本市で令和2年から4年までが死亡者数ゼロということで、本当にすばらしい数字であると思っております。

ただ、これまでに平成30年に2名、また、令和元年には1名ということで、死傷者の方がいらっしゃるわけでありますけれども、それでは、これまでににおいて本市で自転車の交通安全の取組はどのようなことをされてあるかを教えていただけますでしょうか。またあわせて、予算等があれば教えてもらえたらと思います。

**○総務課長（新開文隆君）**

本市における自転車交通安全の取組といたしましては、警察や学校、交通安全推進協議会等と共に連携を取りながら、交通安全県民運動や年間を通して実施される様々な交通安全キャンペーンの中で周知活動を行っております。具体的に申し上げますと、市内ショッピングモールにおいて、自転車利用時のヘルメット着用推進のチラシと反射たすき等の啓発物を配布することにより、市民の皆様へ交通安全に対する周知を行っております。

また、各小・中学校では交通安全指導を実施しております。児童においては自転車に乗ることが可能となるのが小学校3年生からということで、各校小学校3年生は交通安全教室において、警察の協力の下、運動場に仮想の横断歩道や信号機を設置し、児童が持ってきた自転車にヘルメットを着用し、安全な自転車の乗り方やヘルメット着用の必要性を知ってもら

うなどの学習を行っております。

また、中学校では交通マナーについて、ながらスマホの危険性や自転車の並走など迷惑行為について学習を行っております。

また、先ほど申しました交通安全推進協議会、こちらのほうには年額1,778千円の負担をしているところでございます。

以上です。

#### ○8番（今村智子君）

ありがとうございます。

皆様の交通安全運動のおかげで、本当に大切な命を守っていただいていること、心より感謝申し上げます。

今後もさらなる安全な自転車環境の整備に力を入れていく必要があると思います。中でも、自転車ヘルメットの普及促進の対策は重要だと考えております。全国の自治体の中には、自転車用ヘルメットの購入費を補助されているところが増えてきております。購入費の補助によりヘルメットの購入者も増え、着用向上につながっているようです。これは購入費補助を取り入れている愛知県のみよし市のチラシであります。ヘルメット1個につき購入費の2分の1の額で、上限2千円の補助となっております。ほかの自治体を調べてみましたところ、導入されている自治体、これと同じような内容のものが多かったようです。

本市においても、市民の方からヘルメット購入費の補助があればヘルメットの着用が増え、自転車の重大事故を防ぐことができるんじゃないでしょうかとお声もいただいております。そういったことを踏まえての市の御見解をお聞かせいただけますでしょうか。

#### ○総務課長（新開文隆君）

小・中学校の児童・生徒においては、平成20年からヘルメット着用の義務化がされておるため、学校等の指導によりヘルメット着用率は高く、特に、自転車通学をしている中学生に至っては必ずヘルメットを着用しております。

しかし、自転車通学をする高校の生徒においてはヘルメットを着用している姿はあまり見受けられず、着用率は低い状況にあると認識しております。このため、警察等関係機関と連携し、高校生も含めヘルメット着用率の向上に取り組んでおり、本年度は県警察が伝習館高校をヘルメット着用推進モデル校に指定し、高校生の自転車ヘルメット着用率を高める取組も実施されることが決定いたしております。

自転車事故は生死に関わる大きな事故につながる可能性があり、ヘルメット着用の推進は自転車利用者の命を守るために必要であると考えております。このため、ヘルメット購入時の補助の必要性については、今後、調査研究を行っていきたいと考えております。

以上です。

#### ○8番（今村智子君）



ありがとうございます。

補助の必要性は今後調査研究をということのお考えのようでございますが、皆さんはヘルメット着用は重要という認識はおありだと思うんですね。ただ、やはりこの物価高騰の中で、私も実際にヘルメットを見に行っただけですけども、1つ大体5千円近くするものから、本当に高いものだと何万円というヘルメットもございました。そういった中で、例えば、お子さんが2人いらっしゃるって、お父さん、お母さん、4人家族であるとするならば、1つのヘルメット5千円に対して合計20千円、そして、もしその中で1人2千円の補助があるというのであれば、家族4人で8千円が安くなって、12千円だったら、これだったら購入しようかなと思っていただけるのではないのでしょうか。

また、高齢者の方は自動車の免許証を返納された後は自転車を購入される方もいらっしゃるというふうに伺っておりますので、そういった方に対してもヘルメットの補助をされると、本当に喜ばれるのではないかなというふうに思います。

先ほど高校生の着用率が低いということでおっしゃってあったんですけど、私も県の調査結果を見てみますと、0.4%が高校生の着用率ということで、本当にこれはぜひとも力を入れていただきたいというふうに思っております。ただ、高校生、お年頃の子供たちもいますので、やはりなかなかヘルメットをかぶりがたらないとか、そういった部分もあるかと思うんですけども、今はカラフルな色があったり、おしゃれなヘルメットもあったり、そういった部分で、ヘルメット着用に関してはそこまで嫌だと思われるようなヘルメットじゃないと思っておりますので、ぜひともここは力を入れて、市のほうで独自ででも購入費用の補助はつけていただければというふうに思っております。

こういったヘルメット購入費の補助に関しては、市長の御見解のほうをお伺いすることはできますでしょうか。

#### ○市長（金子健次君）

先日、テレビのニュースで出ておりましたけど、着用については伝習館高校をモデル校ということでございますけれども、そういう状況で、県下の状況も調べてみました。恐らくまだ少ないようでございますし、いろいろ検討してみたいということで、今、実施いたしますよというふうにお答えできませんけど、研究してみたいと思います。

以上です。

#### ○8番（今村智子君）

市長のほうから検討してみたいということの答弁をいただきましたので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

パートナーシップ宣誓制度についての質問でございます。

2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標、SDGs、世界中の多くの

方々の暮らしをより豊かにするため、地球環境の保全や、差別や偏見のない社会発展の継続を目指す大切な指標として17の目標が掲げられております。その中で、5番目の「ジェンダー平等を実現しよう」、10番の「人や国の不平等をなくそう」、16番の「平和と公正をすべての人に」への日本の対応は、世界の動きから見れば大きな遅れがあると言わざるを得ない状況であります。

その一つに、現在、同性のカップルは法律上、結婚が認められていません。同性婚が認められないことで、同性のカップルは日常生活や社会生活を送る上で様々な困難に直面し、生きづらさを感じております。例えば、異性のカップルでの結婚により当然に受けられる法的保障を受けられず、相続や子供の養育についての不利益を受けています。そのほかにも、遺族年金は受給できない、公営住宅への入居が認められない、医療機関においては手術や入院のための同意書に家族のサインが必要になると思いますが、同性パートナーのサインでは駄目だと言われてしまうなど、本当に同じ人間なのにどうしてと疑問が湧きます。

2020年の電通ダイバーシティ・ラボの調査によりますと、日本の8.9%、11人に1人が性的少数者に該当するということが分かっています。そうした中で、多様性を認め合い、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて、同性カップルを公的に認めるパートナーシップ宣誓制度が全国の自治体で導入が進んでおります。これは2015年、東京都渋谷区と世田谷区から始まり、今では2023年6月時点で300を超えております。

その一つに福岡県もパートナーシップ宣誓制度を導入されていますけれども、具体的な制度内容を教えていただけますでしょうか。

#### ○人権・同和対策室長（堤 富大君）

今村議員の質問にお答えいたします。

福岡県パートナーシップ宣誓制度についてでございますが、今、今村議員がおっしゃられたとおり、日本において同性同士の婚姻は法律で認められておらず、ほかの国に比べてかなり遅れていることから、全国的にこのパートナーシップ制度がつくられてきております。

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー等、性的指向や性自認などに関するマイノリティーである性的少数者の方々は、社会生活の中で周囲の好奇な目にさらされるなど、偏見や差別に苦しんでいらっしゃいます。同性カップルであることを理由に、賃貸住宅への入居申込みが困難となるなど、社会生活上の障壁もございます。これらは基本的人権に関わる問題でございますので、こうした差別をなくし、障壁を取り除いて、性的少数者の方々がその性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活できるよう、令和4年4月1日から福岡県パートナーシップ宣誓制度が導入、開始されております。

この制度は、双方、または一方が性的少数者のカップルであることを県に宣誓することで、パートナーシップ宣誓書受領証カードが交付される制度でございます。宣誓できる要件は、2人がともに18歳に達していること、県内に居住か転入予定であること、独身であること、

近親者でないことなどが条件となります。その発行されたカードを提示することにより、県営住宅への入居申込み、障がいのある方に対する自動車税減免申請及び生活保護の申請など、県の行政サービスが受けられるようになります。

また、各市町村においては、県発行のカードを提示することにより、各市町村ごとに利用可能と判断された行政サービスが一定条件の下で受けられるようになっております。さらに、市町村立病院等の医療機関において、病状説明や治療方針の同意等にも利用できるよう拡大がなされてきております。

以上でございます。

**○8番（今村智子君）**

どうもありがとうございます。

改めまして、双方、または一方の方が性的少数者のカップル、そのお二人が県のほうに行かれて、そして、宣言をする。その宣言された後、福岡県のほうではそのパートナーシップの受領証カードというのを発行されるわけですね。そのカードを頂かれると、それを持っていろんなところの行政のサービスが受けられるといった認識でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

それでは、本市も福岡県内の自治体として対象だということになると思うんですけども、もしそうであるならば、本市で利用できるサービス、そのカードを持って本市でできるものというのがあれば教えていただけますでしょうか。

**○人権・同和対策室長（堤 富大君）**

お答えいたします。

この福岡県パートナーシップ宣誓制度は、先ほどもお答えいたしました、2人が共同してパートナーシップにあることを知事に宣言することによってございまして、パートナーとの県営住宅の入居申込みや障がいのある人の同居パートナーに対する自動車税の減免申請などの行政サービスが現在利用できるようになっております。

福岡県はこのような県で受けられる行政サービス等の拡大のため、県内の自治体や民間企業等にも協力を呼びかけておまして、今村議員がおっしゃるように、本市も県内の自治体として対象となっておりますので、県から本市でもサービスが利用できるように呼びかけをいただいております。その依頼を受けまして、現在、庁内の関係部署をはじめ、近隣市町村及び県の担当窓口と検討、調整を行っております。

現在、柳川市におきましては、市営住宅の入居に関する条件の中に、他の自治体と同様にパートナーシップの宣言をされた方に7月からサービスが受けられるように項目を追加したところでございます。

以上でございます。

**○8番（今村智子君）**

サービスが受けられるようになったということは、柳川市ではこれまで同性同士のカップルは市営住宅入居の申込みができなかったということですよね。けれども、今回、7月から福岡県パートナーシップの宣言をされたカップルも市営住宅入居の申込みができるようになったということ。本当に御尽力いただいて、ありがとうございました。

また、県においては、県営住宅の入居の申込みと、障がいのある人の同居や、また、パートナーに対する自動車税減免申請などの行政サービスも利用できるということで、少しずつこのサービスが拡大をさせていただいているというのが本当にありがたいこととございます。

それでは、この申込みをするときの窓口、また、手続方法等はどこに行けばよろしいのでしょうか。通常どおりの市営住宅入居の申込みと同じように行って、そこで県の受領証カードを提示すればいいということでしょうか。ちょっとその辺を詳しく教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

**○人権・同和対策室長（堤 富大君）**

質問にお答えいたします。

現在、市営住宅の申込みは窓口で行っておりまして、それと同じように窓口に来ていただいて、県で発行されました受領証カードを窓口で提示していただき、それをコピーして提出していただくことで一般の方の申込みと同じような形で市営住宅の申込みが可能となっております。

以上でございます。

**○8番（今村智子君）**

すみません、1点、窓口というのは建設課のほうでよろしいのでしょうか。

**○人権・同和対策室長（堤 富大君）**

そうです。窓口は市の建設課の窓口のほうになっておりますので、そちらのほうでできます。よろしく願いいたします。

以上です。

**○8番（今村智子君）**

どうもありがとうございました。

それでは、次の質問に移ります。

福岡県パートナーシップ制度の周知をはじめ、人権問題に係る理解増進のための啓発についてはどのようなことをされてこられましたでしょうか。また、今後の計画についてお聞かせください。

**○人権・同和対策室長（堤 富大君）**

お答えいたします。

まず、パートナーシップ宣誓制度の周知でございますけれども、この制度が始まったのが昨年4月からでございます、福岡県のホームページに詳しく掲載をされておるところで

ございます。また、福岡県だよりでは、昨年3月号において特集記事として県内全域に配付されております。そしてさらに、国及び県で作成された啓発資料や冊子やグッズを西鉄柳川駅自由通路及び市民文化会館などの本市施設等に配付、掲出することにより啓発を行ってきておるところでございます。

本市といたしましても、LGBTQ、いわゆる性の多様性の啓発には以前から積極的に取り組んでおりまして、過去に性的少数者の方を講師として招き、人権を考えるつどいを開催した経緯もございます。さらに、小学校児童を対象に中山で行われております質問教室では、性的少数者の方を講師に招き、心の学習として実施した経緯もございます。

今後の計画につきましては、積極的に性的少数者や有識者を講師として招き、職員研修や公民館などの講座など、人権問題に係る理解の増進や市民への啓発に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○8番（今村智子君）

本当にこれまでの本市の取組に対して心より感謝申し上げます。さらなる理解へ向けて、継続的な啓発をお願いしたいと思っております。

これは要望でございますけれども、LGBTQの当事者の中には柳川出身の方もいらっしゃいますので、講演活動を行ってあるということでもございましたので、ぜひとも講師に招いていただけたらというふうに思っております。これは要望でございますので、答弁は結構でございます。

では、最後に質問をさせていただきます。

本市においてパートナーシップ制度に関する市長の見解をお伺いいたします。

#### ○市長（金子健次君）

本市の考え方については大体堤室長が申し上げましたので、重複する部分があるかと思っておりますけれども、お答えしたいと思います。

柳川市は平成17年3月21日に柳川市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例を制定いたしました。あらゆる差別をなくして明るい社会をつくるために、正しく理解し、推進を図っているところでもございます。また、市民が人権が尊重される社会づくりを進めるために不断の努力を続けていくことを決意し、平成19年9月28日に人権尊重都市の宣言も行っております。さらには、平成20年1月30日に柳川市民憲章を制定いたしまして、人権を尊重し秩序を守り、感謝と思いやりのあるまちにすることを明記しております。

このように、差別の撤廃に関し前向きに取り組んでいる本市でございますので、今村議員がおっしゃるとおり、パートナーシップ宣誓制度の利用拡大に努めなければならないと思います。先ほど室長が申し上げましたように、市営住宅の入居の要項を7月に改定いたしまして、秋の入居申込みから順次導入してまいりたいという考えでございます。

以上です。

**○8番（今村智子君）**

ありがとうございます。市営住宅の要項を7月からで、秋の申込みができるようになったということでございますので、今後さらに拡大していただけたらというふうに思っております。

本市の性の多様性の理解をお示しいただくことで、生きづらさをお持ちの方が本当に柳川でよかったと思っただけのような、こういったまちづくりを念願しております。

これからも差別や偏見のない心地よく暮らせるまち柳川となることを心より願い、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（近藤末治君）**

これをもちまして今村智子議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時42分 再開

**○議長（近藤末治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、15番高田千壽輝議員の発言を許します。

**○15番（高田千壽輝君）（登壇）**

こんにちは。15番高田千壽輝です。議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問をいたします。

初めに、テニス競技のグランドスラムの一つの全仏の大会で日本選手の活躍があったことは皆さん御存じだと思います。混合ダブルスで優勝した加藤選手をはじめ、男子車椅子の部では長年トップを張っていた国枝選手の後継者と言われる小田選手が17歳という最年少の若さで優勝しております。また、女子の車椅子テニスの部でも上地選手が準優勝をして、日本人選手の活躍が目立っております。

その一方、この全仏の大会で大変残念なことが起こっております。それは女子ダブルスの2回戦で混合ダブルスで優勝した加藤選手が失格を言い渡されたことであります。この要因は、加藤選手が余ったボールをボールガールに返す際に、ノーバウンドで返したため、それが失格の要因とされました。確かにルールではワンバウンド以上で返さなきゃいけないということになっておりますが、私はこの場面をSNSやビデオで何回も見ましたが、完全に意図的にノーバウンドで返したのではなく、偶発的に起こった事故でありました。審判員はそれを見て一応警告ということでゲームが再開されようとしておりましたが、相手ペア、チェコとスペインのペアの猛抗議、そして、その抗議の内容にはボールガールが血を流して泣いているというような抗議をしております。その場面を私はビデオを見ましたが、相手

チームはその返球の場面は一切見ておりません。ということで、大会側が急にまた失格ということを行い渡したわけです。私はこの場面を見て、小田選手と同じ東洋人のペアだったために、ああ、またスポーツ界は相変わらず白人主義だなということを思ったのであります。

過去にもスポーツの世界で、皆さん御存じでしょうか、日本のスキージャンプが強いときがありました。世界で常にトップを取っていたときに、スキー連盟は規則の改正をしたんです。その規則の改正が、身長の高い日本人選手に不利なようにスキーの長さを規制したんです。それによって日本選手の成績が悪くなったことは皆さん御存じだと思います。

また、モータースポーツの最高峰でありますF1でも、一時、ホンダエンジンのターボエンジンがすごい能力を発揮して強過ぎるということがあったときは、すぐレギュレーションの規則とあって、ターボエンジンを使ったらいけないというようなことを起こしております。本当に相変わらず白人主義がはびこっているんじゃないかなと、この全仏のことで私は思っております。また、この全仏の問題は今でもいろんなところで問題を起こして、また、法的な抗争まで上がっていることを申し述べておきます。

また、地元のことに返りますけど、今は皆さん田植のシーズンが始まっております。今期の米が豊作であることを祈っております。

また、今後、梅雨の本格化で降水量の増加による水害が心配されております。私も水害のない、雨があまり降らないことが一番いいと思っておりますが、昨年のノリ養殖のことを考えると、不作の原因が赤潮の発生でありました。赤潮の発生の原因として、夏場の少雨の影響ではないかということもされておりますので、何か矛盾しておりますけど、やっぱりある程度雨は降ってほしい。また、ノリのために思うなら、心配をしない程度に台風も来ていただいて、有明海をしっかりと攪拌してもらって、いい漁場でノリが生産されることを願っております。

本当にそういうふうにならば都合がよくなれば一番いいんですけど、なかなか自然相手に都合よくなりません。とにかく皆さんがこの夏場、水害のない、安心して暮らせることが一番大切だろうと思って、市の担当の方たちのさらなる努力をお願いいたします。

では、早速ですけど、質問に移らせていただきます。

今回の質問は、中学校のクラブ活動の実態と文科省の方針の問題点と課題についてであります。またもう一つは、小学校放課後子供教室の取組についての2点について行います。

質問は自席にて一問一答で行いますので、議長のお取り計らいをお願いして、壇上での質問は終わります。

#### ○15番（高田千壽輝君）続

文科省は中学校のクラブ活動を地域のクラブに移行するという方針を出しております。この方針を出す前に、今、我が柳川市で抱えていますクラブ活動の問題点、また、いろんなことをまずお聞きしたいと思っております。

まず、このクラブ活動は、今、生徒数の減少により、絶対的に教職員数が減っております。そのためクラブ活動を指導する先生たちの数も減っており、専門的な技術を本当に教えることができないような、指導の仕方ができなくなっておる体制が多いと思います。

そこで、その制度を補うために外部指導者ということがあっておりますけど、本市において、その外部指導者が各中学校に何名ぐらいいらっしゃいますか。また、支障がなければ、その中学校名と種目、人数をお答えください。

**○学校教育課長（古賀 洋君）**

高田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

中学校の部活動の指導に当たっていただいております外部の方につきましては、外部指導者と言われる方と部活指導員の方がいらっしゃいます。

外部指導者につきましては、5つの中学校で8名の方が登録をされているところでございます。昭代中学校で1名、この種目バレーボール、蒲池中学校で1名、ソフトテニス、柳南中学校で1名、バスケットボール、大和中学校で3名、バスケットボールとバドミントン、三橋中学校で2名、バスケットボールでございます。

部活指導員につきましては、5つの中学校で9名の方を任用いたしております。柳城中学校で3名、陸上と剣道、昭代中学校で2名、ソフトテニスと剣道、蒲池中学校で1名、ソフトテニス、大和中学校で2名、卓球とバドミントン、三橋中学校で1名、バドミントン、以上でございます。

**○15番（高田千壽輝君）**

今、外部指導者と部活動指導員の2種類があるということによろしいのでしょうか。正直言って、この違いが私は分からないんですけど、どういう違いがあるか、教えてください。

**○学校教育課長（古賀 洋君）**

外部指導者と部活指導員、こちらの活動の中身の違いというふうなことでございますが、部活動における実技指導といった面では活動は共通でございます。ただ、ボランティアであります外部指導者に対しまして、部活指導員は市から任用させていただいておりますが、こちらにつきましては、学校外における活動の引率、保護者会との連携、調整、生徒指導における対応、事故が発生した場合の現場対応、こういったものを業務としてお願いをいたしております。

以上でございます。

**○15番（高田千壽輝君）**

部活指導員が任用でされていると。そしたら、この人は今までの中学校の先生や顧問になっていたら、その顧問と同じような職務をするということですね、内容的に。外部指導者はただクラブの指導をするだけという違いで、技術的な指導をしているのは一緒だということと理解してよろしいでしょうか。



まず、外部指導者の身分は分かりましたけど、その待遇はどうなっているんですか。

○学校教育課長（古賀 洋君）

外部指導者の待遇ということでございますが、基本的に外部指導者の方につきましてはボランティアで指導をしていただいているというふうな立場になります。したがって、学校のほうからや市のほうから謝金が出たりというふうなことはございません。あくまでボランティアという形になります。ただ、中体連等に登録をいたしますと、この外部指導者の方がコーチであったり監督であったりという形で試合のセコンドにつくとか、そのような対応ができるということでございます。

以上でございます。

○15番（高田千壽輝君）

なら、外部指導者には何もないということですよ。

していることは、事務的なことを除いて、子供たちのために指導している立場で、片方は報酬が出て、片方は完全なボランティアだち、何もないということで、ちょっと私はそこで疑問を感じるものがあって、本人の希望もありますけど、できれば一本化して、なるだけ少しでも費用が出せるような体制をつくる必要があるんじゃないかと思うんですよ。

正直言って、指導するということは、かなりの負担がかかっているんですよ。私も長年、子供たちに30年近く指導しておりましたが、本当にいろんなことを、家庭のことを犠牲にして指導して、また、お金も、指導するというのは自分の道具も必要なんです。その経費とかも全部手銭。多分この人たちも外部指導者も好きだからやっているけど、かなり家庭的には負担がかかっていると思うんですよ。

正直言って、私も30年間して、若い人たちに引き継ぐときに、俺のようにせろちは言えなかったんです。なぜかという、かなり負担が伴いますよ。ここに壇上にいます消防長の松藤君も長年指導してきていますから、その辺の気持ちは分かると思いますけど、本当に奥さんに頭下げて、小遣いを少し回してくれとか、何かを買うから回してくれとか言って、一生懸命指導していた人たちがいっぱいいらっしゃいます。

私がなぜこういうことを言うかということ、長年続いていた雲龍頭彰相撲大会が中止になった一環として指導者の高齢化があって、お世話することができないということで大会が中止になりました。そういうことで、各スポーツの指導者の後継者がいなくなったら本当に何もできないような状況になるんですよ。市長は立派な施設を造りたい。施設を造っても、誰も利用する人間がいなくなるような現状になります。

その辺のことを問題提起して、また質問したいと思いますが、まず、ボランティアでしているからですね、外部指導者が。スポーツはけがは付き物です。けがとか事故があったときの補償関係はどうなるんですか。

○学校教育課長（古賀 洋君）

外部指導者のけが、事故等の補償についての御質問にお答えをさせていただきます。

外部指導者の方につきましては、ボランティアで部活動に参加をいただいているということでございます。身分保障的なものはございません。ただ、市で加入をいたしております学校支援者補償制度というものがございます。こちらは部活動における技術指導中のけがが補償対象という形になります。

ただ、こちらの制度は学校からの依頼によっての活動中に対して補償をするという形になりますので、部活指導員という形で学校がお願いをしている、外部指導者として登録をしている方、こちらにつきましては対象となりますが、例えば、私もやったことがございますけれども、保護者が任意で活動に参加をする。学校からの依頼がない場合に部活動に参加をして、けがをした場合については補償の対象外という形になってまいりますので、こちらについては、そういった形で御了承いただきたい。部活外部指導者という形で任用があれば、補償の対象になるということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

**○15番（高田千壽輝君）**

学校保険も使えない。市が加入しているやすらぎ保険は使えるんですか。

**○学校教育課長（古賀 洋君）**

こちら確認をしてみましたけれども、部活動は学校活動中という形になります。やすらぎ保険では対象外という形に整理をされております。

以上です。

**○15番（高田千壽輝君）**

だったら、ボランティアでしている方には申し訳ないんですけど、完全なる自己責任でやってくださいということですね、市としては。ちょっと私は冷た過ぎるんじゃないかなと思っておりますけどね。ますます本当に親身になって指導する人はいなくなりますよ、そういうことを言っていたら。

ここで何を言っても、制度を今から変えろと言ってもなかなか難しいので、私は県立高校に関して、県立高校あたりも外部指導者という制度があって、私はOB会の役をして、母校のことで今の校長先生に相談をやったときに、県立高校は外部指導者は予算がつきますから、1校につき3名までが上限だということをおっしゃって、今、上限の3名を採用しているから、新たに外部指導者の採用がちょっとできませんということでありましたので、今度、我々柳川市においても一応予算がつきますから、そういう上限があるんですか、どうですか。

**○学校教育課長（古賀 洋君）**

議員のお尋ねの県立高校の場合でございますが、これは恐らく外部指導者ではなく、部活指導員のことであろうかというふうに考えております。県の制度では、市のほうで部活指導

員を任用する場合においても、1校当たり3名までは補助の対象というふうな形にはなっておりません。ただ、柳川市におきましては、現在、校長先生等に状況をお聞きいたしまして、次年度の部活指導員の予算要求の資料とさせていただいて、できるだけ部活指導員を任用いたしまして、部活指導員のほうに業務を移していく、こういった方針で考えているところでございます。

また、外部指導者の方につきましては、できるだけ部活指導員となっていただくように学校を通じてお願いもしているところでございますが、やはり御本人さんの判断というところがございまして、部活指導員ではなく、外部指導者のままでいいとおっしゃる方もいらっしゃいますので、なかなか思うようには増えていかないというような現状がございまして、

以上です。

#### ○15番（高田千壽輝君）

なるだけ予算をつけていただいて、正式なちゃんとした補償がある制度の中で指導をしていただくことが一番いいんですけど、本人の気持ちもありますので、ただ指導はするけど、事務的なことは面倒くさいからしないとか、そんないろいろな理由もあるかもしれませんが、そういうところをもう少し整理して、本当に指導しやすいような体制をつくっていただきたいと私は思っております。これは答弁いいですけどですね。そうしないと、本当に指導員の人たちが働いています。学校の現場だけでできれば一番いいんですけど、それが現状できないような体制になっておりますので、どうしても外部からの指導者、また、部活指導者の力を借りなければできないような実態でありますので、その辺をちゃんとしていただきたいと思っております。

次の質問ですけれども、現在、私、ちょっと聞いたら、地域のスポーツクラブに所属して、中学校のクラブに中体連の大会に出るために名前だけ加入している人たちもいると聞いたんですけど、その辺の実態を市は調べてありますか、どうですか。

#### ○学校教育課長（古賀 洋君）

本市の中学校の場合でございますけれども、学校にあって、実際に活動している部活に名前だけ参加をするということはどの学校も認めてはいないところでございます。しかし、その競技種目が在籍する中学校にない場合に、中体連に選手登録だけをして大会参加をするという例はございます。こちらは種目は今ほとんど中学校にない柔道や空手、新体操、水泳、こういったものでございますが、今年度は市内の中学校全体で、こうした形で大会参加する生徒が7種目で29名、こちらが各中学校の選手という形で出場予定だというふうに聞いております。

以上です。

#### ○15番（高田千壽輝君）

私も以前から聞いておったのが、特に水泳が中学校ではなかなか指導者がいないというこ

とで、やっぱり水泳の場合は小さいときからその地域のクラブに所属して競技を続けていて、実際オリンピックで銀メダルを取った坂井聖人君も学校のクラブ活動ではなく地域のスイミングスクールに行って活躍したというように聞いております。そういう水泳は特にあったけど、ほかにこういう新体操とか空手も当然ないですけど、あったのを知っております。こういう実態が一部だけなんですよね。まだほとんどが中学校のクラブでやっている。こういう実態が国は分かっているのかなんか知りませんが、勝手にクラブ活動を地域の活動にするんだということで、これも一つの働き方改革と先生たちの超過勤務の解消による国の文科省の指針だと思いますけど、実際、私は受入れする。都会みたいにいろんな種目の地域のスポーツ教室とかあって受入れができたらいんですけど、私、こう見ても柳川市でそういう受入れするような種目があるんかと思っております。

今考える種目は7種目ぐらい言われましたけど、もし移行した場合、本当に好きなスポーツができるんかという疑問を私は持っていますけど、その辺に対してどう思われますか。

#### ○学校教育課長（古賀 洋君）

高田議員が既に御心配をされているとおり、受皿の問題から種目が限られたり、生徒の選択肢が限られてくるのではないかと、こういう懸念は、本市だけではなく、文科省の方針を受けて、全国の市町村が心配をしているというふうな現状でございます。

柳川市といたしましては、本市の中学生のやる気や将来への進路の希望の障害とならないように、方法については検討をしていきたいというふうに考えております。したがって、中学校単位で維持できるのか、合同でやる必要があるのではないかと、種目を統合する必要があるのか、そういった受皿の対応については今後検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○15番（高田千壽輝君）

今後の検討といいますけど、私はこのクラブ活動によって、今現在、クラブ活動をしている人は実質お金はかからないんですよ。自分の道具とかそういうのは別として、その活動をすることによって活動費とかそういうことを払う必要はなく、みんなクラブ活動をやっているんですよ。この地域のクラブ活動に所属といたら、そういうわけにはいかなくなって、親御さんの負担は増えると思うんですよ。その結果、いや、お金がかかるけん、うちはそのような余裕はないけん、できないち。何もするなという家庭が増えてくると私は思うんですよ。それで本当にいいんかなと。そんなら、お金持ちだけでいいんかと、何でできるかと。それじゃ駄目なんですよ。これもクラブ活動も一種の教育の場なんですよ。

常々新谷議員が教育の場は平等であって、誰でもが受ける権利があると。この義務教育は権利なんですよ。義務とかいう、3大義務でもありますが、教育を受ける権利の一つでもあるんですよ。なら、そういう権利を放棄せろというようなことになりますけど、本当

にこれは最悪な改正と言っていいんじゃないかと私は思っておりますので、できれば今のクラブ活動が存続できて、中学校のクラブ活動のまま存続できて、本当に指導者をどんどん増やしていかれるのが一番いいと思うんですけど、なかなかこの指導者の問題としてもいろいろあります。

まず、外部指導員ですよ。好きだから、ボランティアでやっているから、けがしたら自分たちの自己責任でやってくださいというような冷たい市の方針では駄目と思うんですよ。課長にこのことを一生懸命言ってもなかなか課長も答弁できないと思って、これは政治判断になると思うんですけど、市長、今の答弁を聞いてみてどう思われますか。指導者がボランティアで完全に、何の補償もなく、けがしても自己責任でやってくれというような体制でいいと思っておりますか。どうですか、その辺は。

#### ○市長（金子健次君）

冒頭、挨拶の中で全仏のフランスの大会のことを言われましたので、そのことがどういうことかなと思って、小さい頃から選手もそういうスポーツを親も理解し、地域も理解をしてやっているということで、今日の課題について問題提起をされたところでございますけれども、私たちの時代は、私は75歳ですけども、その時代には結構クラブの先生も頼もしくて、そういうクラブ活動をしていましたけど、今こういう現状の課題について突きつけられて、大きな課題であるというふうに私も今突きつけられたような感じがいたしますので、そういう子供たちができるような形、スポーツを生かすような形をどういった形で、それはやっぱり柳川市だけではなくて、今の全国的な問題だというふうに認識を新たにしたところでございます。そういうものでは、いろんな統一的な市長会とか、そういう場の中でも提起をしていきたいなということで、指導者の問題について、その指導者の報酬の問題、けがした場合の問題、ボランティアでいいのかどうかという問題も含めて、問題提起をしましたので、改めて認識をしたところでございます。

以上です。

#### ○15番（高田千壽輝君）

私がこうやってクラブ活動のことをして疑義を感じて質問しているのは、私の経験上に、私も中高、一生懸命クラブ活動をして、そのおかげで自分の好きな大学にも行きました。大学でも4年間、一生懸命、本当に苦しい時期もあり、今思うなら本当に矛盾した世界で、先輩の言うことは絶対でありまして、寮生活でありましたので、夜中に起こされたり、店のシャッターが下りているところに買物に行つてこいとか、本当に無茶な、今でいうなら問題になるような行動をしておりましたが、今ではそれが笑い話になって、同窓会とかあったときには、ああ、あのときは大変だったな、あの先輩からほんなごていじめられたなとかいういい思い出になっております。

その基礎があつて、今、私もこの場にいることができっておりますので、クラブ活動の大切

さ、また、その当時にあった指導者の先生たちの影響というのも必ず人生経験の中にとってはすばらしい経験だったと思うので、ぜひそういう経験を今の子供たちも自分の本当の意思で選ぶことができるように我々大人がしていくのが子供たちに対する責任だと思いますので、教育長、最後に何か御意見がありましたらお願いします。

**○教育長（橋本秀博君）**

高田議員の御質問にお答え申し上げます。

議員が御指摘のとおり、全国的にこの外部指導員を含めまして部活動の在り方については検討が重ねられているところではございます。本市においても、先ほどお答えしましたように、部活動そのものの存続が合同であったりとかいう形をせざるを得ない学校、さらには部活動を個人的な種目ということで参加せざるを得ない生徒がいることは承知しております。

ただし、今後考えておかなければいけないのは、今まで私もそうでしたけれども、どちらかといいますと、成果主義といいますか、結果を重視して勝利主義といいますか、そちらに重視を置いた部活動を経験してまいりました。今後は子供たちが将来にわたりましてどんなスポーツに親しむ思いがあるのか、そういったところも踏まえる、いわゆる子供ファーストで、子供の視点でクラブ活動というものを見直しながら、先ほど御指摘いただいております外部指導者の問題等についても、教育委員会としても学校とタイアップしながら、真剣にまた考えてまいりたいと思っておる次第でございます。

以上です。

**○15番（高田千壽輝君）**

いろいろ今からの問題が山積しておりますけど、一つ一つ解析して、本当に子供たちがスムーズに部活動ができるような体制をつくっていただきたいと思います。

これについての質問は終わります。

続きまして、次の質問で放課後子供教室について質問したいんですけど、これが人件費を除く小・中学校合わせて25校で500千円という予算をつけてありますけど、この説明を受けて、することはいいことだなと思ったんですけどね。このことは、ああ、大変いいけど、人件費を除く予算が500千円。私は、はっと、説明を受けてですね。1校20千円ですね、これでやってくださいと。

その1校20千円とした予算の根拠はどういう経費を予想して20千円とされてあったか、その辺をお答えください。

**○生涯学習課長（野田 学君）**

高田議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、市内全ての小・中学校でコミュニティ・スクール制度を導入し、地域と共にある学校づくり、学校を核とした地域づくりを目指し、地域学校協働活動に取り組んでおります。

本市の地域学校協働活動は、読み聞かせ、丸つけ、学校行事での安全指導や総合的な学習

支援など、学校支援を中心にこれまで取組を行ってまいりました。先ほど議員のほうからお話いただきました今年度より取組を強化いたします放課後子供教室につきましては、小学生を対象に、平日の放課後や土曜日、夏休みなどに小学校の余裕教室や公民館などを活用し、地域住民の方々に御協力を仰ぎながら、学習支援を中心に活動を実施するものでございます。現在、柳河小学校区のほうで既に先行して取組がされております。

この放課後子供教室の取組を市内全域に広げるために、今年度、新たに二、三校区程度モデル地区を設定し、先行して取り組む予定といたしております。

なお、議員御質問の予算の関係でございますが、本市の令和5年度地域学校協働活動事業費は、報償費として8,900千円、旅費として29千円、需用費として500千円、役務費として4千円の合計9,433千円でございます。報償費の8,900千円は、議員がおっしゃってあるとおり、地域学校協働活動推進員やスタッフの謝礼として実際の活動に合わせて支給をいたしております。

また、御指摘の500千円でございますが、これは需用費として、消耗品費等ですね、各種事務用品、スタッフの名札や腕章、指導用教材、資料の購入などを想定しており、1校当たり20千円、25校区分の50千円として計上いたしております。

この20千円でございますが、各学校単位の需用費として市で想定している金額でございます。市内全域共通の金額でございます。

なお、今回の放課後子供教室に取り組む学校区において、これまでの活動経費と別に新たな費用が発生した場合には、今御説明いたしました予算の範囲内で対応させていただきます。

以上でございます。

#### ○15番（高田千壽輝君）

今現在1校、柳河小学校が行われておりまして、今年度に3校追加して4校。4校で500千円というのがかなりの金額があるけど、実際これを8年度までに全校、25校に広げていくということですね。これは先のことか分かりませんが、そのときに予算は増額されるんですか、500千円のままですか。

#### ○生涯学習課長（野田 学君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

将来的な予算については、今年度取組を進めながら、実際にかかる経費等を見させていただき、必要であれば増額の検討もしていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○15番（高田千壽輝君）

私はこの説明会の現場にもいまして、1校20千円ですと言われたときに、ほかの学校運営協議会で説明されて、その委員さんたちが、はっ、20千円、たった20千円と言われたんですね。対象者が、中島で説明されたときは、小学校1・2年生を対象者とします。合わせて

1年生の生徒数が70名か60名ぐらいいて、20人来て、年間1人1千円やっかち。1千円な、プリント代もなかるうもんということが皆さんの口から出たんですよね。ああ、本当やなと思っただけですね。

また、その現場で、あくまでも小学校とは無関係な組織でお願いします、小学校はノータッチですというようなことを言われたんですよね。本当に小学校の協力がなくて、連携がなくて、ただ単独の組織でこの運営ができるんかという声も上がりました。まず心配されてたつが、本人たちが、ふだん来る子がたまたま学校を休んでいた。なら、そういう連絡はどうなるんですかというようなこともあって、そういういろんな問題もあって、本当に学校とは無関係でこれができるち思っただけあるんですか、その辺はどうでしょうか。

#### ○生涯学習課長（野田 学君）

高田議員の御質問にお答えさせていただきます。

放課後子供教室の主催は柳川市教育委員会になります。実際の運営は学校運営協議会、または地域学校協働本部で実施することになります。

事業の名称のとおり、子供たちが学習する時間は、学校の授業が終了した後の放課後となります。学校の業務外であることも踏まえ、できるだけ学校現場への負担が少ない形で事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。しかしながら、学校の協力なしで実施できるとは私どもも考えておりません。例えば、学習プリントなどを印刷するために学校の印刷機をお借りしたり、子供が欠席する場合の連絡をお願いするなど、様々な場面で学校の協力を仰ぐことになろうかというふうに考えております。

なお、学校運営協議会には小学校の校長、教頭、主幹教諭など教職員も構成委員として参加いただいております。今回の放課後子供教室を含めた地域学校協働事業を小学校も一緒に今後も推進していくことになろうと思っております。

今後も学校と地域がお互いの立場や実態に応じて、どの部分をどのように受け持つかなどをよく話し合い、連携、協働しながら取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○15番（高田千壽輝君）

まだいろいろな問題があるんですよね。まず、この3校を選出されたという、その選出の方法と、その選ばれた学校に事前のこういうことをしていただきたいんですけれどもというような事前の説明はあったんですか、その辺をお聞きしたいんですけど。

#### ○生涯学習課長（野田 学君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど御説明いたしましたとおり、放課後子供教室ですね、今、柳河小学校区のみで実施しております。将来的な目標として、市内全域での実施を今目標といたしております。ただ、いきなり市内全域での実施は難しいであろうというふうに教育委員会内で判断いたしました。



そこで、柳川、大和、三橋地区に各1校、モデル校区を設定し、それらの取組を踏まえつつ、市内全校区に広げていければというふうに考えたものでございます。

なお、議員御指摘のモデル校区の設定に関してでございますが、学校再編の統合校を念頭に、地域学校協働活動を所管しております生涯学習課で案を検討し、現在、該当する校区へ説明という形で説明をさせていただいている状況でございます。

以上です。

#### ○15番（高田千壽輝君）

そのモデル校に私の、また、運営協議会にも参加しております中島小学校が選ばれて、この間の会議に唐突にしてくださいというようなことで提案されて、生涯学習課から職員が来て説明しておりましたけど、その時の話とちょっと違うところがあって、あくまでも管轄は、今、課長が言われたのは運営協議会が主体となって行うというようなことであって、そのとき運営協議会じゃなくて、その放課後子供教室の運営協議会みたいな新たな組織をつくってくださいと言われてたんですよね。それで、ああ、また協議会ばつくらやんとかとかいうて困惑してあって、これは後でまたいろいろ提案したいんですけどですね。

そこで、あくまでもこれは運営協議会が主体となって行う事業ということで認識してよろしいでしょうか。新たな組織をつくらなきゃいけないんですか、どうですか。

#### ○生涯学習課長（野田 学君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

あくまで主体は議員御指摘の学校運営協議会というふうに考えております。その中に、活動するグループ体というか、活動体として、そういうまとまりが必要かもしれないという御説明をしたのではなかろうかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

#### ○15番（高田千壽輝君）

私が1つ疑問に思うのは、今年9月から中島で開始をしてくださいというような説明があつておまして、皆さん、まず開所するためには指導員か支援員を募集しなきゃいけない。それを集めるのも大変なんですよね。正直言って市は言うだけ。そういう指導者とかは一切探してくれない。そういう例がいっぱいありますからね。学童保育に関してもそうですよ。支援員さん、地元で見つけてくださいですよ。地元で分からないといって市に言っても、そんなら、広報で募集かけますよち、それぐらいしかしてくれないと。大変なんですよ、地元は。あなたたちは丸投げすると簡単ですよ、してくださいち。これはいいことで、地元の人たちもそれはいいことだから賛成はしますけど、かなり地元はずっと負担が多過ぎますよ、正直言って。だから、もう少し事前に協議して、こういうことをしたいからどうですかとかいう下打合せがあるべきですよ。いきなり協議会の場に来て、してください。押しつけですよ。体制も全然、みんな白紙でいきなり、いつからですかと。9月からしてくださいち。委

員さんみんな、はっち言いますよ。

私も1つ心配、受けるのはいいことですけど、正直言って大和町はあと1年半で統合なんですよ。今、中島だけの組織で運営協議会で主体となっていきますけど、1年半後には新たな、多分この運営協議会というのはまた新たな統合した学校で新たなメンバーで組織がつけられると思うんですよ。そこに移行しなきゃいけない。その移行のときにスムーズにいかいかないとか、メンバーも替われば体制も替わる。今、私たちも一番問題にしているのが、学童もそうですが、統廃合して1か所でまとめると。それはいいことだと。そんなら、今の支援員さんがみんな来てくれるかといって心配しているんですよ。これがまた中島だけでこの教室の指導員か支援員かを募集していて、新たな組織に1年半後に移行しますよといったら、その支援員さんたちは、ああ、もう辞めるばいと言われる可能性もあるんですよ。

中には、保守的と言ってはいけないけど、自分の出身の中島校区の子供たちのためなら一生懸命すったいち。今度はまた広くなったち。なら、ちょっと遠慮するちいう人たちも中には出てくるんですよ。学童でもそうですよ。全体になったら支援員は辞めますとか、そういう話がいっぱいあっているんですよ。それで、また新たにつくらにゃいかんと。

そういつて大和地区に――それは各地区に1校ずつ先進的なモデル地区をつくるというのは分かるけど、私は大和地区はあと1年半待って、よそも1年半ぐらい待つんでしょうが、8年度に全校に広げる予定ですかね。ですね。なら、大和地区だけは8年、統廃合したときに新たな組織でつくってくださいち言ったほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。二度手間ですよ、結局。その辺はどう思われますか。

#### ○生涯学習課長（野田 学君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、大和地区は小学校の統合に伴い、令和7年度より新たな組織へ活動が移行することが想定されます。今回、モデル校区として想定しております中島校区は、大和地区の小学校統合場所となっております。

中島校区に本年度、可能であれば放課後子供教室を立ち上げさせていただき、先行して活動を進めさせていただくことで、学校統合後の新組織にそのノウハウが引き継がれ、活動がより充実したものになるのではないかと期待しているところでございます。さらに、中島校区では夏休み期間中に寺子屋を開かれ、子供たちが学習に向き合うきっかけづくりを地域の皆様の御協力で以前から取り組んでおられるというふうにお聞きしております。

これら小学校の統合の状況や、地域で子供を見守り育まれる取組を以前から進められてこられた中島校区は今回のモデル校区にふさわしいと考えて、設定させていただいたところでございます。

以上です。

### ○15番（高田千壽輝君）

何か中島小学校が以前から寺子屋制度を導入しているからモデル地区に最適、いいんじゃないかという説明でしたけど、これもこの寺子屋制度は、私も実際、最初からの取組の中に入ってあって、あくまでもこれは保護者の希望だったんですよね。保護者が長期夏休みに子供の居場所がない。それを一番心配されて、夏休み期間中、学校に1週間ぐらいやったですかね、当初1週間ぐらい学校に午前中だけでも行けるような体制をつくってくれということで学校に相談して、学校は、保護者がそういうことを運営を全部すると、場所だけは提供しますよということで始めて、保護者中心、また、ボランティア中心として子供たちをそこで1週間ぐらい学校に来させて、自分の好きなように夏休みの課題とか、こっちからは何も与えなかったんですよね。自分たちで考えて何かしなさい。夏休みの課題をしたり、工作をしたり、夏休みの工作の制作とか、そういうのを一生懸命子供たちがして、それは保護者はボランティア、見守るだけという形が寺子屋だったんですよね。今度の教室は指導をしなきゃいけないんですよね、内容が。読み書きと算数とかをですね。だから、指導者は誰でもいいという条件にならないんですよね。ある程度指導できるような人というのが望まれるんです。そういう人材がすぐに見つかるかということも一番疑念です。

また、いろいろ説明を聞きまして、1年生が15時半から16時までの30分間、2年生が次の16時から16時半までと。これはあくまでも学校を帰ってから同じ敷地内で活動するけど、学校とは関係ありませんから、事故防止のために保護者の迎えをお願いしますという説明で、我々がまだ明るい16時頃に保護者の迎えば頼んだら、そんな時間に仕事しよるけん迎えに来られんちいう家庭が多くて、参加さすごたるばってんできないというのが現状じゃないですかというような意見もありました。

私たちもちょっとあと話したら、学童保育は18時まで預かりますから、夏場はいいけど、冬場はもう暗くなっております。その辺で事故とかそういうのがあって、送迎が原則でありますけど、この子供教室に迎えが要るから。ふだんの下校時間やっかという意見もありましたけど、その辺はどうですかね。

### ○生涯学習課長（野田 学君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

すみません、私も説明会の詳細まで全部把握できていないところがあって大変申し訳ありませんでした。

今回、考え方として基本的な考えはお示しさせていただきましたが、当然、運営に当たって、地元の御要望、御意見等を踏まえ、変更していくということになろうかと思っております。必ず送迎が必要かどうかにつきましては、地域の御意見をお聞きしながら、また検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○15番（高田千壽輝君）**

いや、ちょっと地元の要望で考えますて、あなたたち、この実施要項に書いているじゃないですか。実施要項の3番に方法、③迎えは保護者の責任をもって行うち。この実施要項をつくっておいて、今さらそういう答弁はおかしいでしょうもん。

**○生涯学習課長（野田 学君）**

実施要項、説明会のときに御提案させていただいております。確かに③迎えは保護者が責任をもって行うと記載させていただいております。

今、これを基に、該当する校区に説明会を開かせていただいているところでございます。内容等、また、地元の御意見等をお聞きして、改めてそのお迎え等々について問題がある箇所等々は、その要綱を改めさせていただいて、再提案させていただきたいというふうに考えております。その出し方も案という書き方をせずに、決定事項のように出させていただいたことが問題であったというふうに思っております。これはあくまで案でございまして、皆さんの御意見をお聞きしながら、最終的な実施要項をつくり上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○15番（高田千壽輝君）**

私はこの運営協議会の人たちといろんな場で話したときに、市の体制を批判されました。市は上から押しつけてくるち。現場のことはいっちょん知らんち。机の上で我がどんが計算して、現場に、はい、これをしてくださいち押しつけが多過ぎるち。もう少し現場の人たちといろんなことで話を詰めてから実際にいくのが一番いいんじゃないかと、私も実際そう思いますよ。本当に押しつけですからね。

内容的にはすばらしいことだと思うんですよ、今の子供たちにとって必要なことだと思いますからですね。もう少しですね、やっぱり押しつけじゃなくて、お互いが協調性を持って、納得してスムーズにこの事業ができるように今後していただきたいと思っております。

課長、そのように再度もう少し練って、本当に子供たちがスムーズに参加でき、地元の人たちもスムーズに運営ができるような体制を協議していただきたいと思います。その辺、どうですか。

**○生涯学習課長（野田 学君）**

議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の御提案が地元にとっては急な御提案で、十分な事前協議がなされていなかったという分については反省をしております。今後、一回出させていただいておりますこの実施要項をたたき台にし、地元と十分に協議をさせていただきながら、地元にとってよりよい放課後子供教室になるよう協議を進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○15番（高田千壽輝君）**

最後になりますけど、市長、市長は常々子供は宝とよくいろんな場でも言ってあります。私も子供は宝ということは思っておりますけど、私は子供はまだ原石だと思うんですよ。宝までなっていない。だから、宝にするためには、宝石だって原石のままじゃ価値はありません。研磨して、いろんなカットをして、それで立派な宝になるんですよ。だから、ある程度子供たちには投資をしなきゃいけないと私は思っております。

一律、今の、私は正直言って20千円で何ができるかと思っております、市長、もう少しですね、今からやっぱり子供たちに、人材にお金を使う時期に来ていると思うんですけど、その辺はどう思いますか、最後に。

**○市長（金子健次君）**

高田議員の質問、質疑、やり取りを聞いていました。柳川市にとりまして10年来の懸案でございました統合再編がいよいよもって進み出すわけです。その地元の高田議員のいろんな形で悩んである分、市民の意見等を、今、生涯学習課長にぶつけられました。金額的な財政的な問題も含めて、この問題、統合再編というのはぜひ成功しなければならないし、いろんな問題がこれから出てくると思います。走りながらいろんな問題が出てくると思いますので、十分今後も意見を聞かせていただいて、進み出しましたので、前向きな形での御意見をこれからは拝聴していきたいというふうに感じております。

財政的にはお金が要る分としては投資をしなければならないというふうに思っています。そのことについても、どこに投資をした方がいいかどうか、それについても、高田議員、地元として、出発点として、やっぱり大和小学校、中島のところが一番大事なところでございますので、スタートいたしますので、いろんな意見をこれからは聞かせていただければというふうに思っています。

以上です。

**○議長（近藤末治君）**

高田議員、もう時間が少ないので、取りまとめをお願いします。

**○15番（高田千壽輝君）**

その統合に関しては、私は推進派でしたので、早く統合してほしいということを願っておって、素直に統合が進むためには地元の協力が一番なんですよね。地元の理解、今まで統合がうまくいかなかったところは、ほとんど地元の反対によってうまくいかなかった例が多いと思います。幸いに大和町で小学校の統合に関してはそんなに主立った、個人的に少しの理由で反対はあるかもしれませんが、大した理由はないと私は認識しております。

とにかく、あとまだまだその統合に関しては、お金をかけるところがいっぱいあるんですよ。通学路の整備、正直言っていろいろ、この間、委員会のほうでも私はいろいろ要望を出しております、その返事がまだ戻ってきておりませんので、また今度の委員会でちょっと

確認したいと思っております。これは地元の意見も含めて言っておりましたので。

市長が言ったとおり……

○議長（近藤末治君）

高田議員、時間が来ておりますので、取りまとめを。

○15番（高田千壽輝君）

お金をかけなきゃいけないところは、かけなきゃいけないんですよ。そのために苦しい財政の中で無駄を省いて、かけるところはしっかりお金をかけて、特に、子供のためにはしっかり予算をつけていただきたいと思います。

そういう意見、要望ということで、終わります。

○議長（近藤末治君）

これをもちまして高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後1時 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、13番佐々木創主議員の発言を許します。

○13番（佐々木創主君）（登壇）

皆さんこんにちは。佐々木創主でございます。本日は去る3月議会の一般質問で積み残しておりました西鉄柳川駅西口川下り乗船場について質問しないといけません、それに先立ち、ピアス跡地活用の成果と今後についてをまず質問させていただきます。

このピアス跡地は、平成16年、旧大和町が化粧品会社であるピアスアライズ社から4億円で購入したものであります。しかし、1市2町が合併し、新市となった平成17年、議会でその土地購入の経緯、購入価格に始まり、土壌汚染、建物内にあるアスベストなど、様々な課題が指摘され、旧大和町町長だった石田市長の責任が問われ、特別委員会まで設置されました。石田市長の責任を追及する議員と擁護する議員との対立、このピアス跡地問題のみならず、全日本同和会補助金、出張旅費、職員の公印使用などの問題が惹起され、石田市政4年間は混乱の4年間でありました。しかし、金子市政に変わると、うそのように鎮静化し、アスベストを含む建物の解体、地下水調査が粛々と行われ、土地の売却という方向となり、市は土地の利用内容と市の活性化への貢献度といった観点で売却先を選定するプロポーザル方式の募集によってシギヤマ家具工業を選び、令和2年6月、217,000千円で売却しました。新市スタートの4年間、柳川市政と議会の混乱の一因となっていた大きな課題が15年かかって解消されたわけであります。

そういった意味で、シギヤマ家具工業にはこのピアス跡地を起点とし、さらに大きく発展

していただき、柳川市の活性化に大きく貢献していただくことを期待するものであります。

そこでまず、質問しますが、シギヤマ家具工業を売却先として選ぶ根拠となったプロポーザル事業計画と売買契約書にうたわれていた跡地の活用計画、柳川市の活性化への貢献の内容についてお尋ねします。

執行部におかれましては簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

#### ○財政課長（田中勝裕君）

佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

ピアス跡地の売却につきましては、公募型プロポーザル方式により売却先をシギヤマ家具工業株式会社に決定し、令和2年6月の市議会定例会において財産処分の議決を受け、売買契約を締結いたしております。

その契約の内容及びプロポーザル事業計画書におけるシギヤマ家具からの提案内容についてお答えをいたします。

売買契約書ではプロポーザル事業計画書の履行ということで3点を定めております。1点目は、倉庫、工場及びアウトレット店を建設すること、2点目は、事業開始から5年後までに30人を雇用すること、3点目は、事業開始から10年以内に本社を柳川市内に移転すること、この3点です。

なお、1点目の倉庫1棟、工場1棟、アウトレット店1棟の建設につきましては、計画変更により、店舗機能を持った倉庫2棟と事務所1棟を建設することになっております。

次に、これらに取り組むことにより生じる波及効果としてシギヤマ家具工業がアピールしている点を申し上げます。

まず、倉庫等の建設に10億円を投資することによる経済効果、それに伴い、固定資産税の納税が発生することに触れられています。また、雇用に当たっては、始業時間が朝7時10分と早いこともあり、通勤時間が短い地元在住者であることは採用の際の一つの判断材料とされており、地元雇用が見込まれます。

本社移転に関しても、建設投資と固定資産税の発生の効果に加え、法人住民税の納税などで柳川市の財政に貢献できるものとされています。

また、契約書には記載しておりませんが、プロポーザル事業計画書に記載されてある事項といたしまして、建築関連事業の一環として賃貸用アパートの建設販売の計画があります。モデルとなるアパートの建設用地を既に三橋町下百町に確保し、この計画が成功すれば、アパート建設事業を展開し、若手勤労者等の住居確保に貢献できるとアピールをされております。

以上です。

#### ○13番（佐々木創主君）

あれから3年たっているわけですがけれども、その状況を確認する前に、市が様々な企業立

地関係の優遇策を用意しておりますけれども、その内容、状況について答弁ください。

○財政課長（田中勝裕君）

お答えをいたします。

シギヤマ家具工業に対します柳川市企業立地等促進条例に基づく奨励措置についてお答えをいたします。

まず1つ目は、借入金に対する利子補給です。借入額のうち1億円までについて、年利1%分を3年間支給するもので、令和3年度は69千円、令和4年度は272千円を支給しています。

次に、固定資産税の減免をしております。減免の期間は令和4年度から8年度までの5年間で、減免の対象は第1倉庫、事務所及び土地でございます。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

それぞれ優遇策をおっしゃっていただいたんですが、事業計画、契約内容によると10億円の投資で、固定資産減免、シギヤマさんにとってもかなりのいい条件だと思うんですが、じゃ、実際にそういう柳川市への貢献、柳川市にとってもいろいろメリットがある事業計画だったわけですけれども、3年たって、今どのような状況になっているのか、お願いします。

○財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

まず、事務所及び倉庫等の建設についてですが、令和3年10月に第1倉庫及び事務所が建設され、その後、令和4年10月に第2倉庫兼店舗兼事務所が建設されています。店舗は販売スペース約200坪が用意されています。これまでネット販売が中心だったグループ会社の株式会社タックインテリアの商品を初めて実店舗で販売することとし、また、アウトドア用品の展示販売もされております。

次に、雇用面ですが、事業開始から5年後までに30人を雇用することとされており、事業開始から1年8か月経過している現時点での新規雇用者は5人となっております。

シギヤマ家具工業によりますと、コロナの影響もあり、新規雇用のペースが遅れているということでもございました。

3点目の事業開始から10年以内の本社移転についてですが、現時点では実現をしておりません。当初予定の三橋町蒲船津の土地ではなく、ピアス跡地を含む市内への移転を検討されているところであります。

なお、関連会社であります株式会社タックインテリア及び株式会社シギヤマデザインテック、この2社の本社につきましては既にピアス跡地に移転をされております。

次に、プロポーザル事業計画書に記載の賃貸用アパートに関する事業ですが、三橋町下百町において昨年建設をされております。全11室が若い入居者を中心に既に満室になっている



とのことでございます。

以上です。

**○13番（佐々木創主君）**

今答弁にありましたが、本社を当初予定の蒲船津ではなくてピアス跡地に変更ということで、これは契約の中に、契約内容変更のときは市の承認を得るということになっているんですよね。蒲船津からピアス跡地のほうへの変更、これは申請はあったんでしょうか。

**○財政課長（田中勝裕君）**

公募型プロポーザル事業の計画の変更につきましては、市に届けをいただきまして、市が承認するといった手続が必要になります。令和5年4月11日に届出があつているところでございます。

以上です。

**○13番（佐々木創主君）**

それで、市は承認したんですか。いつ、したのであれば。

**○財政課長（田中勝裕君）**

お答えいたします。

市は承認をいたしております。ここに承認書を持ってきておりませんので、正確な日にちは分かりませんが、令和5年4月の月に承認していると思います。

以上です。

**○13番（佐々木創主君）**

先ほど壇上で申し上げておったように、このピアス跡地は非常に、新市スタート直後、様々な問題、課題が指摘されて、市政の混乱の一因となっております。そういう中で、議会も、多くの市民の皆さんも、このピアス跡地がどうなるのかということで注目しておる中、シギヤマ家具さんが来ていただいたと。非常に喜ばしいことであるんですが、ただ、当初の柳川市にこれだけの貢献をしますよといった内容の中の本社、ピアス跡地ではなくて蒲船津のほうに本社を建設すると。これは総務委員会に報告はありましたが、ほかの委員会への報告はあったんですかね。

**○財政課長（田中勝裕君）**

お答えします。

本件につきましては、総務委員会に報告をしているのみでございます。

以上です。

**○13番（佐々木創主君）**

報告しなくてよかったんですかね。先ほど言ったように、非常に重要な案件で、それぐらいの重みがあったんじゃないかなと。ある市民の方から、あそこは本社が来るとやなかつねと、何かの看板が上がるとるばいと、議会は何ぼしよっとかと、それは確認してんのかとい

う指摘もいただいているんですよ。市長、いかがですか。

**○財政課長（田中勝裕君）**

看板が上がっているということでございますけれども、それが上がる以前に市の承認というのが必要になります。その市の承認を受けてからではないと看板は上げてはいけないということで市のほうから話をしておりました。市が承認をしたと、看板が上がると、その前に総務委員会に報告をさせていただいております。

以上です。

**○13番（佐々木創主君）**

民間企業が頑張っていることですからね、あまり言いたくないんですが、ただ、案件が案件だけに、総務委員会だけの報告でよかったかという話を市長に問いかけているんですけどね。

**○市長（金子健次君）**

今の佐々木議員の質問というよりも、総務委員会だけでよかったのかどうかということですが、考えてみますと、総務委員会だけではなくて、それぞれの3委員会のほうに報告すべきであったというふうに反省しております。

以上です。

**○13番（佐々木創主君）**

やはり事の重みというのは、執行部の皆さんはしっかりその辺は理解をさせていただいて、議会対応、ましてやこれは大きな案件で、市民も非常に注目された案件でございましたからね、この蒲船津の土地は直接関係ないんですが、これは事業計画の中の一つの約束事ですから、その辺は今後御注意をいただきたいと思います。

それで、承認をしたということなんですが、蒲船津ではなくて、ピアス跡地に変更すると、本社をですね。その承認された理由、お願いします。

**○財政課長（田中勝裕君）**

プロポーザル事業計画の変更を承認した理由についてお答えをしたいと思います。

当初計画のとおり、この蒲船津の土地にシギヤマ家具工業の本社が移転されるとすれば、本市に法人市民税の増収の効果が見込まれます。一方で、跡地は分譲マンションという計画になっておりますので、分譲マンションが建設されますれば、定住対策につながるとともに、税収等の増加が見込まれます。

具体的に期待できる5点の効果を申し上げます。

1点目、まず、建設投資が行われることによる経済効果が見込まれます。2点目、定住人口の増加が見込まれます。市内からの転居であっても、市内に住居を購入されるということで定住につながりますし、市外からの転入であれば人口増加につながります。3点目、15階建て59戸という大規模な建物の計画であり、固定資産税が増収になります。4点目、現役世

代の入居者が多いと見込まれ、市民税の増収につながります。5点目、普通交付税は人口を基礎とする算定項目が多いため、普通交付税の増収につながります。

以上の内容を総合的に判断しまして、事業計画の変更を承認したところでございます。

以上です。

#### ○13番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

この蒲船津の土地にシギヤマ家具さんが本社を持ってくる。非常に立地もいいですし、見た目もよかったですでしょうが、それと比較した場合に、本社移転による市のメリット、固定資産税なりなんなり含めて、それと、住民が増える可能性も高い。そういった意味では、メリットが大きいのかなというふうに思います。ただ、売却をされて、マンションが本当にこれは建つんですかね。転売して、妙なものが建たないのか、ちょっとその辺を心配するんですが、いかがですか。

#### ○財政課長（田中勝裕君）

シギヤマ家具工業がマンション建設のためにその土地を売って、果たして本当にマンションが建つのかといったことでございますけれども、シギヤマ家具工業とマンション建設業者との間では停止条件付きの売買契約が締結されております。その停止条件というのが、柳川市の承諾というものが1点です。もう一点が農地転用許可の手の部分があります。農地転用の許可はマンション建設を目的として申請なされるものでありますので、その転用の手続が進まない限りは、この売買契約、有効なものとなりません。そういったことで担保されているというふうに思います。

以上です。

#### ○13番（佐々木創主君）

分かりました。二重の抑止力といいますかね、網がかかっているんで、少し安心しました。

そういった意味で、ただ、駅の東口にマンションが次々と建設されて、最後に建った棟はなかなか埋まらないと。それで、建設業者、開発業者、オーナーが売り払って、その後、非常に事業が悪くなったという話も聞いておりますので、マンション需要を含めて、ぜひ完成の暁にはそこに入居者が満杯になることを期待するしかないんですけども、いずれにしても、柳川市にとってもメリットが大きい部分でありますから、事の推移を見守りたいと思いますし、それと、本社がまだ柳川に来ておりません。10年間ですから、まだ7年程度あるわけですから、ぜひシギヤマ家具工業さんは実行していただくものと信じておりますし、それを起点にぜひ発展をしていただきたいと思います。非常に願うものであります。そういうことで、執行部の皆さん、その辺のところをよろしく願いをしておきたいと思っております。

それでは、西鉄柳川駅の西口川下り乗船場に移りたいと思っておりますけれども、この件はこの場で何度も、全員協議会でも触れておりますので、現在、もう工事が進んでおります。その

進捗状況と完成時期、お願いします。

○建設部長（中村正光君）

それでは、私のほうから佐々木議員御質問の掘割の引込み工事の進捗状況、完成予定についてお答えをいたします。

福岡県では、ボックス工事に伴う仮設工事といたしまして、令和5年2月中旬から国道443号のかさ上げや接続する市道のかさ上げが実施され、現在はボックス設置工事に着手しており、年内の完成を目指した工事が進められる予定です。また、ボックス工事と並行して、本年度から一部石積み護岸工事にも着手され、石積み護岸工事を令和6年夏までに、その後、掘割周辺の舗装や植栽等の景観整備工事を実施し、令和7年春頃の整備完了を予定されております。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

ということは、予定どおり令和6年度末、あと2年後には完成の予定と。

それで、あそこを工事着手されてから、機械やら何やらあったんですが、最近になって勾配がついていますよね。西のほうから進んでくると、あそこに急に上がって、それで、踏切に向かって下がると。それで、多くの方々からあの勾配は、あれは特に雪のときなんかずると滑って、遮断機は下りているのに踏切内に滑っていくんじゃないかと非常に心配される声が寄せられているんですけども、あれは工事のためだと思うんですが、どうなるのか、お願いします。

○都市計画課長（目野隆広君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

現在実施されております国道443号の道路のかさ上げ部分、こちらにつきましては、ボックス工事のための仮設工事としてかさ上げされており、ボックス工事が完了した後は線路と同程度の高さまで下がるため、線路から西側へ向けては非常に緩やかな勾配ですりつく計画となっております。

また、この工事につきましては、先ほど部長答弁にありましたように、年内に完成予定となっておりますので、その後は冬時期にはかかってこないかというふうにご考えておるところでございます。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

安心しました。結構急なんでね、あれは雪んときとか凍ったとき大丈夫やろうかと、あれは佐々木さん、でけんですよという声が寄せられていたので、心配しておりました。

それと、これも市民の皆さん、多くの方から、あそこの乗船場の堀は引き込んで袋小路と、先がないと。水たまりになるから、水環境、特に、水の少ない夏季の時期に色がついて異臭

がして、その辺、大丈夫なんですかという声があるんですけども、その辺のところの対策はどうなっていますか。

○都市計画課長（目野隆広君）

お答えいたします。

引き込んだ掘割の汚濁や環境の悪化など、水環境対策につきましては、引き込んだ掘割がよどまないような流れをつくるために、二ツ川本流からポンプアップした水を最奥まで埋設管を使って送りまして、最奥であります駅前から二ツ川本流に向かってその水を押し流して入れ替え、循環させることで対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

それで、引き込んだ掘割は、構造は3面張りですか、2面張りですか。

○都市計画課長（目野隆広君）

2面張りとなっております。

○13番（佐々木創主君）

それと、増水時、水かさが非常に多いとき、私の住んでいる新外町に架かっておる城西橋、それと、弥右衛門橋あたりはかなり低いので、船頭さんが舟を飛び越えることも以前はあったと聞いておりますけれども、この引込みの443号の真下のボックス、増水時、出入りができるのか、それと、渇水時ですね、水位がないときに出入りが可能なのか、その辺の構造はどうなっていますか。

○都市計画課長（目野隆広君）

お答えいたします。

駅前に引き込んだ掘割の掘底の高さにつきましては、二ツ川本流の計画河床の高さに設定しております。また、ボックス内の高さにつきましては、川下りコースで一番高さが低い城西橋の高さから計測、算出した高さに設定してありまして、既存の川下りコースと同様に運航ができると考えておるところでございます。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

では、大丈夫ということですね。

それと、この計画の中で、この事業は柳川市、福岡県、西鉄、3者合同で掘割のまちらしい空間をつくるんだと。西鉄は何をするかという、この引き込んだ掘割、乗船場の横ににぎわい交流施設を建設しますと。まだ着手されているようには見受けませんが、あと2年後の完成、これはどうなっていますか。

○都市計画課長（目野隆広君）

お答えいたします。

西日本鉄道株式会社によるにぎわい交流施設の検討につきましては、コロナ禍の影響もありまして、内容の見直しなどに時間を要している状況ではございますが、飲食や物販、観光案内等から成る施設機能の内容や規模等を含め、検討、精査が進められている状況でございます。

また、令和元年9月の記者発表以降、完成時期の変更等の公表は行われておりませんので、現時点では当初の完成時期である令和6年度末を目標とされているものと考えております。

以上です。

#### ○13番（佐々木創主君）

この後の質問にも関係しますけどね、一番川下り乗船場の課題、これが業界、業者の皆さんの同意がないまま進められておると。令和元年12月議会でしたか、そして、令和3年6月の一般質問で、まだまだ進んでおりませんと。これは西鉄はその辺の様子を見ているんじゃないですかね。令和6年度末の完成予定と。資材高騰とかいろいろありますけれども。

それで、業界の連携、この乗船場の運用、業者の方々、それと、掘割活用の協議会ができて、いろいろ議論もされておるんですけど、その辺の進捗状況を教えてください。

#### ○観光課DMO推進室長（川原洋一君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、令和3年11月より開催してきました柳川市掘割と観光の共生のあり方検討委員会におきまして、今年2月21日に正副委員長より金子市長に提言書を提出していただきました。提言書には7つの最優先方策があり、その中に観光事業者の連携を図る機会の創出、ガイドライン等の策定・遵守がございますが、議員お尋ねの西鉄柳川駅西口の運用につきましても、各会社の連携やガイドラインなど一定のルールづくりが必要ではないかと考えております。

そこで、柳川市と観光協会では、委員会の提言に基づきまして、4月26日に第1回川下り事業者連携会議を開催したところでございます。メンバーとしましては、川下り事業者の皆さんのほか、掘割と観光の共生のあり方検討委員会の副委員長を務めていただいております柳川市行政区長代表委員協議会の中川会長や、水の会・柳川市文化協会の立花会長、また、市議会を代表して緒方議員にも参加をいただいております。

今後、西鉄柳川駅西口の乗船場につきまして、運用体制も含め、迅速かつ丁寧に議論してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○13番（佐々木創主君）

それで、4月26日に第1回業者の連絡会議と。それで、この事業が表に出た平成30年7月だったか8月頃だったと思いますけれども、業者の皆さんに説明をしたと。それから何回かされておったようですけども、この業者の連携はできるというふうになったんですかね。

**○観光課DMO推進室長（川原洋一君）**

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

4月26日に第1回川下り事業者連携会議を開催しましたが、休業中の川下り会社も含めまして、市内川下り事業者は7社ございます。そのうち、4社に出席いただいているところでございます。

今後の未来に向け、掘割を活用した観光について話し合いをする際、やはり全員で情報を共有しましてベクトルを合わせる必要があるかと考えておりますので、その点を踏まえまして、船会社全社が集まってもらえるよう調整をしながら、早急に第2回の連携会議を開催していきたいと考えております。

以上でございます。

**○13番（佐々木創主君）**

先ほどの柳川の掘割をいかに活用するか、共生委員会ですか、そこには川下り業者さんも委員に入っていたんですね。その中で、柳川の掘割の活用、この景観、いかに柳川の活性化、観光、いろんな面に歴史文化を守る、つなげていくのかと、掘割が柳川にとっていかに重要なのかというのをしっかり議論していただいた共生会議、その中で乗船場の話も出ておった。7社の川下り業者さん、そこにメンバーが入っておった。それで、具体的にこの重要な西口の川下り乗船場をどうするのか。7社あるうち4社しか来ていない。なぜですか。

**○観光課DMO推進室長（川原洋一君）**

繰り返しになるかと思いますが、議員御指摘のとおり、なかなか連携というものができていないのが現状かと思いますが。その点も踏まえまして、各社小まめに回らせていただきまして、早急に第2回の連携会議を開催したいと考えております。

以上です。

**○13番（佐々木創主君）**

川原室長、お察し申し上げます。大変ですね。あなたが一身に肩に背負うような形になっておりますけど、それだけの問題じゃないと思うんですよ。

それで、令和元年12月議会でこの案件を質問したときに、市長から、やはり業者任せにはできない、行政がイニシアチブを取ってやっていかないといけないという答弁をいただいております。市長、これは間に合うんですかね、2年後の春。

**○市長（金子健次君）**

佐々木議員が懸念されていることについての御質問にお答えしたいと思います。

令和元年12月議会、令和3年6月議会、令和4年3月議会にも佐々木議員より西鉄柳川駅西口の整備に関する質問をいただいていた。先ほど担当課も答弁しましたように、令和3年11月から8回にわたりまして掘割と観光の共生のあり方検討委員会を開催いたしまして、今年2月21日に委員長を務めていただきました九州産業大学の千副学長と中川副委員長、立

花副委員長より提言書を提出していただいたところでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして観光業全体が疲弊する中、現在、観光客は多くなっていますが、川下り業界も若い船頭さんが離職されており、回復したとは言い難い状況にあると思います。

この委員会のテーマは、掘割を活用した持続可能な観光がテーマとなっておりますが、提言の中の緊急性と重要性が高い5つの課題の中に、駅西口掘割の利活用に関する合意形成の取得も上がっております。そこで、現在、市、観光協会、川下り事業者のほか、掘割と観光の共生のあり方検討委員会の中川副委員長と立花副委員長、市議会から緒方議員にも参画いただき、川下り事業者連携会議を開催いたしております。

この西鉄柳川駅西口川下り乗船場につきましては、団体の方、家族連れの方、そして、個人旅行をされる方など様々なニーズに応えながら、定期的に舟を出していくのか、舟を貸切り舟にするのか、お客様に満足いただけるような運用体制を決めていくことが必要ではなからうかと考えております。

今後も課題解決のため、市や観光協会、川下り事業者の皆さんが一体となって早急に取り組み、あと残り1年と10か月になりました。掘割の引込み工事が完了いたします令和7年3月には川下りが運航できるように、私自身も最大限に努力をしたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○13番（佐々木創主君）

非常に業界の足並みがそろわない。当初、指摘をしておいた西鉄電車の乗車券と川下りの舟の乗船券、あと、観光施設の入場券、セットになった割引乗車券を利用して乗れる川下り会社は1社のみ。ほかの大手3社、それと、沖端の3社は利用できないと。じゃ、このドル箱をそこが離すのかと、その辺のところの課題もありますとか、いろんな話をしたと思うんですが、やはり午前中のやり取りではありませんが、絵があって、その絵を運用する、絵を実現するのに一番重要である関係者、この話でいうならば川下り業者さん、その合意形成なしに事が始まったと。よし、やりましょうということで説明で、了解もなしに始まった、これが一番最初のボタンの掛け違い。今さら言ってもしょうがないんですよね。ただ、これはやはり非常に大事なことであります。

私は駅前にこういうのを造るのは反対と、もし造りたいんならば三柱神社のあの広い広場に造って、そこまで歩いていただいて、大河ドラマ誘致に頑張っておる宗茂と閻千代の話三柱神社に参って、触れて、盛り上がって、そして、田中吉政公、そして、立花家が守り育てた掘割の舟に乗る、こういうのがいいんじゃないですかという話もしました。そこで、令和——当時はまだ平成でしたね。平成31年1月の全員協議会で、まず、業者さんに話をして、テーブルに着いてもらう必要があるんじゃないですかという話をしました。そしたら、市長



は、ああ、6年ありますから大丈夫ですとおっしゃった。だから、私は合併前の旧柳川で何十年にもわたって歴代市長が、歴代の議員が、観光関係者があの手この手で説得を試みたけれども、業界の連携ができなかった。そんな生易しいものではないですよ、そんな6年ありますからという話ではないですよと。だから、まず業者の皆さんに、この川下り乗船場を造りたいと。そして、どのように運用していくのか、テーブルに着いてください。テーブルに着こうという合意形成なしに着工はいかんでしよう、着工させちゃいかんでしようというふうに私は申し上げたら、市長は分かりましたとおっしゃいました。にもかかわらず、肅々と着工され、工事を進められ、現在に至っております。

市長は先ほど私も汗をかきたいと。言葉はどうだったか忘れましたが、頑張りたいとおっしゃった。これまでこの件に対し、市長は何か努力していただいていますかね。

#### ○市長（金子健次君）

汗をかいたかということだと思うんですけども、それぞれの業界の方については協力をお願いしたいということを言っています。業者がまとまった場所では話したことはございません。これから個々に7社、もしくは参画いただく業者の方については、これが佐々木議員が言われる6年前の話も重々私も分かっておりますし、着工いたしましたけれども、そういうことで責任も感じておりますし、それをまとめるのが私の役割かなというふうに思っておりますので、努めてあと1年6か月の間、努力をしてまいります。

以上です。

#### ○13番（佐々木創主君）

ぜひ言葉、特に、政治家の言葉というのは、やっぱりうそを言っちゃいかんです。実行してもらわんといかん。今、改めて自分も頑張りたいとおっしゃっていただいたので、ぜひお願いをしておきます。我々もですね、今さら反対と言ってもしょうがないので、11億円もの金をかける、税金を投入するこの事業ですよ。堀は掘ったわ、舟は一そうもおらん、何のための堀かんと、そういうふうにならないようにしないとしょうがないじゃないですか。我々も汗をかかざるを得ない。

それで、業者さんが合意する上でいろんな課題がありますよね。料金がばらばら、それと、この乗船場をどういうふうに公平に運用していくのか。じゃ、これが始まった、じゃ、乗船券はどこで売するのか、お客さんはどこで待機、待合室、船頭さんはどこで待機するのか。恐らく西鉄のにぎわい交流施設の中に待合所なりなんなり、それと、お土産物売場とかね、何かそういうことになるんだろうなと予想するんですけども、今の状況を先ほど言いましたが、西鉄は、果たしてこの乗船場で舟が来るのか。これが舟が来る見込みがないなら、建物だけ建てんでしょう。堀は掘りました、駅を下りたら柳川らしい景観の駅前に出れますと。けれども、お客さんがわざわざですね、そこに堀はあるけれども、何もなし。そこににぎわい交流施設、毎日、何かとてつもないイベントなんかをやっているんだったらいいですけ

ど、そんなね、柳川レベルの来客数ですから、やはり西鉄はその模様見をしているんじゃないかなというふうに私は思えて仕方がないですよ。だから、堀は掘ったわ、舟が一そうもないということは是が非でも回避しないとイケない。

それともう一つですね、舟が一そうもないという話で、船頭さんたちが誰があそこまで行くかいち、あの流れのある二ツ川に入って、あそこまで誰でん行きやせんばんち。私の耳に入ってくる大手4社、それと、この間、沖端の業者さんにも1社お聞きしましたけど、行かんですよち。ある1社の番頭さんが、船頭に行けとは言いきらんですち。

これは市長でも担当課でもいいんですけれども、この船頭さんたちの声、皆さん承知してありますか。

#### ○観光課DMO推進室長（川原洋一君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

新町水門から二ツ川に上がりましての流れの問題かと思っております。その点も含め、様々な船頭さんと会話をさせていただいているところでございます。その声を踏まえながら、先ほども申し上げましたけれども、各船会社の皆様と、そして、船頭さんとお話をしていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○13番（佐々木創主君）

川原室長ありがとうございます。よく御答弁いただきました。

それで、あの川流れを上って行って、ましてや先ほどの水環境で、二ツ川から水を引き込んで、最奥部から水を放流すると、循環させると。そうすると、あの堀に入って、また流れができるじゃないですか。そこも遡っていかんといかん。非常に大変やなと思うんですけれども、じゃ、あそこまで行くとなると、船頭さんたちの賃金体系が1回コースをこいで幾らと。そうすると、今のコースよりも500メートルから1キロメートル近く長くなる。じゃ、社長、あそこまで行かやんなら行ってやったんち、ちょっと料金上乘せしてくれんなら、きつか目してという話に当然予想もされる。じゃ、船頭さんに持っていかせるのは気の毒かけん、あの球磨川の急流下りみたいにトラックで持っていくのか。トラックまで買うて、そんなコストは業者さんがかけますかね。

じゃ、実際に業者の皆さんがテーブルに着いたとして、その辺の課題も解決しないとイケません。残り13分になりましたので、もう終わりますけれども、いずれにしても、堀は掘ったわ、船が一そうもないということだけは避けないといかんじゃないですか。やはり業界というのは、この業界、先ほど触れたように、なかなか連携が取りにくい。この間の橋越えの話で全国のワイドショーにも流れてしもうて、要らん問題も加えられて、ただ、業者の目線ではなくて、柳川にとって、柳川市の観光、観光客の皆さんがいかに喜んでもらえるのか。この乗船場ができたことによって、いかに柳川の観光がグレードアップをして、そして、よ

り柳川の観光が高まるのか。その一翼を担う川下り業者、船頭さんが本当に頑張ろうやち、それぐらいのこれを利用することによって効果があると、そして、船頭さんたち、業者さんも意識が上がる、モチベーションが上がるというところをいかにアピールするのか、これが私は大事だと思うんですよ。

聞くところによると、インバウンド、また非常に盛んになってきて、外国人観光客が来ると。そしたら、その運営会社は日本資本ではなくて外国資本がやっておると。柳川の業者が誰でんせんなら、そんなのはこんなチャンスねえということで、外国資本が手を挙げて、ああ、うちならやりますよと。だって、川下り業者は規制も何もないわけですから、川の占用料と、それと、船の安全運航の規定、その登録ができれば誰でもできる。障壁がないんですから。業界内の取決めも、行政としっかり連携をした、そういう抑止力といいますかね、基準がないんですから。そしたら、外国資本の業者が、ああ、舟が一そうもないならしよやがねえなど。なら、そこに任せますと。柳川の観光のグレードアップをする、そして、利益が上がる、その利益を外国に持っていかれる、そんなことがないようにしないといけません。そういった意味で、先ほど言ったように、柳川の観光がワンランクもツーランクも上がるように、この川下り乗船場を活用して、いかにそういうモチベーションを上げていくのか。

ぜひ市長、先ほどお約束いただいたように、市長の任期もあと2年でしょうから、有終の美を飾って——次も出られるかどうか分かりませんが、この4年間の任期を成し遂げましたというように市長が先頭になって汗をかいて、業者と直談判してでもやっていただくように。この中には、市から頼まれるならしよんなかけん、うちは行きますよという業者もいるんです。頑張ってください。（発言する者あり）答弁しますか。答弁するなら、また私も言わやんごとなつてほしい。

#### ○市長（金子健次君）

せっかく大構想を言っていただきましたので。

先般、西鉄本社の会長と、また、社長とお話をして、柳川に対しては大変期待していますと。そういうことで列車も走らせ、食堂列車も走らせましたと。あそこに交流施設も設けますということで、非常にウエートを柳川の観光に置いていただいております。そういうことで、佐々木議員が言われた分について成就できるような形を、私もあと1年と10か月でございますので、その残任期間は最大限に努力をして、佐々木議員が言われた分を、あんとき言うたけんよかったねと言われるような形の最大限の努力、それももちろん川下り業者に対しても誠心誠意を持って当たっていきたいという覚悟で決意を秘めておりますので、そのことを最後につけ加えて、それでもまだまだ佐々木議員は満足、安心できんよと言われるかもしれませんが、努力を見ていただきたいと思います。

以上です。

#### ○13番（佐々木創主君）

市長の本気、覚悟、それを示していただきたい。その決意だと、この19名の議員と、それと、ひな壇の皆さん、そして、インターネットを御覧の市民の皆さんも証人ですから、しっかり2年後を期待しております。我々も頑張ります。よろしくお願いします。

以上で終わります。

**○議長（近藤末治君）**

これをもちまして佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時 53 分 休憩

午後 2 時 3 分 再開

**○議長（近藤末治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、6番橋本憲之議員の発言を許します。

**○6番（橋本憲之君）（登壇）**

皆さんこんにちは。6番橋本憲之でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は、もっと魅力ある柳川にをメインテーマといたしまして、大きく2つの項目について質問をさせていただきたいと思っております。

1問目でございますが、今住んでいる市民、また、これから移住を考えているよそに住んでいる人が住みたいと思うようなまちづくりを目指してという内容で、2項目めでございますが、国内外の観光客が興味を持って訪れてみたいと思うようなまちづくりを目指してという内容での質問を行います。

今挙げました2つの項目に共通する平仮名のまちづくりという言葉でございますが、単に開発行為などにより市街地をつくる都市計画ということではなく、身近な居住環境を改善して、地域の魅力や活力を高めるという持続的な活動を意味しております。

この活動によりまして、SDGsの目標11の持続可能な都市づくりが実現できることと思っております。持続可能なまちづくりは、ほぼ全ての市町村が抱えます急速な高齢化、それから、人口減少、財政危機という非常に厳しい条件の下で実現しなければならない非常に難しい課題ではございますが、柳川が持つポテンシャルからすれば、決して不可能ではないと信じております。

この後の詳細な質問におきましては自席より行いますので、議長のお取り計らいをお願いいたしまして、壇上からは以上とさせていただきます。

**○6番（橋本憲之君）続**

まず、第1項めの住みたいと思うようなまちづくりを目指してという質問から行かせていただきたいと思っております。

まずは子供たちの学びの環境についての質問でございますが、予定していました小・中学校の再編計画、これの進捗状況につきましては、昨日、今日とほかの議員さんたちの質問で進捗状況も分かりましたので、割愛させていただきますけれども、この先も様々な問題が生じることとは存じますが、先ほどの教育長からの答弁がございましたように、子供ファーストで様々な問題にも、大人の都合に固執せずに、子供ファーストでの問題解決に努めていただきたいというふうに思うところでございます。

次に、制服についてなんですが、令和3年12月議会におきまして中学校の制服標準化についての質問をさせていただきました。その後の制服標準化の進捗状況、これがどうなっているのか、教えていただけますでしょうか。

#### ○学校教育首席指導官（野中裕二君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

中学校の制服で、LGBTQへの配慮や市内中学校で転校した場合の保護者負担の軽減等を図るため、デザイン等を統一した標準服を導入する自治体が増えてきております。本市におきましても、中学校の制服について標準化する方向で検討してまいりました。

昨年度より既に導入した自治体から経過などを御教示いただいております。本市では本年度中に検討委員会を立ち上げ、準備を進めてまいりたいと考えております。

導入の目標年次につきましては、令和8年度からを目指しているところです。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

前回質問時に令和4年度に標準服の検討委員会を設置するという旨の答弁をいただいております。だがしかし、今聞くところによると、いまだに検討委員会を設置されておらず、既にあの答弁から2年近く遅れているような形となっているようでございます。

そのときにもお話をさせていただきましたけれども、実はそのとき三橋中学校では、納入業者より5千円程度の値上げをお願いしたいという趣旨のお願いをされておりました。ただし、標準化の話がございましたので、2年ほど待っていただけないかということで待っていただいております。それから2年、来年は上がるというふうな話も出てきております。

この御時世で保護者の負担が増えるのは非常に忍びないと。ましてや前回の答弁どおりに委員会を設置していたならば、標準服になってロット数も増えますので、値段も抑えられていたのではないかとこのように残念でならないところでございます。財政に負担をかけずに子育て環境を改善できる取組だと思っていたんですが、積極性を感じる事が全くできません。

標準服への移行、来年度からとは言いませんが、準備ができていないからですね。来年度からとは言いませんが、せめて再来年、令和7年度から前倒しして導入することはできない

のか、これについて答弁いただけますか。

**○学校教育首席指導官（野中裕二君）**

検討委員会の立ち上げが遅れておりますことにつきましては、大変申し訳なく思っております。早急に立ち上げをいたしまして、できるだけ早急に対応ができるように努力していきたいと考えております。

以上です。

**○6番（橋本憲之君）**

ありがとうございます。

検討委員会でいろんな話をしていかないかん、時間がかかるというのが多分分かっているんだと思います。ならば、なぜ早く取りかかってもらえなかったか、これがさらに疑問しか湧かないんですが、金銭面が問題で子供の学びの環境に悪影響が出ないように、本気での取組をお願いしたいというふうに思います。

学びの環境といえば、家庭の状況もちろんなんですが、先生方がどのような状況で子供に接するかというのもこれまた大きなポイントではないかというふうに思うんですが、先生方がフィジカル的、身体的に、あるいは精神的に病んでいる状態で子供に接する、このことは一つもいいことがないんじゃないかなというふうに思います。

学校現場において、現在、病欠職員の数、その原因がどうなっているのか、教えていただけますか。

**○学校教育首席指導官（野中裕二君）**

病欠の職員についてのお尋ねですが、現在のところ病気休暇及び病気休職を合わせて3人となっております。

休暇の理由につきましては、精神・神経系統の疾患のためとなっております。

以上です。

**○6番（橋本憲之君）**

体の病気じゃなくて、精神疾患、神経系統の疾患で3名の方が病欠されているとのことで大変忍びないんですが、何が原因なのか、その疾病の原因がなぜなのかというのはあえてここでは聞きませんけれども、最近、我々議員にしてもしかり、先日は千葉県の上野村でしたか、議長さんが大分パワハラでやらかしていらっしゃったみたいですが、様々な職場において多種多様なハラスメント、これが存在することがメディア等で取り上げられています。事、学校現場でのハラスメントに関しましては、先ほども申しましたように、子供たちの学びの環境に直結する問題であって、絶対にあってはならない問題だというふうに私は思います。

そこで、職員同士や保護者から職員へだったり、あるいは職員から保護者へ、またその逆、そのようなハラスメント、こういうのがいろいろ考えられるんですが、そういう報告が委員会にはあっているのかどうか、これをお聞かせいただけますか。

### ○学校教育首席指導官（野中裕二君）

教育委員会で設置することになっております教職員ハラスメント防止委員会への申出はあっておりません。

以上です。

### ○6番（橋本憲之君）

現在は申出はあっていないとのことですが、先ほど3名という方は、じゃ、それには当てはまらないで、また何らかの理由で疾病をされているということでしょうか、上司からのパワハラなどになると、なかなかいろんな委員会等を設置されても、そこに申し出ることにはなかなか難しく、パワハラ報告というのを申し出るとは、上司からだったら難しいのかなというふうに思います。これまで結果的に退職という手段も選ばれた方がいるんじゃないかなというふうに思います。

そういう人が今後出ないように、職員の数も大分採用数もきつところをいっていらっしゃるといふ報告も受けておりますので、そういう人が今後出ないようにするにはどう考えてあるのか。着任以来、最初の定例会でございますので、教育長、その辺の思いをお聞かせいただけたらというふうに思います。

### ○教育長（橋本秀博君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

ハラスメント撲滅についての私の思いということでございますが、本市教育に関します私の思いとか考えを学校教育管理職、学校管理職と共有するために、年度初めの第1回校長会におきまして以下3つの点を伝えました。1点目は、活力ある学校づくり、2点目は、学校組織としての危機管理能力の醸成と強化、3点目は、熱意、誠意、創意、そして敬意、この4意ある学校経営、この3つを伝えた次第でございます。その後、ハラスメントを含みます不祥事防止対策として、管理職自らがハラスメントに対する正しい知識を持ち、ハラスメント事案を起こさないよう自覚を促すとともに、教職員が職務に専念できる良好で明るく働きがいのある風通しのよい職場環境づくりにつきまして、校長同士が論議し合う機会を設けた次第でございます。

一人一人の教職員が知識と意識を結びつけ、行動に移すことができるように、今後もこうした取組を機会あるごとに続けていくとともに、各学校における研修の機会を捉えまして、適宜学校を支援してまいりたいと考えております。

現在、学校は若年層の占める割合が非常に高くなってきており、厳しい指導というよりも、温かく育てるマネジメントが求められております。ハラスメントや不祥事で教職員を失うことは何としても避けなければなりません。

私はこの柳川市全小・中学校の教育環境が全ての児童・生徒、教職員にとりましてよりよいものとなりますよう、鋭意努力してまいる次第でございます。議員におかれましても、ぜ

ひ御協力をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

#### ○6番（橋本憲之君）

教育長ありがとうございます。やはり環境が変わってきて、子供に対する当たり方と同様、やはり部下あたりにも接し方が変わってくるのかなど。その辺は臨機応変に対応していただいて、教育長からの指導もしっかりとよろしくお願いたしたいというふうに思います。特に、先ほども申しましたけれども、管理職の職員による部下に対するハラスメント、これはこういう事案が起きることがないように徹底をお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

2022年の人口動態統計によると、出生数は初めて80万人台を割り込んで、また、合計特殊出生率も過去最低の1.26となったと聞いております。また、15歳未満の人口割合が1950年には35.4%ございましたが、2023年では3分の1以下の11.5%となるそうです。

出生数を増やして、生産年齢人口、これを維持することが第一命題となっておられると思うんですが、柳川市として、子供の出生数を増やすための取組、これについて考え方を教えてください。

#### ○企画課長（古賀順一郎君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

柳川市といたしましても、国や県と一体となって少子化対策に取り組み、国や県では手の届かないような小さなニーズに対しても、解決に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えております。

子供の出生数を増やす目標といたしましては、現在策定しております第2次柳川市総合計画では、令和6年度を目標年次といたしまして、出生数は422人を目標値としております。しかしながら、令和4年度の出生数は339人となっており、少子化の進行が懸念されます。柳川市に住む若者が子育てに希望を持って生活していけるよう、子育てに係る経済的な負担を軽減することはもちろん、男女の出会い、そして、妊娠から出産、子育てにわたるまで、切れ目のない支援体制を整えていくことが重要だと考えております。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

今聞きましたら、目標が442人で、実際には令和4年度ベースで339人ということで、市の目標とするものの約8割ぐらいまでしか届いていないということに少々愕然としたんですが、コロナの影響もあるんですかね。そういうところかと思うんですが、今年4月からは国におきましては、こども家庭庁が設立されて、政府においては先日、異次元の少子化対策の中身が正式に決定されたという報道もございました。柳川市においても、もっと安心して産み、



そして、育てることができるように、月並みではありますが、大胆な施策が必要だというふうに考えます。

出生数改善のための本市独自の取組、これはどうなっているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

**○企画課長（古賀順一郎君）**

お答えいたします。

議員がおっしゃいますように、国も今年度4月にこども家庭庁を設置いたしまして、様々な政策に取り組んでいく方針でございます。子供の出生数が増えない要因といたしましては、未婚化、晩婚化も一つの要因ではないかと考えております。企画課といたしましては、出会い応援イベントを実施することで出会いの場を提供し、結婚についての意識が高まるようサポートしていきたいと考えております。

令和4年度は、コロナ禍ではありましたが、出会い応援事業として、オンラインや対面での婚活イベントを開催しております。男女合計で64人が参加し、14組がマッチングしております。引き続き、令和5年度も対面での婚活イベントを中心に取り組み、出会い、結婚につながるようサポートしていきたいと考えております。

以上です。

**○子育て支援課長（小池由希君）**

子育て支援課では、妊産婦の出産や育児に対する不安を軽減すること、次の世代を担う子供たちの健やかな育ちを支えることに重点を置いた少子化対策としての事業を実施しております。

まず、経済的支援策として、今年度からやながわ子ども・子育て応援金を市独自で創設いたしました。50千円を支給する出産時応援金、30千円を支給する小学校・中学校入学時応援金ともに、対象者の方からの申請書を受け付け、既に給付を始めております。

そのほか、地域子育て支援拠点「このゆびとまれ」において、子育て中の保護者から発せられたニーズをスピーディーに事業に取り入れるなど、課を挙げて親子に寄り添った幅広い支援のために事業を実施しています。

先ほど議員がおっしゃいましたように、こども家庭庁が発足し、子育て支援策へ新たな予算が投じられております。本市におきましても、国や県の施策にのっとり、子育て世代が安心して子供を産み育てていけるよう支援していきたいと考えております。

以上です。

**○6番（橋本憲之君）**

ありがとうございます。

先ほどのハラスメントの質問じゃないんですが、まだ結婚しとらんとね、早うせんねと、こんなことを職場で口にすると、これもまたハラスメントじゃないかと言われかねないんで

すが、昔はいらっしゃいましたね、近所のおじちゃん、おばちゃん、おせっかい役のおじちゃん、おばちゃん。言葉に少々気をつけながら、そういうおせっかいを焼いていただく地元の人が、年長者、これが必要なというふうにも少し思います。

それから、婚活事業をされていますけれども、64組から14組が成立されたと。委員会等でもよく質問がありますね、この後どうなったか、この辺が、やったばかりじゃなくて、その辺のその後の追跡もしっかりとやっていただきたいなというふうに感じるところです。

そして、やはり何といっても安心して子供を産んで育てることができる環境づくりなんですすが、今答弁ございましたように、いろんな市独自の取組を市としてもされておって、昨今からは大型遊具を備えたむつごろうランドも再整備をされたことで、子育てをする環境というのかなり向上してきているのだなというふうに思います。もっとこういったところ、独自の施策だったり、遊ぶところがありますよだったりというのはばんばんと外に広げて行って、売り込んでいったほうがいいんじゃないかなというふうに思うところでございます。

そして、これは補足になるんですが、不妊治療に関しても、子供を持ちたいという気持ちを持ったカップルには最後までしっかりと寄り添っていただいて、できる限りの支援を引き続きお願いしたいなというふうに思っております。

次に、市民の生活環境の向上、健康維持について質問いたします。

5月に入りまして麦ごんのうが始まりました。例年ですけれども、この時期になりますと、市民の皆さんからいろんな御意見をいただきます。麦わらを燃やされたときの煙ですね。洗濯物に臭いがつくとか、これはまだいいほうなんですけど、呼吸系の疾患を持ってある方は命も脅かすぐらいの問題になっているというふうに伺っております。

今期の麦わらの焼却状況、これと、市に寄せられている苦情の状況、これについて教えてください。

#### ○農政課長（木原隆文君）

今期の麦わら焼却の状況と苦情等の状況についてお答えいたします。

麦の収穫は早いところで5月10日頃から始まっておりますが、次第に麦わらの焼却が見受けられ、5月29日頃をピークに6月7日頃まで行われておりました。

また、今期の麦わらが焼却された圃場の面積は把握できておりませんが、令和4年度実績では、麦の作付面積2,959ヘクタールのうち、麦わら有効活用、麦わらのすき込みの取組実績が990ヘクタールとなっており、33%の圃場ではすき込みが行われていますが、逆に67%の圃場で麦わら焼却があったものと考えられます。

今期の市への苦情は、農政課、生活環境課、消防本部を合わせて5件あっており、また、JA柳川にも1件の苦情が寄せられております。

苦情の内容は、野焼きで暑くても窓を開けられない、洗濯物を外干しできない、朝も昼も焼いているので一日中何もできない、視界が悪い、臭いがひどい、健康被害という内容が寄

せられております。

以上でございます。

**○6番（橋本憲之君）**

ありがとうございます。

意外と苦情が少なかったというのが驚きなんです、その点、やっぱり柳川の市民の皆さんがそれだけ忍耐強いのかなと思うところと、それとも、言っても無駄だと思っていられるのか不明なんです、野焼き自体は廃棄物処理法で禁止はされておりますけれども、農業、林業、漁業、これを営むためにはやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却、これは廃棄物処理法施行令で例外的に認められているとお聞きしております。

すき込みをすればもちろん地力も上がり、また、10アール当たり1千円の支援金ですか、助成金が出るということなんです、それでもなお、やはりこの麦わらの焼却が減らない理由、それと、それに手をこまねいているわけじゃないと思いますので、今後の市としての対策、これについてお聞かせください。

**○農政課長（木原隆文君）**

まず、麦わら焼却が減らない理由としまして、麦わらを家畜の餌や敷きわらとして用いる場合、稲わらに比べて牛が好まないと言われており、麦わらの需要が少ないということ、それから、水稲作付のときに懸念をされるわらの腐敗によるガスの発生やわらくずの浮き上がりがあつたりするため、水管理に手間を要し広く普及していないこと、それから、麦の収穫から6月下旬の水稲の田植えまでの期間が短いことなどがあり、やむを得ず麦わらを焼却している農家が多く見られています。

農家の皆さんの多くは周囲に配慮をしながら作業をされているものと思いますが、麦わら焼却の煙によって多くの方が不快な思いをされているという事実は重く受け止めなければならぬと感じております。

また、市、県、JAや農業関係団体で構成する柳川市農業再生協議会や柳川市農業振興活性化会議においても、委員の中から野焼きを減らし有効活用する取組の強化を求める意見が寄せられております。

今後の対策としましては、わらは焼かず敷きわらや畜産の餌としての活用や、すき込むことで有機肥料として活用するよう、引き続き農家の皆さんへ周知と指導を徹底し、わらの野焼きを減少させている佐賀県の例を参考にしながら取組の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○6番（橋本憲之君）**

ありがとうございました。特に、やっぱり麦の頃は牧場の方とかが収集されているのはあんまり見ないですね。それだけ麦が厄介だということが分かりました。

農業は私たちの食を支えていただいております、国の礎とも言える産業であり、さらに、文化なので、もちろん守っていかなくてはなりませんけれども、事、この野焼きに関しましては、市長も目標として明言されておりますが、カーボンニュートラルを目指すという観点からも少し乖離しており、ぜひとも早いうちにやめていただくべきではないかなというふうに思います。担当の職員、大変でしょうが、農業従事者の方に十分に理解いただいて、協力してもらおうよう、なお一層の取組をよろしく願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

続きましては、頑張っている市民の皆さんをしっかりとサポートしたいとの思いで質問させていただきます。

スポーツ、それから、文化活動の支援である全国大会出場補助金の支出状況、これについてどうなっているか、お聞かせください。

#### ○生涯学習課長（野田 学君）

橋本議員の質問にお答えさせていただきます。

市では、スポーツで全国規模の大会に出場する柳川市の居住者を対象に、全国大会出場スポーツ関係激励費交付要綱に基づき、個人で10千円、団体で100千円を上限に補助金を交付しております。

令和4年度の支出状況でございますが、予算額900千円のうち、個人43名と3団体に対して合計690千円の補助金を支出しています。

また、文化活動での全国大会出場者にも、スポーツと同様に、全国大会出場文化関係激励費交付要綱に基づき、個人で10千円、団体で100千円を上限に補助金を交付しております。

令和4年度の支出状況ですが、予算額100千円のうち、個人で2名、1団体に対しまして合計50千円の補助金を支出しています。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

これは予算の執行残があるという状況ならばというわけではございませんけれども、スポーツにしる、文化活動にしる、子供も大人もそうなんです、やはり自分のスキルを磨いて努力をされて全国大会に出場されているというふうに思います。また、それで柳川市の名前を売っていただくいい機会にもつながっているのかなというふうにも感じるところでございますが、先ほども話しましたが、この物価が高騰している時期でございます。例えば、子供が全国大会、仮に東京まで行くとしまして、遠征となりますと相当な金額が必要となります。個人競技だと保護者が帯同しなくちゃいけないということもあるかもしれません。もちろん保護者自身も協賛金を自ら募ったり物販をしたり、いろんな努力をされておるとは思いますが、ここでは特に、今話しましたように、子供たちの活動を支える保護者が何とか負担も増やさずにですね、負担が今増大していますので、何とか1人当たりの補助金を増額でき

ないのかなということを検討できないかなという質問をさせていただきたいと思います。

#### ○生涯学習課長（野田 学君）

橋本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員先ほどから御指摘のとおり、昨今の物価上昇と新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う観光需要の増加などにより、宿泊費など全ての費用が上昇しているということは把握をしておるところでございます。

本市で現在実施している個人10千円、団体100千円の支援が他自治体と比べて実際どのような水準にあるのか、また、補助金以外の支援など、先進的な取組が実際ないのか、他自治体の事例も踏まえ、調査研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

何を言いたいかというところ、スポーツの支援金の予算でいくと900千円、これは安過ぎないかなというところがございます、実は。先ほど高田議員の質問にもございましたけれども、やっぱり経済的な事情で、特に、子供の活動を制限せざるを得ないというような状況に陥らないように、市はもう少し、やはり320億円、330億円の予算がある中で、子供の支援に、この分野に関して900千円というのは少し安過ぎるんじゃないかなというふうに思うところがございます。これはまた柳川市の特色として、おっ、すごいな、柳川はと。こんなに補助金を出して子供たちの育成をしているんだというふうなアピールをする意味でも、そんなに変わらない、3倍しても2,700千円ぐらいなのでどうかなというふうに前向きに御検討いただきたいというふうに再度お願いして、次の質問に移らせていただきます。

次は健康維持に関する質問でございます。

昨年9月議会での一般質問で、2年に1回の乳がん検診を毎年受診できるような機会を設ける必要があるのではないかとこの質問を行いました。担当課からは体制を整えていくというふうな趣旨の答弁をいただいたというふうに思います。実際どうなったのか、前回の質問からこのがん検診に関しましてどのように変わったのかということをお聞かせください。

#### ○健康づくり課長（横山久美君）

橋本議員の御質問にお答えします。

前回の御質問から変更した点は、乳がん検診について2点ございます。

1点目は、個別検診、いわゆる医療機関での実施でございます。乳がん検診はこれまで集団検診のみで実施してまいりましたが、今年度からマンモグラフィー検査の設備を持つ柳川病院の協力を得て、院内で実施することが可能となりました。

2点目は、受診機会についての変更でございます。

乳がん検診につきましては2年に1度受診できますが、年度ごとの受診者数に偏りが出ないよう、誕生月によって、偶数月は今年度、奇数月は来年度というように受診できる年度を

分けています。しかし、昨年9月議会で御指摘をいただきましたように、対象年度に受けられなかった方への対応といたしまして、事前に申請していただくことで、翌年度の集団検診会場で受けることができるよう、本年度から救済措置を取ることにいたしました。

以上です。

**○6番（橋本憲之君）**

ありがとうございます。

少しは向上したということで、乳がん検診においては、今年度から集団検診のみじゃなく個別検診を柳川病院でされるようになった。また、該当年度に受診を逃した人への救済措置、これが取られるようになったということで大変喜ばしいんですが、2年に1度しかがん検診を公費で受診できないということ自体は変わっていないようでございます。前回の質問でございましたけれども、国の指針で2年に1度というのを推奨されていると、うたってあるということだったので、これに準じて変わっていないのかなというふうな感じなんです。子育て世代の30代後半から60代前半の罹患者が乳がんに関しては多いということを知っています。そういう点からも、毎年受診をしたいと思う市民の方が一定数おられるんじゃないかなというふうに思います。私も数人耳にしますので、その方々が自己負担を理由に、自分で自己負担をして七、八千円だったり幾らかですかね、理由に受診をためらうようなことがないように、人口が増えている筑後市だったり八女市さん、ここは毎年受診をやっていると思いますので、ぜひとも毎年公費による受診ができるような制度へ転換をよろしくお願いいたします。もうこれは答弁は不要でございます。お願いいたしまして、次は高齢者の健康維持についての質問をさせていただきたいというふうに思います。

以前も質問させていただいたんですが、健康な状態と、それから、介護を必要とする要介護という状態の中間に位置しますフレイル、心的機能や認知機能の低下が見られる状態、これを表すフレイルなんです。適切な治療だったり予防活動、これを行うことで予防し、要介護状態に進まずに済んで、健康寿命を延ばすことができる可能性があると言われております。

前回質問した後にコロナ禍となりまして、特に、参加者同士が接触する可能性がある運動系の取組、これはやめられたのか、制限されたんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺の実情を聞かせていただけますでしょうか。

**○福祉課長（内田 猛君）**

議員の御質問にお答えいたします。

コロナ禍前と後につきましては、高齢者の介護予防対策につきましては、令和元年度から開始いたしましたケアランポリン事業を除いて事業内容は同じでございます。コロナの制限が緩和されましたことで、利用者、参加者につきましては徐々に戻りつつございます。

以上でございます。

**○6番（橋本憲之君）**

意外にほとんどの事業は継続して行われているとのことで、正直ちょっとびっくりしたんですが、健康寿命を延ばすことがもちろん医療費の削減にもつながりますし、ひいては健康保険事業の安定経営にとっても大切だというふうに思うんですが、今後、フレイル予防をどう考えられて、どのように実践されていくのか、これについて考え方をちょっと教えてください。

#### ○福祉課長（内田 猛君）

平均寿命が延びる中で、心と体の健康寿命の延伸は、市民の幸福感に大きな影響を与えると考えております。

身体機能の維持向上を図る元気クラブや元気サークルなどの介護予防教室をはじめ、地域サロンや地域デイサービスなどの地域の場づくりなどの事業を実施、支援をすることで、フレイル予防や高齢者の閉じ籠もりを防ぐことが健康寿命の延伸に寄与するものと考えております。

コロナの制限が緩和されましたが、これからも感染対策を考えながら参加者を増やす取組を行い、介護予防教室などの事業を継続して、住み慣れた地域でいつまでも心豊かに暮らすことができる取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

以前、佐々木議員の質問にあったと思います。ケアトランポリン教室など人気のある取組、これはやっぱり人気があってやめてほしくないというふうな声があっていましたね、質問で。こんなものは積極的にこ入れをしていただいて、ぜひとも笑顔あふれる健康的なお年寄りが増えるようによろしく願いをいたしまして、次の2項目の質問に移らせていただきます。

次は訪れてみたいと思うようなまちづくりを目指しての質問でございます。

これもさっきから佐々木議員が質問されておりましたので、よく理解しておりますが、柳川駅前エリアについては、私もほぼ毎日現地を通過しております。県発注の工事が着々と進んでいることがうかがえまして、再来年には完了するというので、それを利活用するという面を充実させることがこれからは重要となってくるんじゃないかなというふうに思います。もちろん、先ほども話があったございましたけれども、川下り会社の相互乗り入れの問題も、これも解決が急がれる問題ではございますけれども、掘割引込み周辺の駅前エリア全体で市民や観光客を受け入れるためのソフト面、それから、ハード面での再整備が必要不可欠じゃないかなというふうに思っております。

まずはソフト面でございますが、現在、定期的に駅前広場、今整備されております西口の駅前広場等を利活用されている西鉄通り商店会さん、こちらが既に市の関係部署の協力の下、今後のビジョンを作成されたと聞きました。その後、そのビジョンを具現化されたのかどう

か、どうなっているのか、お聞かせください。

**○商工・ブランド振興課長（松尾 強君）**

橋本議員の御質問にお答えします。

西鉄通り商店会が令和3年度から進めております西鉄柳川駅周辺商業エリアの活性化推進事業につきましては、西鉄柳川駅の周辺整備の完了後における商店街への観光客の増加や人の流れの変化に対応するとともに、地域のにぎわい創出並びに地域経済及びコミュニティの活性化を一体的に推進するために実施されるものでございます。

活動内容といたしましては、商店会PRのためのロゴ、キャラクターの作成や、IT化の進展に対応するDXに向けた取組、地元ファミリー層向け新商品・サービスPR事業に取り組むとされているところです。

この事業の進捗状況でございますが、令和4年度において、福岡県の補助事業を活用し、商店会PRのためのロゴマークの作成、DXの取組としてLINE公式アカウントを活用した店舗紹介、クーポン発行、イベントの周知、地元ファミリー層向け事業として、駅前オアシススタンプラリー2023が実施されているところでございます。

以上です。

**○6番（橋本憲之君）**

ありがとうございます。

少しずつビジョンを具現化されているということなんですが、なかなか実感として盛り上がりにかけているかなというのを思うところでございます。掘割の引込みが完成が近まってきたこともございまして、地域活性化につなげるためにも、市として助言とかサポート、これをもっとやっていくことが必要じゃないかなというふうに感じますが、この辺について市として協働で取り組む考えがあるのかどうか、この辺をお聞かせ願えますでしょうか。

**○商工・ブランド振興課長（松尾 強君）**

議員の御質問にお答えします。

西鉄通り商店会に対する本市のサポートでございますが、商店街活性化対策事業や未来のために頑張る商店街応援事業による支援により商店会事業を後押しするとともに、国や県、柳川市商工会と連携しながら西鉄通り商店会の活動をサポートしてまいります。

また、今年度は、掘割の引込みや飲食、物販、観光案内等を含むにぎわい交流館などを整備する西鉄柳川駅周辺整備の完成を見据え、6月25日に西鉄柳川駅東口広場において駅前マルシェの開催を予定し、準備を進めているところでございます。

この事業では、旅行者が観光スポットだけでなく、市内商店街などを回遊していただくなど、本市に満足していただけるような駅の活用方法を創出するとともに、情報発信の場、市民と観光客の交流の場を目指し、市内農家が生産する野菜や果物の販売、チャレンジショップの出店などを、西鉄通り商店会をはじめ、柳川市商工会などと協力しながら実施すること



としております。

本市といたしましては、この事業が西鉄通り商店街への集客につながる事業にしていくとともに、観光客はもちろんのこと、市民や生産者、関係事業者がつながり、地域経済の好循環を生み出す足がかりとなるよう取り組んでいきたいと考えているところです。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

柳川駅前、これは市の玄関口でございます。万が一にもこの事業、こけることがないように、しっかりとサポートのほうをよろしくお願いいたしたいと思っております。

今まではソフト面だったんですが、次は周辺のハード面での再整備についてお尋ねします。

今でございます駐在所から208号までの道路、1本裏の道路ですね、私たちの間では勝手に通称きらめき通りというふうに呼んでいるんでございますが、この通りも整備がされますと人通りが多くなると予想されます。引込みが終わるとですね。しかしながら、この道、昼間通りますと、ところどころに道路補修の跡があったり、悪臭がする場所もございます。前回の質問でさせていただきましたけれども、周辺が整備が進みますね。無電柱化もなります。堀の引込みもございます。この周辺の整備が進んだら、そのままだったら、この通りは少し残念な通りになるんじゃないかなと。特に昼間、見えるときはなるんじゃないかなという印象と可能性を感じます。

この通りの改修整備計画、これが今あるのかどうかと併せて、現在、路上迷惑駐車の問題も悪い印象を持たれている一つの要因となっていると聞いております。また、市と警察とで今のところ協議をされているとも聞きましたが、その進捗状況も併せてお聞かせください。

#### ○建設課長（古賀洋二郎君）

橋本議員の御質問にお答えします。

議員お尋ねの場所は、西鉄柳川駅前交番西側から国道208号を結ぶ市道小坪佐屋ノ前線が通称きらめき通りと呼ばれております。

この通称きらめき通りの改修整備計画はとの御質問でございますが、今のところ具体的な改修整備計画はございませんが、現在、西鉄柳川駅西側の整備が進んでいることから、まちの景観を整えるとともに、地域の活性化を進めるためには改修が必要であると考えております。

そこで、今後は地元商店会等と協力して、改修についての検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、きらめき通りの駐車禁止措置等の御質問でございますが、きらめき通りの駐車禁止措置等の対策進捗状況については、現在、きらめき通りには路上駐車対策として車止めを設置しております。この車止めは破損等により一部を撤去している箇所があり、そこに路上駐車常習化し、歩行者や緊急車両の通行に支障を来しております。

これまでも柳川警察署と協議を進めてまいりましたが、道路に外側線が設置されていないため、警察では路上駐車取締りができない状況にあります。このため、外側線の設置等による路上駐車対策について、今年5月に柳川商工会及び西鉄通り商店会の意見や要望を取りまとめて、柳川警察署と協議を進めております。

引き続き警察と協議を行い、早急に課題解決を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。やはりしっかりと計画を立てていただいて、悪い印象を与えないような通りにしていただきたいなというふうに思います。来ていただいた観光客もがっかりされては困りますので、よろしく願いしたいと思います。

そして、この通りが印象が変わりますと、例えば、今は夜しか開いていないあの通りなんですけど、雰囲気が変わることで、例えば、昼開けることができる飲食店だったり、お土産店の誘致、この辺も少し出てくるのではないかなというふうに思います。それで、人の流れが、また人流が変わる可能性もございますので、どうぞ御検討のほうをよろしく願いしたいなというふうに思うところでございます。

それでは、次の質問に移ります。

最後でございますが、本市における今後の観光ビジョンについてお聞きしたいと思います。

今議会の一般質問においても話が出ておりましたアフターコロナの観光についてでございますが、今、市としても取り組んではございますが、いかに質の高い体験をさせ、周遊型観光から着地型観光へと観光をベースにした滞在型の観光へもっと力を注いで提案していくことができるかにかかっているんじゃないかなというふうに思います。

今後、観光客の数的推移はある程度指標としては必要かもしれないんですが、その数に一喜一憂することなく、柳川が持っているポテンシャルを十分に発揮できるよう事業を進めてもらいたいんですが、今後の観光課としての基本的な取組、それから、考え方について教えてください。

#### ○観光課長（山田秀太君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、本市で2019年に策定しました第2次観光振興計画におきまして、先ほど御紹介いただきましたとおり、量的な観光から、滞在型、質の高い観光への転換を目指すこととしております。これは市民の皆様の豊かな暮らしに根差した観光まちづくりによりまして、新たな価値を創造しようとするものでございます。住んでいる人が楽しく暮らせるまち、国内外の観光客の皆様が何度も訪れたいまち、お客様をおもてなしする市民の気持ちを感じられるまちの実現に向けて取り組む方針を示しました、まさしく住んでよし、訪れてよしのまちづくりを目指すものでございます。

今後の観光ビジョンについての取組についてでございますが、まずは市民の皆様は観光を活用した経済効果を実感していただきますとともに、市民の皆様の郷土愛の醸成に結びつけるということが大切ではなかろうかと考えております。具体的には、人口減少や少子化、高齢化によりまして、構造的に地域内の消費が縮小する中におきまして、観光による外貨の獲得によって柳川の消費を増やす、市民の皆様の所得を増やす、そして、雇用を生み出して税収を高める、そして、それを次の世代に再投資するといったプラスのスパイラルを確立していくことであると考えておるところでございます。

もう一点が、地域内での循環型経済への貢献でございます。例えば、一例で申し上げますと、宿泊施設では地元の野菜や果物、有明海の魚介類、地元のお酒、みそ、しょうゆなどをお客様に提供されております。また、シーツやガウンのクリーニングや施設の清掃など、多岐にわたるサービスがございます。これら第1次産業や第2次産業、第3次産業の皆様と密接に結びつきました裾野が広く経済波及効果の高い産業であるということでございます。

一方、コロナによりまして旅行スタイルの潮流や旅行需要が変化しております。また、人材不足や労働生産性を高める必要など、課題が顕在化しております。このような中におきまして、国においては今年3月に閣議決定された観光立国推進基本計画、九州におきましては九州地方知事会と経済界で組織されます九州地域戦略会議の観光戦略、福岡県におきましては観光振興指針など、各方面で策定の動きが顕著になっております。こういった点も踏まえて、今後の本市の観光ビジョンにつきましては、今年度、仮称ではございますが、ポストコロナ指針を策定する準備を進めております。

策定に当たりましては、学識経験者、九州運輸局、九州、福岡の第一人者の皆様に参画していただく予定でございます。この指針につきましては、現在の計画をベースに、時代の潮流とニーズをきちんとつかみながら、持続可能な観光まちづくりの実現に向けて、例えば、先ほどおっしゃいました消費額の拡大でございますとか、リピーターを重視していったり、インバウンドの回復、国内観光の拡大、こういったものを目指してまいりたいと考えております。これらを踏まえて、本市の観光施策の普遍のテーマでございます住んでよし、訪れてよしのまちづくりに寄与するものに仕上げたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○6番（橋本憲之君）

先日、テレビで外国人観光客の行ってよかった都道府県ランキングをまとめた番組が放映されておりました。福岡県は残念ながら12位というふうな意外と残念な結果だったんですが、その中で人気の理由が、昨日の荒巻議員がおっしゃっていましたのにつながるんですが、いわゆるB級グルメの充実と、自国では味わえない体験がいかにかにできるかというのが重要なところございました。

そこで、メジャーな観光地では味わえない体験をさせる柳川の着地型観光への思い、これについて市長から大丈夫ですか、お願いいたします。

**○市長（金子健次君）**

橋本議員のまとめたことについての質問に最後にお答えしたいと思います。

もちろん佐々木議員から言われた分の川下りの引込み関係についての船頭さんの問題を含めて、決意を新たにしたいと思います。

議員御承知のとおり、着地型観光、水郷柳川ゆるり旅は、柳川初めてのチャレンジ事業として平成25年にスタートいたしました。この春で10周年を迎えることができたところです。ゆるり旅はこれまで春と秋を中心に25回実施し、柳川ならではの地域資源を生かして、市民の皆様自らが実施者となり、温かいおもてなしで喜んでいただき、柳川に行ってもよかった、また柳川に行ってみたくて言っていたような気持ちを込めて取り組んでいるまちづくりの事業であります。

着地型観光への思いということですが、ゆるり旅は柳川ならではの地域資源を活用し、点を線に、そして、面に展開することで滞在力を強め、地域の消費を増やすこと、この取組を通してお客様の満足度を高め、柳川ファン、リピーターを増やすことなどを目指した事業でもございます。そして何より、ゆるり旅をきっかけに観光客と市民の皆様の距離を近づけ、交流の輪が広がるとともに、市民の皆様が暮らしやすい柳川を実感し、次の世代を担う子供たちが柳川を誇りに思う取組ができるように、柳川らしさにこだわり、住んでよし、訪れてよしのまちづくりに寄与する事業として、なお一層成長することを期待しているところでもございます。そういった面からも、来春、福岡県が25年ぶりに選ばれた日本最大級の観光キャンペーン、福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けた柳川の体験プログラムの集約事業につきまして、私としても注目しているところでもございます。

結びになりますけれども、これまで着地型観光、水郷柳川ゆるり旅の立ち上げから携わっていただいた九州産業大学の千副学長をはじめ、コーディネーターの皆様、そして、実施者として関わっていただいた市民の皆様、参加していただいた皆様をはじめ、全ての皆様にお礼と、そしてまた、先ほど出ました佐々木議員の質問等についての川下りの引込み問題の業者の問題を含めて、最大努力をしてまいりたいというふうに決意を新たにいたしました。

以上です。

**○議長（近藤末治君）**

橋本議員、残り時間が少ないので、取りまとめてください。

**○6番（橋本憲之君）**

ありがとうございました。

もっと多くの子供たちを含む市民や観光客の方にもっと柳川の魅力を体験していただき

いと私も思います。今回質問させていただいたいずれの項目も、今後の人口減少対策として、市民が暮らしやすい柳川づくりのため、また、来柳者には魅力ある柳川を感じていただき、リピーターになってもらうためには大変重要なことだと確信しております。冒頭でお話ししましたまちづくりという言葉は、身近な居住環境を改善して、地域の魅力や活力を高める、これをキーワードに、皆さんに協力をいただきながら頑張っていきたいと思います。そして、市民も観光客もがっかりさせないような施策、それから、取組をよろしく願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近藤末治君）

これをもちまして橋本憲之議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時 3 分 休憩

午後 3 時 13 分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、17 番緒方寿光議員の発言を許します。

○17 番（緒方寿光君）（登壇）

緒方寿光です。早速、一般質問に入らせていただきます。議長の発言許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は大きく 3 点であります。

まず 1 点目は、今後、人口急減がさらに進み、そして、財政もさらに厳しくなると考えられる中において、金子市長の自主財源を確保する政策並びに施策、そして、行財政改革を進められたその成果、この実績についてお聞きをしたいと思います。

2 点目の質問は、先ほど質問があってりましたが、駅西口の整備計画についての質問であります。

特に、運用においていまだに合意形成がない中において、今後、行政としてどのような方向性を示し、そして、具体的な課題を解決していくのか、このことについて改めて、重複する点もあるかもしれませんが、質問をさせていただきます。

3 点目は、オスプレイの佐賀空港への配備計画について本市の対応についてお聞きします。

特に、駐屯地の整備が着工された中におきまして、今この柳川は、いまだに柳川市民の安心・安全の担保を具体的に取付けることができず、そして、柳川市の地域振興策もいまだに示されておられません。

そこで、これまでの市長の対応の在り方、そして、今後の方針について質問をさせていただきます。

壇上からの質問は以上でございますが、この後は自席より一問一答で質問をさせていただ

きます。議長の取り計らいを何とぞよろしく願いますとともに、執行部の皆さんの簡潔明瞭な答弁を求めます。多少質問項目の順位が変更になる可能性もありますが、御容赦いただきたいと思います。

壇上からの質問は以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）続

まず初めに、オスプレイの佐賀空港への配備計画につきまして質問をさせていただきます。

私自身は今回のオスプレイ等の整備計画については国防の観点から理解はできますが、まずは最優先として柳川市民の安全・安心の担保を具体的に取り付けること、そして次に、柳川市の地域振興策をきちんと示していただくこと、このことが優先されなければならないと強く考えております。

そこで、3点まずはお聞きをしたいと思います。

初めに、本市から防衛省へ3つの質問と、そして、防衛省からの回答についての書面がここにあるわけですが、まず1点目に、オスプレイの飛行により生活環境、騒音や振動、排水等に影響があった、もしくはあると考えられる事象が発生した場合の対応はどのようになるのかということで市のほうから質問を投げかけられております。この回答として、防衛省は、佐賀空港周辺において航空機を運用する場合は、例えば、朝8時から17時の飛行を基本とすることや空港南側の場周経路を高度300メートル以上で飛行するなど、周辺環境には十分配慮し、その上で、万が一にも自衛隊機の運用が原因で生活環境に悪影響が生じた場合は、その状況を確認の上、個別具体的な状況に応じて適切に対応していくという回答がなされているわけですが、特に、この生活環境に悪影響が生じるという具体的な基準は何なのか、ここについて柳川市の見解を求めます。

#### ○生活環境課長（野口貴光君）

緒方議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

緒方議員御指摘の防衛省からの回答とは、令和5年5月12日に柳川市から九州防衛局に照会し、同月18日に回答された内容の件だと思います。

担当課として考えている一般的な生活環境というものは、環境基本法に定められた大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下の7点だと承知しておりますが、実際の運用がされていない現時点では、具体例についてはお答えすることは困難であるということをお理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、防衛省から自衛隊機の運用が原因で生活環境に悪影響が生じた場合は、その状況を確認の上、個別具体的な状況に応じて適切に対応していくという説明を受けております。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

基準は今のところは明確に示されていないということでしょうか。

**○生活環境課長（野口貴光君）**

お答えします。

基準でございますが、明確に示されていないということではなく、個別具体案件に適切に対応していくということで、例えば、音がこのくらいだとか、そういう個別の基準をつくらないということでございます。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

ちょっと私よく分からない点がたくさんあるんですが、それでは2点目に、駐屯地からの排水について、油漏れにより被害が生じた場合、国が補償、賠償や設備の改良などの措置を講じていただきたいという質問状を渡されていますが、回答として、駐屯地からの排水に関連して有明海や漁業に影響が出ないように万全を尽くすことが大前提で、その上で、万が一地域の皆様に損害を与えた際は、関係法令に基づき適切に対応するという回答がなされておりますが、再度お聞きしますけれども、損害を与えた際は関係法令に基づき適切に対応することは具体的にどのようなことなのか、市の見解を求めたいと思います。

**○生活環境課長（野口貴光君）**

関係法令に基づくとは具体的にどういうことかということだと思っておりますが、関係法令については、一般的に想定されるのは国家賠償法などが考えられます。しかし、個別具体的な事例に対応した法令もある可能性が排除できないため、関係法令というふうな大きくくりな回答をしていただいているというふうな考えでございます。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

せっかく答弁いただいておりますけど、私もなかなかちょっと理解ができない部分があります。

3点目ですね、駐屯地の配備や自衛隊の運用がノリ養殖をはじめ、漁業に影響を与えた原因であると特定、または推測された場合は、国が補償、賠償や設備の改良などの措置を講じてもらいたいという質問をされてありまして、防衛省は、万が一陸自V-22オスプレイの運用や関連施設などにより漁業事業者に対して経営上の損失や損害を与えた場合には、関係法令に基づき適切に対応するという回答がなされているわけですが、漁業事業者に対して経営上の損失や損害を与えた場合とは具体的にどのようなことなのか、市の見解を求めます。

**○生活環境課長（野口貴光君）**

先ほどの緒方議員の質問にお答えしたいと思います。

繰り返しになりますが、関係法令を具体的にという御質問でございますが、一般的に想定

されるのは国家賠償法などが代表的なものとなります。しかし、個別具体的な分について一つ一つ法令を挙げるといふふうな形にはなりませんので、関係法令というくりにしておるところでございます。

実際の運用が始まってみないと、どういった事故や被害があるか分からないということになりますので、関係法令についてはそういった形で回答をしていただいているというところでございます。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

私は被害の基準というのは、やはり双方に明確にしておかなければいけないと思います。その基準がなければ抽象的な判断しかできないわけでございますが、例えば、柳川市としては、今、柳川市内に観測点というんですか、騒音の測量点というんですか、2か所あるんですが、これを倍にするとか、そして、頻繁に測量をやっていただくとか、ここについても国や佐賀県に対してきちんと観測地点を増加してほしいというようなことも具体的に話をすべきじゃないでしょうか。

そしてまた、有明海についても海水の汚濁等々がどの程度あったのか。何らかの駐屯地からの排水が流れてきて汚濁になった場合に、どの基準で対抗できるのか、柳川市民にとって安心・安全の担保をどれだけのものがきちんと取れるのか、ここはやはりきちんとした観測点を設けていただくというようなことがまず第一義であって、そして、それに対して基準をきちんと防衛省と柳川市と、どの基準で柳川市が対抗して、向こうがきちんとした補償をしていただくというようなことは当然のことながら必要じゃないでしょうか。私はそう考えるんですけれども、いかがでしょうか。

#### ○生活環境課長（野口貴光君）

緒方議員が言われたような観測点や測量、それから、水質汚濁の基準点などでございますが、確かにそういったものも設けることはできるかと思いますが、実際、想定できる部分についてはそういった形で協議はできるかもしれませんが、想定していなかったような被害が当然出てくるかなというふうに考えております。そういったものについては、ある程度明確に書くんじゃないで、関係法令という大くくりを幅広いことで対応していただくというふうにしたほうが漏れがないという状況かなということで、こういう関係法令ということにしております。

ただ、議員がおっしゃられるように、観測点あたりについては今後検討していきたいと思っております。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

検討していただくということなんですが、それは私は当然のことだと思うんですね。ど



の基準で救われるのか、どの基準で柳川市として対抗するのか、市民の被害をどの基準で救っていくのか、この部分についての基準がなければ私は全く対抗することに値しないと思いますので、検討していただくことは当然なんです、やはり国、県に対しても、ここについてもきちんと話もしていただきたいと考えますが、いかがですか。

**○生活環境課長（野口貴光君）**

国、県とも協議してという御質問でございますが、当然、空港の設置者であります佐賀県、それから、福岡県内については情報連絡会等がありますので、そういった機関、組織を通じて協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

ぜひよろしく申し上げます。

それと、5月30日のオスプレイ配備計画の説明会に私自身も参加させていただいたんですが、その中で意見が出ていました。特に、有明海に機体が仮に墜落したとき、そして、部品の落下が起こったとき、ここについて誰がどう対応して、どんな補償をやるのかというような質問がありました。ここについての、今、防衛省とのやり取りの中で具体的な補償が公表できるものがあればぜひ公表していただきたいと思っております。

**○生活環境課長（野口貴光君）**

墜落や落下の事案が発生した場合の対応や補償はということでございますが、事故や落下物等はあってはならないことです。そのため、自衛隊には機体の整備や隊員の操縦技術の練度の向上と維持など、安全管理を徹底していただきたいというふうに願っております。

その上で、万が一事故等が発生した場合は、本市への速やかに情報を提供いただくとともに、防衛省には関係法令に基づいた適切な対応を真摯に、そして、迅速に行っていただきたいというふうに考えております。加えて、原因の早急な解明と対応策、併せて解決策の実施の報告を行っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

再度質問させていただきますが、補償等については何か具体的なお互いの交渉とかやり取りとかもされたんですか。そして、それに対しての結論が何か出ているんですか。

**○生活環境課長（野口貴光君）**

何度も同じ繰り返しになるかもしれませんが、部品についても小さなものから大きなものまでありますので、これが落ちた場合はこのくらいですよとかいう話については非常にしにくいという状況がありますので、個別具体的な内容については協議したことはございません。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

その部分は、これは当然あってはならないことかもしれませんが、やはり様々なところで事故や落下やいろんな墜落もあっていきますので、ここはやはり具体的に防衛省としっかりと折衝を行った上で、市民に公表できるものについては公表をしていただきたいと思えます。

それともう一点ですが、柳川市の地域振興策について具体的な何か案が示されているのかどうか、そして、折衝されたのかどうか、ここについてお尋ねをしたいと思います。

#### ○生活環境課長（野口貴光君）

本市の地域振興策の要望についてでございますが、防衛省では、自衛隊の行為、または関連施設の設置、もしくは運用で生ずる障害の防止のための防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律、略して環境整備法というのがあります、交付金等の助成を行っております。この法律の第8条に、防衛施設の設置、または運用によりその周辺の住民の生活、または事業活動が阻害されると認められる場合には、地方公共団体が行う施設整備のための費用の一部を補助することができるというふうになっております。

このような周辺対策事業の実施は、佐賀駐屯地の設置、または運用に係る障害の実態を踏まえ検討することになると聞いております。そのため、現時点では障害の実態がないため要望できないというふうを考えております。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

当然、空港の立地自治体ではないので、その部分は理解はできるんですが、悪天候の場合は、この柳川市の上空を目視飛行で管制官の指示の下で飛行するという事は、きちんとした話があるわけですので、その場合にやっぱり備える必要があると思えます。

特に、私が質問したいのは、この地域振興策一つにとっても、やはり私は柳川市から既に要望もきちんと出して、そして、その協議も行われて、この時期に回答もいただくことが望まれたんじゃないのかなと思えます。具体的には、例えば、大牟田川副線のバイパスがあるんですが、今、昭代の七ツ家から大川に向かっての約4キロ間は今年度から整備が始まって、令和8年度に完成予定ということなんですが、なかなかまだ見通しが立っていないわけなんです、当然、昭代地区にとってはこのオスプレイの騒音被害等々がかなり見受けられるケースも出てくるんじゃないのかということで、地元の方からはこの道路整備をぜひ早急にやっていただくことを要望すべきじゃないのかという話もあっております。そして、大川まで抜けて、大牟田川副線に直結した場合には佐賀空港のアクセスも物すごくよくなりますし、お互いに利があるということで、なぜこの部分を地域振興策として要望されないのかという話も出ておりますので、質問をさせていただいているわけでございます。

この点については何か今まで検討したとか、いや、全く検討していないとかあれば教えていただけませんか。

○生活環境課長（野口貴光君）

振興策を使って大牟田川副線バイパスの整備をとということでございますが、先ほど御説明したとおり、地域の振興策というのは環境整備法というものがございます。これについては、先ほど言われたような騒音に対して、例えば、各家庭に二重サッシをつけるとか、そういった障害を取り除くための補助というふうに聞いておりました、バイパス整備というものを関連づけて聞いたことはございませんので、その辺り、また聞いてみたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

国からそのことを明確に言われることはなかなかないと思いますので、こちらが地域振興策としてこれを要望したいんだと真摯に折衝していただくことが必要だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、私が思いますのは、悪天候のときには柳川市の上空を飛ぶ可能性はあるということとを私自身は多分1年前から指摘をさせていただいていたと思うんですが、これを知り得たという時期というのはいつだったんですか。市長が柳川市上空を悪天候のときにオスプレイ等々が飛ぶ可能性はありますということを知り得たときというのはいつでありだったんでしょうか。

○生活環境課長（野口貴光君）

すみませんが、手元に資料がありませんので、答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

市長、何かありましたらお願いします。

○議長（近藤末治君）

市長、分かりますか。

○市長（金子健次君）

それは大分遡りますけれども、前の佐藤副大臣が柳川市に来庁されて、説明のとき、悪天候時は柳川上空を飛びますということのやり取りがありました。それで、そのときには必然的にILSを使うということだったと思います。私はそれに対して、悪天候時は飛ばないでくださいと、そういう台風時はですね。そして、そのときの答弁が、災害救助法に基づいて飛んだ場合には致し方ないだろうと。私についてはそれを否定するものではなかったもので、そのやり取りの中で、そのとき言われた分はそういうことだと。そのときが初めてだと思います。

○17番（緒方寿光君）

市長、答弁ありがとうございました。

私が述べさせていただきたいのは、その時点で柳川市の上空を飛ぶ可能性はあるという話を受けたときに、やはり柳川市としては、いや、その場合には、市民の安心・安全の担保のために、これだけは明確にさせていただきたいというようなこともそのときに当然私は話をされるべきだったのではないかと思いますし、もう一つは、地域振興策等々についても、柳川としても当然騒音公害等々ある可能性は高いので、この部分についてはぜひお願いしたいというようなことをその時点で申される必要があったのではないのかと思いますが、いかがでしょうか。

**○市長（金子健次君）**

それはまだ配備計画がなった段階の間もないところに佐藤副大臣がおいでになったということで、そういうところの考えるゆとりもなかったし、そういうところでのやり取りでしたので、そこまでの要望というのは考えていませんでした。

いずれにいたしましても、佐賀空港には計画が決まりましたので、その中で、緒方議員は容認をする立場ということで先ほど言われましたけど、私もどちらかというところ、国防自体は国の専権事項でありますので、地方自治体の長としては協力する立場にあるという考え方は何回か申し上げましたけど、ただ、私、市長として市民の安心・安全というのは担保する必要がありますので、その分については、どういう形で確認を結んでいくかということについては努力をしてまいりたいというふうに思っています。

それともう一つが、福岡有明漁連の関係がまだ残っていますので、有明漁連と九州防衛局とのやり取りの推移を見守ってみたいというふうに思っています。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

市長、答弁ありがとうございました。

私はやはり、今、市長もおっしゃいましたけれども、まずは柳川市民の安心・安全の担保が具体的に取れないことにはなかなか明確な結論は出せないということはよく分かります。しかしながら、既に駐屯地は着工されておりまして、これから土壤改良だとか、駐屯地の排水設備の工事だとか、とんとんと進んでいく予定であります。2025年6月にこれは完成するという予定で工事が既に着工されております。そのような中において、やはり先ほどから話もさせていただいておりますが、そういう有明海の汚濁等々の問題があった場合、そして、2025年以降になるかもしれませんが、機体が飛んだ場合に様々な環境被害等々あった場合、ここについては、やはり柳川市としては基準をきちんと持って、被害の基準を、いや、ここまではぜひ基準としてということで、やはり早め早めに具体的に防衛省と折衝されて、そして、確認書もきちんと取られて、そして、柳川市民の安心・安全の担保を間違いなく交わされるということが市民からも望まれているのではないのかなという気がします。この前の説

明会ではちょっと違う方面から話もあっていましたが、やはりこの安心・安全の担保を取ることが柳川市にとっては今最優先ではないのかと思いますので、この確認書について、昨日の新谷議員の質問において市長の答弁は、8月に再度説明会を開かれるというような話もちょっとお聞きしておりますが、今後どのような具体的なスケジュールを踏んで、市長の佐賀空港のオスプレイ等の配備についての最終結論を出されるのか、その具体的なタイムスケジュールをお聞きします。

#### ○生活環境課長（野口貴光君）

具体的なタイムスケジュールはという御質問でございますが、本市はこれまで九州防衛局に対し4回の照会を行っております。その上で、可能であれば市民の安全・安心を担保するため、駐屯地の詳細設計や運用計画が示されていない現段階では、どこまで確認できるか見通せない部分もありますが、これまで確認した事項の幾つかの点について九州防衛局と文書にて確認したいというふうに考えております。

市民の安全・安心を担保できるよう、今後も新たな情報が提供された場合には防衛局と協議を続けていきたいというふうに考えております。なるべく速やかに結びたいというふうに考えておりますが、相手もいるので、具体的にはここでは申し上げられないというふうになります。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

野口課長から答弁いただいております。私はこの問題に対して、今、生活環境課のほうの窓口で一生懸命日常業務もされながら、この問題にも対策として取り組んでいただいていることはよく分かりますが、今後、果たしてこのような形で本当の対応ができるのかなど、ちょっと危惧をしているところでございます。

工事は既に着工してしまっていて、要は2025年6月までには完成をする。そして、それから機体の運用も始まる。この3年間というのは非常に柳川市にとって環境被害等々の対策を含めて重要な時期に入ると思います。そのような中において、窓口として果たして生活環境課のみでこの対応ができていくのかどうか、私は大変危惧するところでございますが、何か専門のオスプレイ対策の窓口を1つつくる必要が今あるんじゃないでしょうか。市長の考え方があれば、ぜひお聞きしたいと思っております。

#### ○市長（金子健次君）

最終的には確認事項については、先般、全協で申し上げましたように、議会の中で話をしてみたいということで、そのことは重要な、議会の了解を取り付けられないといけないというふうに思っています。

それと、野口君のほうで、生活環境課でやっていますけど、その分については生活環境課だけではなくて、このラインも含めて、副市長、総務部長、それに部長たちも含めてやって

いますので、そういうメンバーで私はいんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

いずれにしても、このオスプレイの配備計画については、何回も申しておりますが、既に駐屯地の工事の着工が始まっておりますので、やはり早急に、そしてまた、具体的な環境基準をもって相手方に折衝していただいて、そして、確約書をきちんともらわれて、そして、一つ一つ柳川市の安心・安全の担保をまず取っていただきたいと思います。そして、地域振興策も含めまして、きちんと要望もしていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

先ほど佐々木議員のほうから柳川駅西口についての掘割の整備について質問がございました。私自身もこの掘割と観光の共生のあり方検討委員会の委員に入れていただいて、これまで10回以上意見も言わせていただいたし、議論もさせていただきました。しかしながら、観光事業者の連携を含めて、なかなか合意形成が調わないという現況にあります。

そんな中で、川原室長については大変御足労をかけながら、私のほうからも、全体会ではなかなか意見も出にくいので、分科会に分けてきちんとした議論を、本音を語るようなテーブルをつくるべきじゃないでしょうかという話をさせていただいて、そのことに対して対応もしていただいたわけですが、観光事業者の連携等々の合意形成がなかなかできないというような状況であります。私自身は意見も言わせていただいた内容を1つだけ申しますけれども、やはり観光事業者にとっても、組合をつくって、そして、横の連携をしっかりとくって、川下りの料金一つにしても、2千円、2,500円ぐらいの統一基準をつくって、そして、常勤の船頭さんの福利厚生も上げて、お互いに繁忙期は横の連携を取って手伝いをやると、お互いに協力もやるというようなことをぜひ協力していただきたいというような話もしたことがありますが、実はなかなか観光事業者の合意形成は調っていないのが現況なんです。

この現況をもって、先ほどからも質問がございまして、答弁もあつておりましたが、市長のほうからは、いや、きちんと運用面で結論を出すんだという強い決意をいただいたわけですが、まずもって私が思いますのは、佐々木議員からも話があつておりましたが、やはり5年前に工事着工するときに、全ての合意形成とはいませんが、仮の合意ぐらいはきちんと取り付けた上でスタートすべきじゃなかったのかなと。今、私が10回以上委員会に入らせていただいて意見もいろんな話も聞いていく中で、あと1年10か月でこの運用等々の合意形成の結論が出るのかなと大変心配をしているところでございます。

ここについて、今後どのような具体的な行政としての試案を出していくのか。例えば、組合をつくるのであれば、組合をつくるメリット、デメリット等々をきちんと協議会の中で披瀝もしていただく。行政にとっては、やっぱり観光事業というのは柳川の一つの目玉ですし、

川下りというのも目玉でございますので、ここの部分については、やはり行政と、そして、観光協会がきちんとした試案を持ってあらゆる提案もやっていかなければ、観光事業者の方にこれをやったほうがいいですよ、あれをやったほうがいいですよということで今話をしても、なかなか話が実際前に進まないんですよ。ここについてどのように今後具体的な案を出されて、この1年10か月の間に合意形成をまとめていこうとされているのか、お聞きします。

**○観光課DMO推進室長（川原洋一君）**

緒方議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの佐々木議員への答弁と重なる部分があるかと思いますが、御了承いただきたいと思えます。

議員御承知のとおり、令和3年11月から行ってきました柳川市掘割と観光の共生のあり方検討委員会の提言書に基づきまして、市と観光協会では4月26日に第1回川下り事業者連携会議を開催し、緒方議員にも御出席いただいたところでございます。今後の西鉄柳川駅西口乗船場に係る運用ルールなどもこの川下り事業者の連携会議で進めていく重要なテーマだと思っております。

なお、組合組織等々については、議員御承知のとおりと思えますけれども、ここ六十数年できたことはございません。そういうことも含めながら、柳川市と観光協会のできることで、そして、川下り事業者の皆様のできることで、それぞれを川下り事業者連携会議の中で出し合いながら、具体的なルールについて、そして、運用案について話し合いをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○17番（緒方寿光君）**

答弁ありがとうございます。

ぜひ市長にお願いしたいのは、この川下りの連携協議の中にぜひ市長も出席をしていただいて、リーダーシップをぜひ取っていただきたいと思えます。なかなか本当に合意形成が取れないんですよ。なかなか難しい状況の中にありますので、ぜひ御出席をしていただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**○市長（金子健次君）**

午後の最初の中で佐々木議員のほうからも出ましたように、合意形成は非常に難しいと私も感じております。私自身が出て、そして、説得をするとか説明をするとか、そういう場も必要だというふうに思っていますので、努めてそういう場の中には入って、1年10か月後にはオープンできるような形を努力してみたいというふうに思っています。緒方議員さえも8回の会議の中に入って、非常に難しいということを言われましたので、川原君からずっと報告を受けていましたけれども、そういうことで努力をしてみたいというふうに思っています。

そのことを努力することによって、結果として、これも結果として出さなければなりませんので、まとめなければなりませんので、どういうまとめになりますかどうか分かりませんが、協力をお願いしたいというふうに、最大の努力を惜しまないつもりです。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

ぜひよろしくお願いを申し上げます。

あともう一つ大きなネックは船頭さんの人材の不足なんですよね。若い船頭さんの中で離職者も増えて、今現在、実際60人いた常勤の船頭さんが40人を切っているという状況の中です。船のこぎ手がいなければ、この川下りの十分な受皿にはならないわけですので、ここについて、川下りの船頭の人材確保について、行政として今後何か政策、そして、施策を考えてあるならばぜひ話をいただければと思います。

#### ○観光課DMO推進室長（川原洋一君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、サービス業全般の問題、また、観光業全般の問題であるかと思いますが、川下り業界におきましても、若い船頭さんを中心に離職され、船頭さんが不足し、各社求人情報や高校などに出向き呼びかけをされるなど、企業努力をされているところでございます。

議員お尋ねのアルバイトや臨時雇用など船頭さんを雇う場合におきましても、最近増加しております外国人観光客の皆さんへの多言語の対応、また、船頭さんへの待遇面など、川下り事業者の皆様とすり合わせする必要があるかと思っておりますので、行政ができることも含めながら、今後、川下り事業者連携会議でのテーマの一つとしていきたいと考えております。

また、議員御承知のとおり、第1回川下り事業者連携会議の中で、ある船会社より、船頭さんのレベルの底上げが必要だと思っておりますので、勉強会をしてほしいという御意見をいただきました。そこで、5月29日に船頭さんも含めました第1回川下り関係者へのセミナーを開催しまして、「北原白秋の詩歌と国指定名勝水郷柳河<sup>すいきょうやながわ</sup>について」というテーマで講演を行ったところでございます。

今後も新人の船頭さんを含めた川下り事業者の皆さんのスキルアップの手助けとなるようなセミナーなどを側面的な支援として、川下り事業者連携会議と併せて開催していきたいと考えているところでございます。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

常勤の船頭さんを増やすというのは、これは当然、観光事業者も努力をされていると思いますが、なかなかそれでも常勤の方が見つからないという状況でございますので、先



ほど私の考えを少し述べさせていただきましたが、やはり川下りの料金も2千円、もしくは2,500円に多少なりとも上げて、そして、福利厚生にきちんとした形で還元をしていただくというようなことも今後必要ではないのかなど。これは私の意見でございます。

それともう一つは、臨時の船頭さんも探されて育てられて、そして、見つけていく必要があるのではないかと思います。例えば、コロナ禍において旅行会社などで添乗員を人材登録する会社も出てきておりますが、一つの仕事を持って、そのほかにアルバイトで臨時として登録をして、繁忙期にはそこに添乗員として行っていただくというような旅行会社も出てきているわけでございます。そのような意味では、やはり行政、特に、観光協会でもいろんなPRもして、そして、船頭さんの募集もして、いや、臨時も募集していますよと。そして、育てる部分もきちんと必要ですし、登録をしていただいて、人材を繁忙期には紹介もしていくというようなことも、これから船頭さんの人材が本当にいなくて、西口が立派にできたと、掘り込みのクリークもできましたという中において、果たしてこの船頭さんの人材が、いや、なかなか厳しいんですよというようなことでは、当初の目的である観光客に対するサービスの向上や、そして、観光の消費を上げるということはなかなか厳しいのではないかと、私はそう考えるわけでございます。

この船頭の人材確保について、市長の行政としての考え方がおありになればぜひお聞きしたいと思います。

#### ○市長（金子健次君）

大体緒方議員と考え方は一緒なんですけれども、やっぱり料金も受益者の乗船される方が余計負担をしなければ、船頭さんの労働条件とか、そういう面では船会社は上げることができないと思いますので、そのことからやっぱり話し合いをしなければならないという考え方は一緒です。

それで、船頭さんになられた方が、仕事に誇りを持って生活できるような、そういう待遇面も含めてしていかないと、アルバイト的な形はいらっしゃると思いますけれども、そういうところで質的な部分を高めていって、その分は、船頭になるためには、給料も高いけれども、なかなか難しいねという形も取らなければならないという考え方は緒方議員と一緒に形でございます。いろんな形で考え方がいろいろあると思いますけれども、こういう中で私も入っていきたいと思っておりますので、ぜひ緒方議員、また、議員の皆さん方のお知恵もいただきたいというふうに思っています。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

どうぞこの西口の掘割の利活用の運用と、あと、船頭の人材確保について、行政もぜひこの整備が完成する前にきちんとした結論を導き出せるように、ぜひ様々なリーダーシップを取っていただいて、観光事業者をまとめていただければと思いますので、よろしくお願

たします。

最後の質問になります。自主財源の確保について、まずは質問をさせていただきます。

柳川市は御存じのように、市債残高、令和3年度末で386億円となりました。前年比較で30億円増加をしました。そして、令和3年度末で将来にわたる実質的な財政負担額は前年度比較で27億円増加しまして、266億円となりました。そして、1人当たりの将来にわたる財政負担額419千円となりまして、前年度と比較して48千円も増加しました。これまで10年間において毎年およそ800人前後の人口が減少し、令和4年3月31日では人口6万3,566人となっております。

そして、柳川市はこれまで長い間、安定した財政運営のためには自主財源の確保が喫緊の課題だということが言われておったわけですが、この実態については間違いありませんでしょうか。確認をさせていただきたいと思います。

#### ○財政課長（田中勝裕君）

本市は財政運営を行っていく上で中期財政計画というのを立てております。その中で、やっぱり一番の課題といたしましては、安定的な財源の確保、こういったものがございまして、あと、歳出面においてもいかに抑えていくかと、行財政改革を進める中で抑えていくかといった取組も必要だというふうに思っております。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

入りをきちんと増やして支出を抑えていくということを述べられたんじゃないかと思えますけれども、当然そのとおりだと思いますけど、ただ、柳川市にとって、これからさらに厳しい財政が見込まれるわけでございます。例えば、市役所の庁舎増築15億円、そして、市役所柳川庁舎改修4億円、そして、学校統廃合事業50億円前後だと思います。水の郷の改修費10億円、その他もろもろの公共施設の改修や施設の解体だとか維持管理費、多額の費用が必要になるわけでございます。

そして、17年後の2040年には人口4万7,000人となるという予測であります。特に、生産年齢人口2万2,000人前後になるであろうと言われております。いわゆる働き盛りの市民がどんどん減っていくと。そして、この人口が減っていくことによってもろに影響を受けるのは、皆さん御存じのように税収でありまして、大変厳しい財政運営になるんじゃないかと思っております。

そのような意味で、もう一回お聞きしますけれども、自主財源を確保するために何を具体的な施策をもって今後自主財源の確保を具体的に行うのか、ここについて質問をいたします。

#### ○財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

自主財源の最たるもの、議員御指摘のとおり、市税ということになります。令和3年度決

算において自主財源の63%を占めており、その増収を目指す取組というのは必要となってまいります。

移住・定住施策や企業誘致などによって人口増加や企業立地を促し、安定的な税収増を目指す必要がありますけれども、これらについては一朝一夕にできるものではありません。時間をかけて地道に取り組む必要がございます。

そうした中、今できる取組といたしまして、ふるさと納税に力を入れておりますし、市有地の売却も進めるといったことにしております。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

項目は分かります。何をやろうとされるのかは分かりますが、例えば、令和3年度においては自主財源が前年度から650,000千円減少して、予算の中で約100億円になっております。そして、全体予算の構成率が26.9%となったと。全体の3割を切っているわけでございます。その根幹である市税は25,000千円減少していると。

そのような中において、やはり私が一番大事だと思うのは、安定財源である企業誘致、ここに力を注ぐ必要があるのではないかと考えているわけでございます。昨日も企業誘致の質問もあっておりました。やはり法人の市民税を税収効果として加えることが、これから高齢化、そして、その進行等々を考えますと、法人市民税の割合を高めていくということがこの税の減収のリスクへの備えではないのかなと思います。

これは私の考えなんですが、やはりこれまで10年間において産業団地を造って、そして、企業誘致も積極的にトップセールスも行われて、今様々な誘致を実現すべき時期だったのではないかと、私はそう考えているわけでございますが、市長のこれまでの安定財源での取組を具体的に聞かせていただきたいと思います。

#### ○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

緒方議員の質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、安定した財源を確保する施策の一つとしまして、企業誘致、これは重要であると思います。4月に企業誘致推進課をつくっていただいておりますので、我々が積極性を持って市が保有する土地等の活用やオフィス系の優遇措置等を創設しまして、何とか一つでも多く企業の誘致につなげていきたいと考えております。

以上です。

#### ○市長（金子健次君）

市長になりまして15年目に今入っていますけど、緒方議員とは一般質問で企業誘致の問題については随分やり取りをやってきました。その中において、幾ばくかの企業誘致はできたと思うんですけれども、私が思っているような企業誘致はできませんでした。というのは、土地の問題と農地転用の問題、そういう問題等が重なって非常に難しいと。水問題、地盤沈

下の問題、そういうことで企業が抜けていったところもありましたし、あと私は、学校統合再編の中で空き校舎が出てくるんですね。そういう面について、やっぱりリモートで仕事ができると、そういうような事務系のものについて、金子企業誘致推進課長には話をして、そういうことを全国では盛んにやっているところがあるから、空き教室を利用したような形をもっと研究してくださいというふうな話をしております。なかなか大手さんのほうに、熊本県のような形は難しいというふうに思っていますので、そういうことが来れば固定資産税、法人税が一気に増えますけれども、今の中で粛々とやっていく以外にないなという考え方はずっと変わっておりません。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

昨日も質問があっておりましたが、これから10年間において学校の統廃合が行われて、廃校の利活用をしたいというような答弁もあっていたと私は記憶をしておりますが、当然のことだと思いますよね。この10年間において14校ほどの廃校が出てくるわけでございまして、大和町には4校ですかね、令和6年度末には廃校になるということですかね。ここについて、やはり金子企業誘致推進課長からも話をいただいておりますが、やはり大事なのは、廃校をどう利活用するのかという基本方針をまずつくらなきゃいけないんじゃないでしょうか。そして、基本方針をつくって、検討委員会の中で当然練り上げられていいと思いますが、そして、基本方針に沿って、やっぱり実施計画を早くつくるべきじゃないんでしょうか。今現在、私のほうにいろんな話があるのは、いや、廃校のプールを使ってウナギの養殖の会社がやってみたいというような声もちらほら聞いておりますし、キャビアだとか、プールを活用させていただいて、そして、体育館の中でも養殖はできるので、体育館をぜひ活用させていただきたいと、そういう話も出てきているわけですよ。

そのような中において、検討委員会の中で何をどう議論されるか分かりませんが、今、市長からも答弁いただきましたが、企業誘致として、自主財源を本当に確保するという覚悟を持って進まれると思いますが、ここについては、やはり廃校の利活用の基本方針、基本計画をきちっとつくって、実施計画をつくって、この10年間において14校ほどの廃校ができるわけですので、これをどう活用していくのかという自主財源をきちんと確保するという方針を持って今やらなければならないときじゃないでしょうかね。タイムスケジュール等をぜひ聞かせていただけませんか。

#### ○副市長（中村智弘君）

企業立地検討委員会の委員長を務めておりますので、私のほうから少し答弁させていただきたいと思います。

学校跡地などの公共跡地活用につきまして、企業誘致ということでございます。この件に関しまして、企業立地検討委員会のほうでしっかり検討してまいりたいと思います。

現時点でスケジュール等を示すことはできませんが、昨日の菊次議員の一般質問でもメールをいただいたと思っておりますので、しっかり努力してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

副市長からしっかり努力をしていきますという答弁をいただいておりますが、1つだけ最後に質問しますけれども、この廃校の利活用の基本方針だとか実施計画だとかつくられるんですか、その検討委員会の中で。それとも、ほかに別に考えられているのかどうか。

**○副市長（中村智弘君）**

ちょっとまだ具体的にどういう計画、どういう手順で進めていくかというところまで議論は煮詰まっておりますが、今日、緒方議員からいただいた御指摘も踏まえて検討してまいりたいと思います。

以上です。

**○議長（近藤末治君）**

緒方議員、残り時間が少ないです。

**○17番（緒方寿光君）**

企業誘致については、昨日も質問があっておりましたが、やはりあらゆる企業がですね、いや、ここで利活用してみたいな、柳川に出てきたいなという気持ちが盛り上がってあるときに、やはりこっちからでも出向いて、いや、こういう条件でいかがでしょうかというのが大事なところじゃないんでしょうかね。ずっと待つて待つて、いや、これから検討します云々して、そしたら、実際にそういう利活用したいという企業が少しずつ出てきている中で逃すことにならないですかね。

**○議長（近藤末治君）**

副市長、簡潔にね。

**○副市長（中村智弘君）**

おっしゃるとおり、時期を失することのないように、しっかり情報収集もしてまいっておりますし、これからも先進事例等調査も含めて、そういうニーズにもしっかり耳を傾けて議論を進めていきたいと考えております。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

行財政改革については、すみません、質問は今回時間の都合でできませんが、また次回でもさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（近藤末治君）**

これもちまして緒方寿光議員の質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

ここでお諮りいたします。一般質問は22日までの3日間としておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了しましたので、22日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

御異議なしと認め、22日は休会とすることに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時14分 散会

## 柳川市議会第3回定例会会議録

令和5年6月29日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椛島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
5番	田中康徳	6番	橋本憲之
7番	佐藤勝広	8番	今村智子
9番	浦川和久	10番	新谷信次郎
11番	江口義明	12番	荒巻英樹
13番	佐々木創主	15番	高田千壽輝
16番	矢ヶ部広巳	17番	緒方寿光
18番	樽見哲也	19番	近藤末治

### 2. 欠席議員

14番	荒木憲
-----	-----

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次									
副市	長	中村智弘									
教	育	長	橋本秀博								
総務	部	長	平田敬介								
会計	管	理	者	田島雅彦							
市	民	部	長	松藤満也							
保	健	福	祉	部	長	池末勇人					
建	設	部	長	中村正光							
産業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	松永久
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	武田真治	
消	防	長	松藤敏彦								
人	事	秘	書	課	長	江口英範					
総	務	課	長	新開文隆							
企	画	課	長	古賀順一郎							
財	政	課	長	田中勝裕							
健	康	づ	く	り	課	長	横山久美				
福	祉	課	長	内田猛							
学	校	教	育	課	長	古賀洋					
生	涯	学	習	課	長	野田学					
建	設	課	長	古賀洋二郎							
農	政	課	長	木原隆文							
水	路	課	長	梅崎秋敬							
生	活	環	境	課	長	野口貴光					

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	田	啓	介							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

5. 議事日程

日程（1） 議会運営委員長報告について

日程（2） 各委員長報告について

① 総務常任委員長報告について



- 議案第35号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について  
議案第40号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第42号 財産の取得について  
請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書

② 建設経済常任委員長報告について

- 議案第36号 柳川市屋外広告物条例の制定について  
議案第37号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第43号 市道路線の認定及び変更について  
議案第44号 令和4年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
議案第45号 令和4年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

③ 教育民生常任委員長報告について

- 議案第41号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について  
請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について

日程（3） 議案の上程について

- 議案第51号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度充実に係わる意見書について  
議案第52号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

日程（4） 「オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会」の設置に関する決議

---

午前10時 開議

○議長（近藤末治君）

おはようございます。本日の出席議員18名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

○議長（近藤末治君）

日程1. 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（橋本憲之君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和5年第3回柳川市議会定例会最終日の日程等につきまして、昨日、6月28日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議案の上程についてで、議員提出の議案第51号及び議案第52号の2議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、2議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑終了後、2議案とも即決といたしております。

日程4が議員提出の「オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会」の設置に関する決議であります。

提案理由の説明後、質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑及び討論の終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

#### ○議長（近藤末治君）

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおりといたします。

### 日程第2 各委員長報告について

#### ○議長（近藤末治君）

日程2. 各委員長報告について。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

#### ○総務常任委員長（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

6月13日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件並びに6月16日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

---

## 4 結果

### (1) 議案第35号 原案可決

本案は、令和5年度柳川市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ「3億6,367万円」を追加し、補正後の予算総額を「329億6,743万9千円」としようとするものであります。

審査の過程で、企業誘致に係る奨励措置の内容、及び措置内容をもっと広く啓発してもら

いたい、偉人マンガの製作方法及び今後の活用、病児保育利用者負担無償化事業費補助金の内容等について質疑及び意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第40号 原案可決

本案は、柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令により、急速充電設備の全出力がこれまでの200キロワット上限が撤廃されました。また、健康増進法が改正され、受動喫煙防止の観点から、多数の者が利用する施設等については、一定の場所を除き喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要になったことから、所要の改正を行うものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3) 議案第42号 原案可決

本案は、財産の取得についてであります。

購入から14年目を迎えた本署配備の救急3号車について、経年劣化による搭載医療機器の故障事案がたびたび発生し、部品供給終了に伴い部品交換も困難な状況であることから、救急体制の維持・強化のための車両更新を行うものです。

審査の過程で、救急自動車に搭載する医療機器の選定方法等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4) 請願第3号 採択

本件は、地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書についてであります。

2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたって、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう政府に対し意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で採択とすることに決定いたしました。

---

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（近藤末治君）

以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（江口義明君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

6月16日の本会議において当委員会に付託を受けた議案5件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

---

#### 4 結果

##### (1) 議案第36号 原案可決

本案は、柳川市屋外広告物条例の制定についてであります。

現在、福岡県屋外広告物条例に基づき規制誘導を行っている屋外広告物について、本市の景観計画と連携し地域特性に即した取扱いを図ることにより良好な景観形成に資するため、条例を制定するものです。

審査の過程において、条例施行前の福岡県の条例適用についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (2) 議案第37号 原案可決

本案は、柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議会に提出されている柳川市屋外広告物条例の制定に伴い、柳川市手数料条例に定める屋外広告物許可申請手数料の規定を改正するため、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (3) 議案第43号 原案可決

本案は、市道路線の認定及び変更についてであります。

圃場整備及び道路新設に伴う2路線を新規認定、路線の一部廃止に伴う5路線の変更を行うものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (4) 議案第44号 原案可決

本案は、令和4年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

処分の内容については、令和4年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金「3億5,354万6,797円」のうち「58万6,242円」を減債積立金に積み立て、残余を令和5年度に繰り越すものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (5) 議案第45号 原案可決

本案は、令和4年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

処分の内容については、令和4年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金「5,176万4,410円」のうち「3,976万4,410円」を減債積立金に積み立て、「1,200万円」を建設改良積立金に積み立てるものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

---

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（近藤末治君）

以上で建設経済常任委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

○教育民生常任委員長（高田千壽輝君）（登壇）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

6月13日本会議において当委員会に付託を受けた請願1件並びに6月16日本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

---

#### 4 結果

(1) 議案第41号 原案可決

本案は、工事請負契約の締結についての議決の一部の変更についてであります。

令和4年9月定例会において議決し工事請負契約を締結した、柳川市資源物貯留施設建築工事について、世界的な半導体不足等による工期の延長、また、利用者の利便性を高めるため、敷地を拡張及び舗装工事内容を変更することに伴い、建築工事の金額を「2億3,230万3,500円」から「2億4,658万400円」に増額変更するものであります。

審査の過程において、契約額の増額分の内訳について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2) 請願第2号 採択

本件は、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で採択することに決定いたしました。

---

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（近藤末治君）

以上で教育民生常任委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了しましたので、質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時15分 休憩

午前10時15分 再開

**○議長（近藤末治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第35号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（近藤末治君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第40号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（近藤末治君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第42号 財産の取得について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（近藤末治君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本請願について採決いたします。

本請願は総務常任委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本請願は採択とすることに決定されました。

次に、建設経済常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第36号 柳川市屋外広告物条例の制定について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第37号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第43号 市道路線の認定及び変更について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第44号 令和4年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第45号 令和4年度柳川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第41号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）



討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本請願について採決いたします。

本請願は教育民生常任委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本請願は採択とすることに決定されました。

日程第3 議案の上程について

○議長（近藤末治君）

日程3. 議案の上程について。

議案第51号及び議案第52号の2議案を一括上程いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

初めに、議案第51号について提出者の提案理由の説明を求めます。

○15番（高田千壽輝君）（登壇）

議案第51号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の充実に係わる意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についてが採択されたことを受け、提出するものであります。

豊かな学びや学校の働き方改革実現のためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠であります。また、きめ細かい教育活動を進めるため、小学校におけるさらなる学級編制標準の引下げや少人数学級の実現が必要であり、今後、中学校、高等学校での早期実施も必要であります。

教育の機会均等と水準の維持向上を図り、子供たちの豊かな学びを保障するよう政府へ意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます。

げ、提案理由の説明といたします。

○議長（近藤末治君）

次に、議案第52号について提出者の提案理由の説明を求めます。

○12番（荒巻英樹君）（登壇）

議案第52号 地方財政の充実・強化を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書が採択されたことを受け、総務常任委員会委員全員で提出するものです。

今、地方公共団体には急激な少子高齢化に伴う医療、介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。しかし、現実には地域公共サービスを担う人材は不足しており、新型コロナウイルス、また、多発する大規模災害への対策も迫られています。こうした中、これに見合う地方財政の確立を目指すことが必要となっているため、政府に対し意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（近藤末治君）

提案理由の説明が終わりましたので、2議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時27分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第51号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の充実に係わる意見書について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

本案について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第52号 地方財政の充実・強化を求める意見書について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

本案について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 「オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会」の設置に関する決議

○議長（近藤末治君）

日程4. 「オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会」の設置に関する決議を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○10番（新谷信次郎君）（登壇）

皆さんこんにちは。「オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会」の設置に関する決議についての提案理由を説明いたします。

2022年11月1日、佐賀県と佐賀県有明海漁協は佐賀空港の自衛隊共用容認の確認書を交わしました。その後、2023年5月1日、駐屯地予定地の地権者でつくる佐賀県有明海漁協南川副支所の管理運営協議会は土地売却の方針を決定し、15日、佐賀県有明海漁協が国への売却を決定しました。そして、ついに6月12日、九州防衛局は駐屯地建設工事を着工しました。

配備計画が進み、陸上自衛隊オスプレイ17機をはじめ、目達原駐屯地のヘリコプターをはじめとした自衛隊機約50機以上も配置されることになり、空港から4キロに位置し、ILS、自動着陸誘導装置による飛行航路下にある柳川市にとって、オスプレイ及び多数の自衛隊機が飛び始めたらどうなるのか、市民の不安は募るばかりです。騒音、事故やトラブル、米軍の利用といった重大な課題、ほかにも空港の運用時間、九州防衛局は夜間訓練もあるといえます。運航コース、運航回数、排水など、具体的な課題がつまびらかではありません。

柳川市は佐賀県と佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書を締結しています。その合意書には計画変更時の協議として、第4条、(1)空港用途を変更するとき、誠意をもって協議を行うものとするあり、この合意書に関する佐賀県との協議、具体的検

討が必要となります。また、金子市長は九州防衛局との間に確認書を結びたいとも述べています。さらに、佐賀県と防衛省は環境保全と保障に関する協議会を検討していますが、柳川市はどのようにするのか、こうした課題に議会は市長からの報告を受けるだけでなく、積極的な調査研究、市民への情報提供の役割を果たさなくてはなりません。

佐賀空港の所在地である佐賀市は、2023年1月23日に佐賀空港の自衛隊駐屯地計画に関する調査特別委員会を設置して以来、この6月までに11回開催されております。6月15日には駐屯地建設を始めた防衛省に対し、夜間や通勤・通学時間に土砂や資材の運搬をしないよう要請することなどを決めました。市民の安全確保や事業活動に支障を及ぼさないよう強い姿勢で臨んでいます。

佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書を締結し、環境への影響等、様々な課題が想定される柳川市においても、柳川市民に対する安全・安心の責任を担う議会として独自に調査研究する必要があります。

以上をもって提案理由といたします。

**○議長（近藤末治君）**

提案理由の説明が終わりましたので、本件に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時33分 休憩

午前10時35分 再開

**○議長（近藤末治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件は委員会付託を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

御異議なしと認め、直ちに討論を行います。

初めに、反対討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

次に、賛成討論される方はありませんか。

**○16番（矢ヶ部広巳君）（登壇）**

16番矢ヶ部広巳でございます。オスプレイ調査特別委員会の設置を求める動議に賛成の立場で討論をいたします。

現状では市民の安全・安心の担保の取付けなど、全くゼロに等しいと思います。当然、課題であります市民の不安の払拭だなんて。

さきの5月30日夜に開かれた説明会によりますと、防衛省九州防衛局の伊藤哲也局長は、市民の不安解消のために説明する、理解と協力をお願いしたいとは口先だけで、このままでは不安が解消されるどころか、一層募っているのではないのでしょうか。騒音や排水問題、墜落事故、夜間飛行、悪天候などなど。

一方で、防衛省九州防衛局の幹部と、5月26日、市内の福岡有明海漁連で開催された組合長会議では、昨年11月の漁連側への説明で懸念を示していた有明海の環境への影響について説明や報告もないまま計画が進められていることに不信感を示されました。懸念事項に責任ある回答ができる立場の人の出席を要求し、出直してほしいと再協議を求められました。

オスプレイ配備ですから、米軍が利用することは日の目を見るより明らかであります。そうなれば、日本国憲法も九州防衛局との約束ありません。一番恐れるのは、佐賀空港が第2の米軍基地になることであります。既にそのような声をあちこちで耳にいたします。

子や孫に豊穡の海である有明海を守るため、ノリ業者の暮らしを守るため、ひいては柳川市民の安全と暮らしを守るため、福岡有明海漁連と手を携えながら、議員の皆様の御賛同を心からこいねがいで、賛成討論といたします。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（近藤末治君）

次に、反対討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

次に、賛成討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本件について採決いたします。

本件は原案のとおり特別委員会を設置することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成少数であります。よって、本件は否決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和5年第3回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議員長 近 藤 末 治

柳川市議会議員 橋 本 憲 之

柳川市議会議員 荒 木 憲

柳川市議会議員 佐々木 創 主